

資料編

一般 1－2－2－1 一般社団法人京都府LPガス協会亀岡支部会員

○正会員

事業所名	代表者名	〒	所在地	電話
丸 亀 瓦 斯 (株)	川 勝 啓 史	621-0806	亀岡市余部町久下佐伯81	0771-23-8211
(有) 桂 商 店	桂 宏 夫	621-0867	〃 塩屋町56	0771-22-0233
(株) サ ン コ ー	吉 見 中 行	621-0013	〃 大井町並河3-14-1	0771-22-6770
南 丹 ガ ス (株)	川 勝 啓 史	621-0835	〃 篠町浄法寺中村22-2	0771-23-2249
成 田 米 穀 店	成 田 庄 司	621-0866	〃 旅籠町32	0771-22-0518
白 井 燃 料 店	白 井 駿 佑	621-0862	〃 西町2	0771-22-0326
(有) ア サ ダ 産 業	麻 田 英 明	621-0036	〃 穂田野町柿花吉岡16	0771-23-4521
本 梅 機 械 商 会	森 源 壽	621-0255	〃 本梅町西加舎大下12	0771-26-2760
京 丹 波 ガ ス (株)	小 林 洋 一	621-0847	〃 南つつじヶ丘桜台1-28-6	0771-24-7090
(株) 仙 賀	仙 賀 尉 弘	621-0812	〃 横町6	0771-22-5021

○支部会

事業所名	代表者名	〒	所在地	電話
JA全農京都LPガス亀岡直売所	宅 間 敏 廣	621-0013	亀岡市大井町並河2-1-6	0771-29-2900
ヤサカ商事(株)亀岡営業所	糸 田 佳 幸	621-0013	〃 大井町並河3-14-1	0771-23-1261
(株)キョウプロ亀岡支店	小 林 一 広	621-0834	〃 篠町広田1-15-9	0771-22-3243
伊 丹 産 業 (株) 亀 岡 支 店	北 嶋 太 郎	621-0013	〃 大井町並河3-14-1	0771-24-7886
イワタニ近畿(株)亀岡営業所	根 本 有 二 郎	621-0815	〃 古世町西内坪9-3	0771-22-5310
(株)エネアーク関西 京 滋 支 社 亀 岡 支 店	荒 木 孝 昌	621-0054	〃 千代川町川関森ヶ下77-2	0771-22-3576

一般2－1－1－1

保 安 林 の 現 況

R4.3 末現在

水 源 か ん 養 保 安 林	土砂流出防備 保 安 林	土砂崩壊防備 保 安 林	保 健 保 安 林	計
ha 664	ha 3,246	ha 41	ha (218)	ha 4,169 (218)

() 内は兼種

一般2－1－1－2

林 道 の 現 況

R4.3 末現在

自 動 車 道		軽 車 道		計	
路 線 数	延 長	路 線 数	延 長	路 線 数	延 長
45	m 62,811	17	m 17,588	62	m 80,399

亀岡市の農業用ため池は221箇所あり、うち118箇所を防災重点農業用ため池として位置付けています。(令和6年11月現在)
なお、防災重点農業用ため池とは、以下の①～④のいずれかに該当するものです。

- ① ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
- ② ため池から100m～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m³以上のもの
- ③ ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m³以上のもの
- ④ 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況から都道府県及び市町村が必要と認めるもの

※ 家屋、公共施設等の等には、高速道路、国道、都道府県知事が緊急輸送道路に指定した道路が含まれる。

防災重点農業用ため池箇所の状況(1) R6.11月現在

名 称	位 置	管理者	受益面積 (ha)	貯水量 (m ³)	堤 高 (m)	堤 長 (m)	予想被害		
							人 家 (戸)	被災者 (人)	その他
安町大池	安町大池	亀岡市亀岡土地改良区	5.0	48,000	6.1	370.0	49	113	
野々神池	三宅町北ノ垣内	亀岡市亀岡土地改良区	3.0	4,000	3.7	18.0	15	35	
岩ヶ谷池	上矢田町岩田	亀岡市亀岡土地改良区	2.0	7,000	6.5	58.6	24	55	
新池	上矢田町岩田	亀岡市亀岡土地改良区	35.0	31,000	5.6	209.0	0	0	緊急輸送道路(牧方電線)
黒田池	上矢田町黒田	亀岡市亀岡土地改良区	30.0	16,600	11.2	52.0	2	5	
五反田池	上矢田町五反田	亀岡市亀岡土地改良区	3.0	28,000	5.4	95.0	70	162	
古池	下矢田町古池	亀岡市亀岡土地改良区	14.0	30,000	7.5	62.0	12	28	
中山池	下矢田町中山	亀岡市亀岡土地改良区	2.0	194,400	13.5	87.0	32	74	
中池	下矢田町砂田	亀岡市亀岡土地改良区	3.0	4,500	4.0	89.0	1	2	
昭和池	西別院町笑路	亀岡市昭和池土地改良区	269.0	393,800	24.7	77.4	50	116	
丹田池	東別院町大野	東別院町大野区	2.0	2,700	4.5	46.0	1	2	
才谷池	東別院町大野	東別院町大野区	7.0	12,000	10.2	46.0	1	2	
上谷下池	東別院町大野	東別院町大野区	1.0	2,500	3.8	13.0	1	2	
上谷上池	東別院町大野	東別院町大野区	1.0	1,200	1.6	13.0	1	2	
谷合池	東別院町小泉	東別院町小泉区	6.0	1,000	6.0	17.0	2	5	
うず葉池	東別院町小泉	東別院町小泉区	1.0	2,000	6.6	20.0	0	0	緊急輸送道路(牧方電線)
小谷池	西別院町大甘野	上ノ谷農家組合	2.0	1,000	3.5	73.0	3	7	
大池	西別院町笑路	西別院町笑路区	1.0	1,000	2.2	46.0	1	2	
皿谷池	西別院町笑路	亀岡市昭和池土地改良区	42.0	41,000	6.5	62.0	3	7	
地明谷池(スリハチ池)	曾我部町寺	曾我部町寺区	4.0	3,000	5.0	88.0	1	2	
恋谷池	曾我部町寺	曾我部町寺区	11.0	15,000	10.1	69.0	4	9	
寅池	曾我部町六太	六太地区水利組合	13.0	9,100	5.0	138.0	5	12	
横輪池	曾我部町寺	曾我部町寺区	25.0	19,000	9.0	64.0	3	7	
太田上池	樟田野町太田	樟田野町太田区	8.0	8,000	6.0	126.5	3	7	
太田新池	樟田野町太田	樟田野町太田区	8.0	12,000	5.2	287.0	17	39	
太田中池	樟田野町太田	樟田野町太田区	8.0	21,000	2.6	208.0	3	7	

名 称	位 置	管理者	受益面積 (ha)	貯水量 (m³)	堤 高 (m)	堤 長 (m)		予想被害		
								人 家 (戸)	被災者 (人)	その他
越池	葛田野町鹿谷	葛田野町鹿谷区	5.0	9,000	3.9	95.0	11	23		
旧新池	葛田野町鹿谷	葛田野町鹿谷区	8.0	21,000	5.1	145.0	10	23		
町ヶ谷池	葛田野町柿花	葛田野町柿花区	68.0	30,500	8.9	34.0	8	18		
古池	葛田野町奥条	葛田野町奥条区	7.0	11,000	6.6	62.0	1	2		
大正池	葛田野町佐伯	葛田野町佐伯区	91.0	111,500	12.5	180.0	25	58		
茶屋大池	葛田野町佐伯	葛田野町佐伯区	11.0	36,000	7.0	290.0	15	35		
間谷池	本梅町井手	亀岡市西部土地改良区	45.0	60,000	12.6	55.0	20	46		
中野新池	本梅町中野	亀岡市西部土地改良区	30.0	23,500	7.8	136.0	5	12		
南池	本梅町中野	亀岡市西部土地改良区	2.0	2,500	3.5	41.0	1	2		
原谷池	本梅町平松	亀岡市西部土地改良区	25.0	11,000	6.3	65.0	0	0		緊急輸送道路(国道372号線)
力セ谷池	本梅町東加舎	本梅町東加舎区	9.0	2,000	4.5	60.0	1	2		
関池	本梅町西加舎	本梅町西加舎区	7.0	13,800	8.0	93.0	2	5		
西加舎上池	本梅町西加舎	本梅町西加舎区	8.0	12,000	8.0	120.0	3	7		
西加舎下池	本梅町西加舎	本梅町西加舎区	8.0	800	4.0	63.0	3	7		
中条新池	本梅町西加舎	本梅町西加舎区	5.0	7,000	5.3	46.0	11	23		
西池	本梅町西加舎	本梅町西加舎区	2.0	800	3.0	68.0	3	7		
山ノ神下池	宮前町宮川	亀岡市西部土地改良区	10.0	4,800	6.0	50.0	1	2		
宮川東池	宮前町宮川	亀岡市西部土地改良区	14.0	12,000	5.7	138.0	1	2		
宮川西池	宮前町宮川	亀岡市西部土地改良区	15.0	9,000	4.2	114.0	9	21		
水船池	宮前町宮川	亀岡市西部土地改良区	2.0	250	3.0	41.0	2	5		
山の神下池(猪倉)	宮前町猪倉	亀岡市西部土地改良区	8.0	2,200	4.5	50.0	4	9		
綿内下池	宮前町猪倉	亀岡市西部土地改良区	5.0	4,500	4.3	71.0	2	5		
岩ヶ谷池	宮前町猪倉	亀岡市西部土地改良区	4.0	7,500	6.6	30.0	2	5		
小池谷池	宮前町猪倉	亀岡市西部土地改良区	1.0	2,000	3.8	49.0	2	5		
山ノ神池	宮前町神前	亀岡市西部土地改良区	9.0	12,000	10.6	93.0	5	12		
捨谷池	宮前町神前	亀岡市西部土地改良区	10.0	12,000	6.6	50.0	3	7		
谷奥中池	宮前町神前	亀岡市西部土地改良区	13.0	22,000	8.3	61.0	16	37		
谷奥下池	宮前町神前	亀岡市西部土地改良区	13.0	15,000	5.6	81.0	16	37		
寺ヶ谷中池	宮前町神前	亀岡市西部土地改良区	1.0	700	3.6	31.0	4	9		
寺ヶ谷下池	宮前町神前	亀岡市西部土地改良区	1.0	600	2.4	20.0	4	9		
北奥池	宮前町神前	亀岡市西部土地改良区	1.0	2,000	1.4	38.0	2	5		
細原中池	宮前町神前	亀岡市西部土地改良区	3.0	1,300	3.5	30.0	1	2		
金蓮池	宮前町神前	亀岡市西部土地改良区	1.0	2,000	4.5	25.0	2	5		
松熊大池	東本梅町松熊	亀岡市東本梅町土地改良区	1.0	3,000	3.2	41.0	3	7		
君谷池	東本梅町大内	亀岡市東本梅町土地改良区	5.0	9,000	8.3	48.0	2	5		
奥ノ原池	東本梅町大内	亀岡市東本梅町土地改良区	21.0	54,000	8.9	140.0	15	35		

名 称	位 置	管理者	受益面積 (ha)	貯水量 (m ³)	堤 高 (m)	堤 長 (m)	予想被害		
							人 家 (戸)	被災者 (人)	その他
赤熊大池	東本梅町赤熊	亀岡市東本梅町土地改良区	25.0	25,100	6.1	292.0	2	5	
大谷新池	東本梅町東大谷	亀岡市東本梅町土地改良区	3.0	2,500	3.5	105.0	1	2	
大池(小金岐)	大井町小金岐	大井町小金岐区	9.0	20,000	4.2	230.0	45	104	
合同新池	大井町小金岐	小金岐区農家組合	2.0	8,000	4.2	154.0	51	118	
新池(小金岐)	大井町小金岐	大井町小金岐区	7.0	5,000	3.3	96.0	1	2	
水神池	大井町南金岐	亀岡市南金岐土地改良区	1.0	2,500	3.0	40.0	3	7	
新池(北金岐)	大井町北金岐	大井町北金岐区	7.0	4,000	3.6	136.0	1	2	
青谷池	大井町南金岐	亀岡市南金岐土地改良区	4.0	15,000	7.0	150.0	6	14	
真池	千代川町湯井	千代川町湯井区	8.0	8,500	4.2	56.0	0	0	公民館
湯井新池	千代川町湯井	千代川町湯井区	20.0	45,000	7.4	185.0	11	25	
湯井大池	千代川町湯井	千代川町湯井区	18.0	15,000	4.8	120.0	0	0	公民館
湯井奥池	千代川町湯井	千代川町湯井区	10.0	13,000	12.0	53.0	3	7	
千原上池	千代川町千原	千代川町千原区	24.0	13,300	8.5	50.0	4	9	
千原中池	千代川町千原	千代川町千原区	24.0	19,100	7.0	100.0	25	58	
千原下池	千代川町千原	千代川町千原区	24.0	9,000	4.9	153.0	3	7	
拝田新池	千代川町拝田	千代川町拝田区	4.0	4,500	4.9	90.0	1	2	
拝田下池	千代川町拝田	千代川町拝田区	2.0	4,400	3.4	42.0	2	5	
拝田宮池	千代川町拝田	千代川町拝田区	4.0	6,000	4.2	97.0	5	12	
墓堂池	千代川町北ノ庄	千代川町北ノ庄区	49.0	20,000	10.4	42.0	27	62	
北ノ庄大池	千代川町北ノ庄	千代川町北ノ庄区	49.0	51,700	14.9	84.0	45	104	
汗の池	旭町八ヶ坪	三俣土地改良区	70.0	48,000	4.2	290.0	4	9	
馬路上の池	馬路町上ノ池	上の池土地改良区	8.0	121,000	3.4	390.0	16	37	
馬路中池	馬路町平野沢中池	亀岡市川東土地改良区	14.0	58,000	2.6	307.0	4	9	
馬路下池	馬路町平野沢下池	亀岡市川東土地改良区	14.0	51,000	3.3	185.0	2	5	
中島池	千歳町国分	亀岡市川東土地改良区	34.0	32,200	5.0	420.0	0	0	緊急輸送道路(亀岡市部線)
出雲スワ池	千歳町千歳	亀岡市川東土地改良区	17.0	4,500	7.1	50.0	3	7	
段ノ池	千歳町千歳	亀岡市川東土地改良区	24.0	22,000	18.0	120.0	8	18	
新池	千歳町千歳	亀岡市川東土地改良区	3.0	2,000	7.5	30.0	3	7	
堂の池	千歳町千歳	亀岡市川東土地改良区	2.0	500	4.0	20.0	3	7	
的場2号池	千歳町千歳	亀岡市川東土地改良区	8.0	160	6.0	29.0	1	2	
谷山下池	保津町保津山	亀岡市川東土地改良区	17.0	69,500	9.1	265.0	0	0	堤壊破壊により被害拡大
西谷新池	保津町山中	亀岡市川東土地改良区	3.0	3,200	8.0	71.0	1	2	
西谷中池	保津町山中	亀岡市川東土地改良区	3.0	2,100	11.0	54.0	1	2	
東谷池	保津町山中	亀岡市川東土地改良区	2.0	2,800	8.0	43.0	1	2	
牛洗い上池	保津町上火無	亀岡市川東土地改良区	2.0	2,700	4.0	26.0	1	2	
丹田上池	保津町上火無	亀岡市川東土地改良区	5.0	7,800	10.0	35.0	0	0	緊急輸送道路(亀岡市部線)
丹田下池	保津町上火無	亀岡市川東土地改良区	5.0	1,300	6.0	25.0	0	0	緊急輸送道路(亀岡市部線)

名 称	位 置	管理者	受益面積 (ha)	貯水量 (m ³)	堤 高 (m)	堤 長 (m)	予想被害		
							人 家 (戸)	被災者 (人)	その他
山ノ坊池	保津町山ノ坊	亀岡市川東土地改良区	1.0	300	4.0	29.0	1	2	
茱萸谷上池	古世町千歳山	亀岡市篠町土地改良区	42.0	144,000	10.5	110.0	0	0	運動決壊の恐れ
茱萸谷中池	古世町東向日林	亀岡市篠町土地改良区	25.0	105,000	7.0	58.0	423	977	
茱萸谷下池	篠町浄法寺	亀岡市篠町土地改良区	17.0	47,600	9.2	70.0	350	809	
大日谷池	篠町広田	亀岡市篠町土地改良区	2.0	5,000	5.3	50.0	2	5	
汁沢池	篠町王子	亀岡市篠町土地改良区	22.0	152,000	19.2	55.0	0	0	緊急輸送道路(国道9号)
門田地	篠町王子	亀岡市篠町土地改良区	3.0	6,100	5.0	56.0	0	0	緊急輸送道路(国道9号)
柿ヶ谷下池	篠町篠	亀岡市篠町土地改良区	10.0	15,000	10.0	40.0	1	2	
畠田上池	篠町篠	亀岡市篠町土地改良区	8.0	22,000	3.5	80.0	33	76	
畠田下池	篠町篠	亀岡市篠町土地改良区	8.0	24,800	5.7	120.0	76	176	
政助池	篠町篠	亀岡市篠町土地改良区	2.0	6,000	6.4	40.0	7	16	
向谷池	篠町篠	亀岡市篠町土地改良区	7.0	11,000	6.5	60.0	1	2	
袋谷池	篠町森	亀岡市篠町土地改良区	7.0	35,900	8.1	120.0	64	148	
袋谷小池	篠町森	亀岡市篠町土地改良区	2.0	10,000	11.7	35.0	32	74	
出葉池	篠町広田	亀岡市篠町土地改良区	5.0	15,000	3.5	282.0	46	106	
桃園池	京都市右京区嵯峨嵯原	亀岡市川東土地改良区	59.0	128,000	13.6	68.0	9	21	
西ヶ谷池	京都市右京区嵯峨越畑	三俣土地改良区	211.8	255,000	26.6	97.0	12	28	
廻り池	京都市右京区嵯峨越畑	三俣土地改良区	211.8	846,000	30.0	51.0	73	169	※南丹市と共同管理
三俣調整池	旭町屋代垣内	三俣土地改良区	211.0	75,000	6.1	529.0	12	28	
計118池									

橋 梁 改 良 計 画

路 線 名	橋 梁 名	地 区 名	河 川 名	延 長	幅 員	備 考
余部風の口線	新 家 橋	余 部 町 新 家	曾我谷川	m 25.5	m 2.0	

一般 2-1-4-1 土砂災害関連地域指定

ア 地すべり防止法第3条の指定区域（農林水産省所管）

所在地	面積	保全対象		
		府道	人家	神社
畑野町土ヶ畑沢の上地内	7.2 ^{ha}	600 ^m	8 ^戸	1 ^社

イ 急傾斜地崩壊危険箇所

①

通し 番号	箇所名	所在地	地形				人口	人家 戸数
			延長	高さ	傾斜度	地盤の状況		
1	西山Ⅰ	篠町	200 ^m	26 ^m	40 ^度	火山破屑物	33	11 ^戸
2	北山Ⅰ	曾我部町	120	72	35		0	0
3	学ヶ丘団地	曾我部町	280	92	35	強風化岩	81	27
4	岩田Ⅰ	上矢田町	60	34	40		42	14
5	美山台2丁目	西つつじヶ丘	110	22	35	強風化岩	18	6
6	美山台1丁目	西つつじヶ丘	100	34	30	段丘堆積物	27	9
7	大葉台2丁目	南つつじヶ丘	60	16	35	強風化岩	18	6
8	桜台Ⅱ	南つつじヶ丘	90	18	35	崩積土	27	9
9	桜台Ⅰ	南つつじヶ丘	90	14	30	段丘堆積物	24	8
10	東つつじヶ丘	東つつじヶ丘	110	5	30	火山破屑物	48	16
11	大 道	東別院町	100	20	30	火山破屑物	21	7
12	百 陀	西別院町	140	38	40	火山破屑物	24	8
13	柚 原 東	西別院町	280	30	35	火山破屑物	9	3
14	萬 願 寺 Ⅰ	西別院町	30	33	30	火山破屑物	18	6
15	湯 谷	東別院町	260	28	30	火山破屑物	15	5
16	前 川 南	東別院町	120	45	30	火山破屑物	15	5
17	中 山 Ⅰ	東別院町	60	40	40		3	1
18	東 掛	東別院町	90	40	30	強風化岩	21	7
19	余 野 瀬 Ⅰ	東別院町	90	15	30		3	1
20	九 折 Ⅱ	東別院町	260	30	30		15	5
21	鎌 倉	東別院町	180	65	30	強風化岩	9	3
22	神 地 Ⅰ	西別院町	110	58	30	火山破屑物	9	3
23	長 野 Ⅰ	宮 前 町	110	40	32	強風化岩	0	0
24	西 山 Ⅱ	宮 前 町	80	10	30	強風化岩	21	7
25	建 ケ 谷	宮 前 町	100	34	32	強風化岩	3	1
26	下 川 関	千 代 川 町	130	18	32	火山破屑物	21	7
27	呉 弥 山	馬 路 町	340	42	37	火山破屑物	30	10
28	堂 ノ 下	千 歳 町	70	40	37		3	1
29	横 井	千 歳 町	100	56	35		3	1
30	南 山	千 歳 町	90	58	35		0	0
31	毘 沙 門 Ⅰ	千 歳 町	110	44	32	火山破屑物	18	6
32	保 津 ケ 丘	保 津 町	110	45	35	強風化岩	12	4

通し 番号	箇 所 名	所 在 地	地 形				人口	人家 戸数
			延 長	高 さ	傾斜度	地盤の状況		
33	今 石 II	保 津 町	170 ^m	26 ^m	40 ^度	強 風 化 岩	45	15 ^戸
34	山 本 I	篠 町	330	84	32	強 風 化 岩	21	7
35	南 郷	内 丸 町	170	5	32	火山破屑物	12	4
36	平 和 台	下 矢 田 町	300	30	32	火山破屑物	96	32
37	鰻 塚	余 部 町	200	54	30		21	7
38	山 ノ 下 I	曾 我 部 町	260	44	38	火山破屑物	129	43
39	口 山 II	曾 我 部 町	100	45	32	軟 岩	96	32
40	出 山	蔦 田 野 町	110	44	32	火山破屑物	6	2
41	鹿 谷 I	蔦 田 野 町	130	6	30	強 風 化 岩	15	5
42	奥 条	蔦 田 野 町	90	18	40	強 風 化 岩	6	2
43	垣 花 II	蔦 田 野 町	160	12	30	強 風 化 岩	18	6
44	佐 伯 II	蔦 田 野 町	120	46	30	強 風 化 岩	0	0
45	佐 伯 III	蔦 田 野 町	130	58	37		0	0
46	宮 ノ 下	蔦 田 野 町	80	28	40		6	2
47	イ ノ シ リ	蔦 田 野 町	80	22	40		3	1
48	流 田	蔦 田 野 町	80	36	37		0	0
49	宮 ノ 奥 I	蔦 田 野 町	150	50	45	火山破屑物	27	9
50	宮 ノ 奥 II	蔦 田 野 町	70	24	37		0	0
51	平 松	本 梅 町	80	18	30	強 風 化 岩	0	0
52	射 場 ノ 本	畑 野 町	100	45	30	火山破屑物	6	2
53	大 タ ワ	畑 野 町	90	65	30	強 風 化 岩	39	13
54	高 橋 I	畑 野 町	100	80	35	崩 積 土	30	10
55	中 間 I	畑 野 町	120	47	35	火山破屑物	18	6
56	西 山	本 梅 町	120	25	30	火山破屑物	18	6
57	畑 ケ 中	本 梅 町	160	50	30	火山破屑物	15	5
58	出 水	本 梅 町	190	80	30	強 風 化 岩	15	5
59	上 垣 内	本 梅 町	200	8	30	火山破屑物	6	2
60	清 水 口	本 梅 町	90	20	30	火山破屑物	27	9
61	海 道 ノ 上	宮 前 町	70	20	30	火山破屑物	15	5
62	芝 条	東 本 梅 町	190	34	30	火山破屑物	9	3
63	南 条	曾 我 部 町	90	24	30		30	10
64	浄 法 寺 I	篠 町	40	8	30	段丘堆積物	12	4
65	浄 法 寺 II	篠 町	50	8	30	段丘堆積物	9	3
66	春 日 部 I	曾 我 部 町	60	30	45		3	1
67	神 前	宮 前 町	50	30	30		3	1
68	国 分	千 歳 町	110	14	30	火山破屑物	21	7
69	南 金 岐 I	大 井 町	200	30	31		6	2
70	猪 倉 I	宮 前 町	70	14	30	崩 積 土	18	6

通し 番号	箇 所 名	所 在 地	地 形				人口	人家 戸数
			延 長	高 さ	傾斜度	地盤の状況		
71	清 坂	東 別 院 町	120 ^m	40 ^m	30 ^度	火山破屑物	9	3 ^戸
72	唐 櫃 越	篠 町	50	30	40	強 風 化 岩	9	3
73	椿 谷	篠 町	50	30	45		9	3
74	老 ノ 坂	篠 町	100	26	30	火山破屑物	9	3
75	山 田	上 矢 田 町	80	26	25		3	1
76	寒 谷	篠 町	40	11	60		3	1
77	蛇 谷 II	曾 我 部 町	75	18	30		3	1
78	上 山 田 I	曾 我 部 町	100	36	35		9	3
79	上 山 田 II	曾 我 部 町	90	32	35		6	2
80	堂 ケ 谷 II	東 別 院 町	80	32	30		3	1
81	金 ケ 田 II	東 別 院 町	80	45	35		3	1
82	神 殿 垣 内	曾 我 部 町	60	14	30		3	1
83	東 尾	曾 我 部 町	100	100	40		3	1
84	小 峠	曾 我 部 町	80	32	40		3	1
85	岩 ノ 谷	西 別 院 町	60	45	30		3	1
86	奥 殿	西 別 院 町	100	30	30	火山破屑物	15	5
87	寺 尾	西 別 院 町	90	18	30		12	4
88	善 作 谷	西 別 院 町	70	48	30		9	3
89	万 寿	曾 我 部 町	90	30	35		3	1
90	栢 ケ 下	西 別 院 町	90	40	30		3	1
91	橋 倉	西 別 院 町	70	25	30		3	1
92	東 谷	西 別 院 町	100	32	30		3	1
93	福 井 谷	西 別 院 町	120	45	30		6	2
94	坊 谷	東 別 院 町	80	45	30		6	2
95	岡 本	東 別 院 町	120	55	35		9	3
96	六 田 I	東 別 院 町	210	50	40		6	2
97	六 田 II	東 別 院 町	60	23	30		3	1
98	曾 和	東 別 院 町	80	60	40		3	1
99	ヒ カ タ	東 別 院 町	110	40	40		6	2
100	向 田	東 別 院 町	90	17	30		9	3
101	岩 脇	東 別 院 町	80	30	30		9	3
102	室 I	東 別 院 町	100	10	30	強 風 化 岩	12	4
103	前 川 北	東 別 院 町	150	60	40	火山破屑物	6	2
104	奥 ノ 谷 II	東 別 院 町	70	55	30		3	1
105	触 ノ 下	東 別 院 町	50	30	30		3	1
106	谷 田 内 I	東 別 院 町	80	40	40		3	1
107	谷 田 内 II	東 別 院 町	80	30	30		3	1
108	室 II	東 別 院 町	40	12	30	強 風 化 岩	3	1

通し 番号	箇 所 名	所 在 地	地 形				人口	人家 戸数
			延 長	高 さ	傾斜度	地盤の状況		
109	日向垣内Ⅰ	東 別 院 町	m 80	m 15	度 30		6	戸 2
110	日向垣内Ⅱ	東 別 院 町	50	15	35		6	2
111	上 日 影 Ⅲ	東 別 院 町	60	10	30		3	1
112	上 日 影 Ⅳ	東 別 院 町	40	20	30		3	1
113	九 折 Ⅱ	東 別 院 町	80	35	40		3	1
114	中 山 Ⅱ	東 別 院 町	60	53	30		6	2
115	中 垣 内	東 別 院 町	140	43	30		6	2
116	向	東 別 院 町	60	20	30		3	1
117	上 疆 地	東 別 院 町	100	40	40		6	2
118	笹 畑	東 別 院 町	130	60	30		12	4
119	西 垣 内	東 別 院 町	70	63	30		3	1
120	上 條	東 別 院 町	130	24	30	火山破屑物	12	4
121	上 三 作	宮 前 町	50	12	30		3	1
122	堂 ケ 峠	宮 前 町	80	28	35		6	2
123	西 谷 Ⅰ	千 代 川 町	80	18	32		6	2
124	矢ノ屋谷Ⅰ	千 代 川 町	40	24	30		6	2
125	矢ノ屋谷Ⅱ	千 代 川 町	70	12	32		3	1
126	上 ノ 池	旭 町	100	14	32		9	3
127	三 俣	旭 町	90	39	40		6	2
128	八 ケ 坪	旭 町	60	22	30		3	1
129	白 髭	千 歳 町	60	24	32		3	1
130	中	千 歳 町	110	54	37	火山破屑物	9	3
131	江 島 里	千 歳 町	100	54	35	火山破屑物	9	3
132	毘 沙 門 Ⅱ	千 歳 町	110	78	35		6	2
133	山 ノ 口	保 津 町	60	46	45		3	1
134	山 ノ 坊	保 津 町	150	40	32	強 風 化 岩	3	1
135	大 東	蔦 田 野 町	100	38	35		6	2
136	大 仲	蔦 田 野 町	70	44	35	強 風 化 岩	9	3
137	柿 花 Ⅱ	蔦 田 野 町	140	16	30	火山破屑物	12	4
138	大 門	蔦 田 野 町	60	18	35		3	1
139	佐 伯 Ⅳ	蔦 田 野 町	60	30	30		9	3
140	芦 ノ 山 Ⅰ	蔦 田 野 町	80	20	37	強 風 化 岩	6	2
141	芦 ノ 山 Ⅲ	蔦 田 野 町	120	30	35	強 風 化 岩	12	4
142	湯 ノ 花	本 梅 町	80	14	35	火山破屑物	15	5
143	布 子 谷 Ⅰ	畑 野 町	130	58	30		6	2
144	牛 道	畑 野 町	80	48	30	強 風 化 岩	9	3
145	布 子 谷 Ⅲ	畑 野 町	60	60	30	強 風 化 岩	9	3
146	布 子 谷 Ⅳ	畑 野 町	100	60	30	強 風 化 岩	6	2

通し 番号	箇 所 名	所 在 地	地 形				人口	人家 戸数
			延 長	高 さ	傾斜度	地盤の状況		
147	クルビ谷Ⅰ	畑 野 町	70 ^m	50 ^m	30 ^度	強風化岩	3	1 ^戸
148	クルビ谷Ⅱ	畑 野 町	90	60	30	強風化岩	3	1
149	クルビ谷Ⅲ	畑 野 町	70	50	30	強風化岩	6	2
150	鳥帽子岩	畑 野 町	110	30	35		6	2
151	中 間 Ⅱ	畑 野 町	70	35	30	火山破屑物	3	1
152	石 敷 Ⅰ	本 梅 町	30	10	30		9	3
153	中之垣内	宮 前 町	90	30	30	強風化岩	6	2
154	大 湊	宮 前 町	90	46	30		18	6
155	青 野 Ⅰ	宮 前 町	120	43	30		9	3
156	宮ノ前	東本梅町	100	30	30		9	3
157	吉ケ下	東本梅町	120	50	30		6	2
158	広畑Ⅰ	東本梅町	70	22	30		12	4
159	上条Ⅰ	東本梅町	50	33	30		3	1
160	上条Ⅱ	東本梅町	120	30	30		12	4
161	王子Ⅱ	篠 町	80	28	41		6	2
162	小 泉 Ⅰ	東別院町	60	32	35		3	1
163	春日部Ⅱ	曾我部町	90	20	30		6	2
164	柚 原 Ⅰ	西別院町	250	20	30	火山破屑物	12	4
165	柚 原 Ⅱ	西別院町	80	20	45		6	2
166	大槻並Ⅰ	西別院町	60	35	30		9	3
167	大槻並Ⅱ	西別院町	60	30	45		6	2
168	南 掛	東別院町	60	40	30		3	1
169	栢 原 Ⅱ	東別院町	80	35	30		3	1
170	野 条	篠 町	120	8	34	火山破屑物	12	4
171	広 野 Ⅲ	畑 野 町	80	20	30		12	4
172	東 掛	東別院町	360	60	30	硬 岩	0	0
173	南 掛	東別院町	740	130	59	硬 岩	0	0
174	柚 原	西別院町	360	40	42	硬 岩	0	0
175	神 前(Ⅰ)	宮 前 町	160	30	33	硬 岩	0	0
176	神 前(Ⅱ)	宮 前 町	140	50	65	硬 岩	0	0
177	奥 条	蒔田野町	250	50	39	硬 岩	0	0
178	土ケ畑	畑 野 町	100	60	42	硬 岩	0	0
179	松 熊	東本梅町	260	70	5	硬 岩	0	0
180	大 内	東本梅町	180	50	46	硬 岩	0	0

ウ 砂防法第2条指定区域

① 河川指定

河 川 名		
鵜ノ川	池ノ谷川	犬飼川
三俣川	七谷川	渋谷川
年谷川	愛宕川	菰川
堅谷川	池谷川	二料谷川
北谷川	西谷川	東谷川
曾我谷川	大井谷川	神蔵寺谷川
山内川	本梅川	長谷川
葉婦川	東川	神田川
紀三井谷川	高尾川	西川
柏原川	大堂川	音羽川
中谷川	法貴谷川	今石谷川
湯谷川	千ヶ畑川及び支川	宮ノ谷川
千々川	愛宕谷川	北川
梶谷川	北舎谷川	高屋川
高屋川及び左支川	小柳東谷川	小柳川
湯ノ花谷川	今石小谷川	二俣谷川
今石西谷川	中の谷川	奥条谷川

② 面指定

河川流域（河川名）	河川流域（河川名）	河川流域（河川名）
篠町（鵜ノ川）	旭町（三俣川）	千歳町（七谷川）
保津町（愛宕川）	菰田野町（菰川）	千歳町（堅谷川）
篠町（池谷川）	東別院町（曾我谷川）	保津町（長谷川）
曾我部町（葉婦川）	曾我部町（東川）	旭町（北谷川）
東本梅町（紀三井谷川）	東本梅町（音羽川）	千歳町（中谷川）
曾我部町（法貴谷川）	菰田野町（奥条谷川）	

エ 土石流発生危険溪流

①

通し 番号	水系	河川名	溪流名	所在地	流域概要		人口	人家 戸数
					流域面積	地質条件		
1	淀 川	大路次川	箱 木 原	畑 野 町	0.07 ^{km}	火 山 岩	6	戸 2
2	〃	千ヶ畑川	千ヶ畑谷	〃	0.08	〃	18	6
3	〃	〃	〃	〃	0.06	古 生 層	6	2
4	〃	大路次川	砂 川	〃	0.68	火 山 岩	21	7
5	〃	〃	広 野 谷	〃	0.24	〃	66	22
6	〃	〃	〃	〃	0.48	〃	21	7
7	〃	〃	土ヶ畑谷	〃	0.08	〃	15	5
8	〃	栢 原 川	東清坂谷	東 別 院 町	0.08	古 生 層	3	1
9	〃	〃	鎌 倉 谷	〃	0.10	〃	6	2
10	〃	〃	南 掛 谷	〃	0.03	〃	6	2
11	〃	〃	〃	〃	0.06	〃	9	3
12	〃	〃	万 願 寺 谷	西 別 院 町	0.15	〃	27	9
13	〃	〃	〃	〃	0.03	〃	3	1
14	〃	〃	大 堂 川	〃	1.00	〃	12	4
15	〃	〃	柚 原 谷	〃	0.31	〃	6	2
16	〃	東 掛 川	東 掛 谷	東 別 院 町	0.04	〃	15	5
17	〃	〃	神 原 谷	〃	0.10	〃	27	9
18	〃	鵜 ノ 川	北 谷	篠 町	0.09	〃	267	89
19	〃	〃	中 谷	〃	0.10	〃	276	92
20	〃	年 谷 川	上 矢 田 谷	上 矢 田 町	0.05	〃	339	113
21	〃	桂 川	今 石 谷 川	保 津 町	0.05	〃	12	4
22	〃	〃	山ノ坊谷	〃	0.06	〃	273	91
23	〃	曾 我 谷 川	重 利 谷	曾 我 部 町	0.05	〃	27	9
24	〃	〃	〃	〃	0.05	〃	24	8
25	〃	〃	南 条 谷	〃	0.07	〃	174	58
26	〃	〃	〃	〃	0.01	〃	57	19
27	〃	〃	〃	〃	0.04	〃	24	8
28	〃	〃	〃	〃	0.15	〃	78	26
29	〃	〃	梶 谷 川	〃	0.22	〃	45	15
30	〃	〃	東 川	〃	0.72	〃	42	14
31	〃	〃	宮 条 谷	〃	0.05	〃	12	4
32	〃	〃	葉 婦 川	〃	0.87	〃	9	3
33	〃	〃	春日部谷	〃	0.03	〃	12	4
34	〃	〃	〃	〃	0.03	〃	15	5
35	〃	七 谷 川	東 谷 川	保 津 町	0.90	〃	141	47
36	〃	〃	案 察 史 谷	〃	0.07	〃	21	7
37	〃	〃	ク ロ ミ 谷	〃	0.99	〃	153	51
38	〃	〃	南 谷	千 歳 町	0.21	〃	45	15

通し 番号	水系	河川名	溪流名	所在地	流域概要		人口	人家 戸数
					流域面積	地質条件		
39	淀 川	七 谷 川	北 谷	千 歳 町	0.10 ^{km}	古 生 層	54	18 ^戸
40	〃	〃	国 分 谷	〃	0.34	〃	90	30
41	〃	古 川	北 舎 谷 川	〃	0.24	〃	36	12
42	〃	〃	小 峠 谷 川	〃	0.31	〃	57	19
43	〃	〃	堅 谷 川	〃	0.37	〃	63	21
44	〃	〃	中 ノ 谷	〃	0.46	〃	24	8
45	〃	〃	北 谷 川	〃	0.25	〃	42	14
46	〃	〃	谷 川 谷	旭 町	0.16	〃	36	12
47	〃	七 谷 川	江 島 里 谷	千 歳 町	0.07	〃	39	13
48	〃	〃	中 ノ 谷	〃	0.09	〃	60	20
49	〃	〃	〃	〃	0.10	〃	51	17
50	〃	山 内 川	鹿 谷 川	蔺 田 野 町	0.61	花 崗 岩	30	10
51	〃	〃	芦ノ山谷川	〃	0.04	古 生 層	48	16
52	〃	菰 川	茶 屋 谷	〃	0.03	〃	6	2
53	〃	〃	湯ノ花谷	〃	0.03	〃	9	3
54	〃	〃	岩ノ口谷	〃	0.21	〃	18	6
55	〃	〃	芦ノ山谷川	〃	0.09	第四紀層	84	28
56	〃	山 内 川	奥 条 谷	〃	0.04	〃	27	9
57	〃	〃	〃	〃	0.04	花 崗 岩	30	10
58	〃	〃	〃	〃	0.16	〃	39	13
59	〃	〃	〃	〃	0.28	古 生 層	15	5
60	〃	〃	〃	〃	0.29	〃	18	6
61	〃	〃	湯ノ花谷	〃	0.11	〃	3	1
62	〃	〃	奥 条 谷	〃	0.41	〃	219	73
63	〃	〃	湯ノ花谷	〃	0.02	〃	12	4
64	〃	〃	〃	〃	0.01	〃	6	2
65	〃	〃	湯ノ花谷川	〃	0.19	〃	15	5
66	〃	法 貴 谷 川	法 貴 谷	曾 我 部 町	0.22	〃	39	13
67	〃	〃	〃	〃	1.81	〃	75	25
68	〃	犬 飼 川	中 谷 川	西 別 院 町	0.05	〃	3	1
69	〃	〃	宮ノ谷川	〃	0.21	〃	21	7
70	〃	〃	神 地 谷	〃	0.02	〃	33	11
71	〃	千 々 川	北 金 岐 谷	大 井 町	0.06	第四紀層	12	4
72	〃	〃	湯 井 谷	千 代 川 町	0.24	花 崗 岩	0	0
73	〃	〃	北ノ庄谷	〃	0.06	〃	21	7
74	〃	〃	〃	〃	0.05	〃	12	4
75	〃	〃	神 前 谷	宮 前 町	0.36	〃	66	22
76	〃	〃	西 神 前 谷	〃	0.23	第四紀層	12	4

通し 番号	水系	河川名	溪流名	所在地	流域概要		人口	人家 戸数
					流域面積	地質条件		
77	淀 川	桂 川	川 関 谷	千 代 川 町	0.04 ^{km}	花 崗 岩	24	戸 8
78	〃	三 俣 川	旭 谷	旭 町	0.39	古 生 層	6	2
79	〃	音 羽 川	音 羽 川	東 本 梅 町	1.97	〃	39	13
80	〃	本 梅 川	青 谷 川	〃	0.20	〃	18	6
81	〃	〃	松 熊 谷	〃	0.12	〃	3	1
82	〃	神 田 川	神 田 川	宮 前 町	2.30	〃	24	8
83	〃	本 梅 川	水 谷 川	〃	0.05	〃	15	5
84	〃	北 川	中 野 谷	本 梅 町	0.05	〃	24	8
85	〃	〃	梨ノ木谷	〃	0.25	〃	12	4
86	〃	本 梅 川	猪 倉 谷	宮 前 町	0.12	〃	6	2
87	〃	〃	平 松 谷	本 梅 町	0.07	〃	21	7
88	〃	〃	墓 ノ 谷	〃	0.84	〃	15	5
89	〃	〃	苔 谷	〃	0.69	〃	12	4
90	〃	〃	東加舎谷	〃	0.04	〃	24	8
91	〃	千ヶ畑川	千ヶ畑谷	畑 野 町	0.10		15	5
92	〃	大路次川	土ヶ畑谷	〃	0.05		6	2
93	〃	〃	〃	〃	0.02		6	2
94	〃	〃	〃	〃	0.02		3	1
95	〃	栢 原 川	鎌 倉 谷	東 別 院 町	0.02		6	2
96	〃	〃	〃	〃	0.03		12	4
97	〃	〃	〃	〃	0.04		6	2
98	〃	〃	中 条 谷	〃	0.01		6	2
99	〃	東 掛 川	東 掛 谷	〃	0.05		3	1
100	〃	〃	〃	〃	0.02		3	1
101	〃	〃	〃	〃	0.04		3	1
102	〃	〃	大 野 谷	〃	0.06		3	1
103	〃	〃	〃	〃	0.02		3	1
104	〃	〃	〃	〃	0.01		6	2
105	〃	〃	小 泉 谷	〃	0.05		6	2
106	〃	〃	〃	〃	0.03		9	3
107	〃	栢 原 川	南 掛 谷	〃	0.02		9	3
108	〃	〃	〃	〃	0.05		9	3
109	〃	〃	〃	〃	0.05		18	6
110	〃	桂 川	イケノ谷	保 津 町	0.22		3	1
111	〃	年 谷 川	上 矢 田 谷	上 矢 田 町	0.04		12	4
112	〃	曾我谷川	中 谷	曾 我 部 町	0.04		6	2
113	〃	〃	大 野 谷	東 別 院 町	0.05		6	2
114	〃	〃	笑 路 谷	西 別 院 町	0.02		3	1

通し 番号	水系	河川名	溪流名	所在地	流域概要		人口	人家 戸数
					流域面積	地質条件		
115	淀 川	古 川	柳 谷	旭 町	0.06 ^{km}		30	10 ^戸
116	〃	〃	幡 ノ 谷	〃	0.03		21	7
117	〃	菰 川	神蔵寺谷川	蔀 田 野 町	0.18		6	2
118	〃	法 貴 谷 川	皿 谷 池 谷	西 別 院 町	0.26		21	7
119	〃	犬 飼 川	目 倉 谷	曾 我 部 町	0.19		3	1
120	〃	〃	犬 甘 野 谷	西 別 院 町	0.01		6	2
121	〃	〃	〃	〃	0.01		3	1
122	〃	千 々 川	神 前 谷	宮 前 町	0.08		3	1
123	〃	本 梅 川	東 加 舎 谷	本 梅 町	0.02		6	2
124	〃	大 路 次 川	箱 木 原 谷	畑 野 町	0.03		30	10
125	〃	〃	権 現 谷	〃	0.04		12	4
126	〃	千ヶ畑川	西 山 谷	〃	0.64		3	1
127	〃	〃	鎌 ケ 谷	〃	0.11		21	7
128	〃	大 路 次 川	猿 尾 谷	〃	0.06		12	4
129	〃	〃	ア ケ ビ 谷	〃	0.19		3	1
130	〃	〃	烏帽子岩谷	〃	0.11		12	4
131	〃	〃	〃	〃	0.10		48	16
132	〃	〃	広 野 谷	〃	0.07		51	17
133	〃	〃	孫 六 谷	〃	0.09		15	5
134	〃	〃	高 橋 谷	〃	0.10		30	10
135	〃	〃	ク ル ビ 谷	〃	0.10		12	4
136	〃	〃	〃	〃	0.16		12	4
137	〃	〃	金 山 谷	〃	0.03		51	17
138	〃	〃	布 子 谷	〃	0.22		33	11
139	〃	〃	牛 道 谷	〃	0.03		18	6
140	〃	〃	布 子 谷	〃	0.05		30	10
141	〃	〃	大 タ ワ 谷	〃	0.72		9	3
142	〃	〃	〃	〃	0.02		21	7
143	〃	〃	〃	〃	0.06		0	0
144	〃	〃	〃	〃	0.09		0	0
145	〃	東 掛 川	坂 頭	東 別 院 町	0.78		15	5
146	〃	〃	小 曾	〃	0.03		78	26
147	〃	〃	堂 ケ 谷	〃	0.01		12	4
148	〃	〃	〃	〃	0.03		12	4
149	〃	西 川	黒 谷	篠 町	0.03		3	1
150	〃	曾 我 谷 川	医 王 谷	下 矢 田 町	0.04		3	1
151	〃	〃	西 山 田	曾 我 部 町	0.04		6	2
152	〃	〃	中山・西畑	西 別 院 町	0.01		21	7

通し 番号	水系	河川名	溪流名	所在地	流域概要		人口	人家 戸数
					流域面積	地質条件		
153	淀 川	山 内 川	下 峠	蔦 田 野 町	0.03 ^{km}		9	戸 3
154	〃	〃	千 原	〃	0.17		18	6
155	〃	〃	宮 ノ 奥	〃	0.04		6	2
156	〃	〃	宮ノ下・堂ノ山	〃	0.04		9	3
157	〃	〃	切 畑	本 梅 町	0.02		3	1
158	〃	〃	ナ ベ 倉	〃	0.01		6	2
159	〃	犬 飼 川	北 山	曾 我 部 町	0.06		9	3
160	〃	〃	未 ケ 谷	〃	0.11		6	2
161	〃	〃	寺 ケ 谷	西 別 院 町	0.10		15	5
162	〃	〃	小寺・樋ノ口	〃	0.03		9	3
163	〃	〃	竜頭谷・樋ノ口	〃	0.09		6	2
164	〃	〃	尾崎・市ノ坪	〃	0.03		6	2
165	〃	千 々 川	水 汲 谷	大 井 町	0.06		30	10
166	〃	〃	西 谷	千 代 川 町	0.01		27	9
167	〃	〃	奥 尻 谷	宮 前 町	0.10		60	20
168	〃	本 梅 川	経ヶ岳谷	東 本 梅 町	0.03		15	5
169	〃	北 川	北 川	本 梅 町	0.69		54	18
170	〃	本 梅 川	ナ ベ 倉	〃	0.01		117	39
171	〃	〃	カ セ 谷	〃	0.02		9	3
172	〃	〃	本 梅 川	〃	1.50		27	9
173	〃	七 谷 川	石 松	千 歳 町	0.05		3	1
174	〃	栢 原 川	大 堂	西 別 院 町	0.04		96	32
175	〃	〃	〃	〃	0.09		9	3
176	〃	年 谷 川	岩 田	上 矢 田 町	0.03		282	94
177	〃	千ヶ畑川	鎌ヶ谷	畑 野 町	0.05		12	4
178	〃	栢 原 川	前 田	東 別 院 町	0.06		6	2
179	〃	〃	九 折	〃	0.08		6	2
180	〃	〃	上 日 影	〃	0.01		3	1
181	〃	〃	〃	〃	0.01		6	2
182	〃	〃	中 垣 内	〃	0.05		9	3
183	〃	〃	上 日 影	〃	0.08		3	1
184	〃	〃	中 山	〃	0.17		3	1
185	〃	〃	余 野 瀬	〃	0.01		3	1
186	〃	〃	落 合	〃	0.06		6	2
187	〃	〃	〃	〃	0.04		9	3
188	〃	〃	散 下	〃	0.37		3	1
189	〃	〃	奥 ノ 谷	〃	0.31		6	2
190	〃	〃	向 イ 谷	西 別 院 町	0.08		3	1

通し 番号	水系	河川名	溪流名	所在地	流域概要		人口	人家 戸数
					流域面積	地質条件		
191	淀 川	栢 原 川	下ノ谷・下筋	西 別 院 町	0.05 ^{km}		6	戸 2
192	〃	〃	岩 ケ 谷	〃	0.10		3	1
193	〃	東 掛 川	岩 脇	東 別 院 町	0.01		3	1
194	〃	〃	岩 垣 内	〃	0.03		6	2
195	〃	〃	六 田	〃	0.02		6	2
196	〃	〃	バ ニ ウ	〃	0.13		3	1
197	〃	〃	平 垣 内	〃	0.01		3	1
198	〃	〃	奥 ケ 谷	〃	0.04		6	2
199	〃	灰 ケ 谷	上 田	篠 町	0.40		6	2
200	〃	鶺 ノ 川	道 登 り	〃	0.06		3	1
201	〃	年 谷 川	寒 谷	〃	0.02		3	1
202	〃	〃	〃	〃	0.02		3	1
203	〃	〃	朽 ケ 谷	東 別 院 町	0.09		6	2
204	〃	曾我谷川	三 国 山	曾 我 部 町	0.06		3	1
205	〃	〃	蛇 谷	〃	0.06		3	1
206	〃	〃	小口・小チギ	東 別 院 町	0.08		3	1
207	〃	〃	南 谷	〃	0.01		3	1
208	〃	〃	小 西	〃	0.05		9	3
209	〃	〃	坊 谷	〃	0.01		3	1
210	〃	〃	堂 ノ 前	西 別 院 町	0.02		3	1
211	〃	〃	日 陰 谷	〃	0.10		6	2
212	〃	山 内 川	茶 屋	蔦 田 野 町	0.03		6	2
213	〃	〃	谷 口	本 梅 町	0.39		6	2
214	〃	犬 飼 川	紺屋ノ下	西 別 院 町	0.01		6	2
215	〃	〃	寺 ケ 谷	〃	0.04		3	1
216	〃	〃	下 泓	〃	0.06		3	1
217	〃	千 々 川	惣 堂 谷	千 代 川 町	0.04		3	1
218	〃	〃	東 谷	〃	0.03		3	1
219	〃	本 梅 川	猪 ノ 谷	東 本 梅 町	0.07		12	4
220	〃	〃	〃	〃	0.02		3	1
221	〃	〃	〃	〃	0.05		6	2
222	〃	〃	青 野 谷	宮 前 町	0.04		6	2
223	〃	〃	〃	〃	0.02		6	2
224	〃	〃	山 角 谷	〃	0.39		3	1
225	〃	〃	大 向	蔦 田 野 町	0.02		6	2
226	〃	〃	クボラ谷	本 梅 町	0.18		12	4
227	〃	〃	〃	〃	0.22		12	4
228	〃	曾我谷川	野 見 寺	曾 我 部 町	0.05		3	1

通し 番号	水系	河川名	溪流名	所在地	流域概要		人口	人家 戸数
					流域面積	地質条件		
229	淀 川	小 畑 川	田 ノ 尻	篠 町	0.03 ^{km}		12	戸 4
230	〃	鶺 ノ 川	〃	〃	0.31		6	2
231	〃	本 梅 川	水 谷 谷	宮 前 町	0.01		6	2
232	〃	〃	大 鶴 谷	〃	0.03		6	2
233	〃	〃	出 水	本 梅 町	0.02		9	3
234	〃	山 内 川	千 原	蔺 田 野 町	0.03		3	1
235	〃	東 掛 川		東 別 院 町	0.02		0	0
236	〃	〃		曾 我 部 町	0.01		0	0
237	〃	〃		〃	0.02		0	0
238	〃	〃		〃	0.01		0	0
239	〃	〃		〃	0.02		0	0
240	〃	〃		〃	0.01		0	0
241	〃	〃		〃	0.06		0	0
242	〃	〃		〃	0.02		0	0
243	〃	鶺 ノ 川	柿の木谷川	篠 町	0.13		0	0
244	〃	〃		〃	0.30		0	0
245	〃	〃		〃	0.03		0	0
246	〃	〃	大 谷 川	〃	0.58		0	0
247	〃	〃		〃	0.04		0	0
248	〃	〃		〃	0.09		0	0
249	〃	〃		〃	0.04		0	0
250	〃	〃	中ノ谷川	〃	1.28		0	0
251	〃	〃		〃	0.03		0	0
252	〃	〃		〃	0.03		0	0
253	〃	西 川		〃	0.05		0	0
254	〃	〃		〃	0.04		0	0
255	〃	〃		〃	0.02		0	0
256	〃	〃		〃	0.05		0	0
257	〃	〃		〃	0.09		0	0
258	〃	〃		〃	0.25		0	0
259	〃	〃		〃	0.03		0	0
260	〃	〃		〃	0.06		0	0
261	〃	〃		〃	0.09		0	0
262	〃	〃	小柳東谷川	〃	0.05		0	0
263	〃	〃		〃	0.08		0	0
264	〃	〃		〃	0.01		0	0
265	〃	〃		〃	0.03		0	0
266	〃	〃		〃	0.14		0	0

通し 番号	水系	河川名	溪流名	所在地	流域概要		人口	人家 戸数
					流域面積	地質条件		
267	淀 川	西 川		篠 町	0.07 ^{km}		0	戸 0
268	〃	〃		〃	0.10		0	0
269	〃	〃		上 矢 田 町	0.03		0	0
270	〃	〃		〃	0.01		0	0
271	〃	桂 川		保 津 町	0.02		0	0
272	〃	〃		〃	0.04		0	0
273	〃	〃		〃	0.08		0	0
274	〃	年 谷 川		上 矢 田 町	0.02		0	0
275	〃	〃		〃	0.02		0	0
276	〃	〃		〃	0.02		0	0
277	〃	〃		〃	0.01		0	0
278	〃	〃		〃	0.02		0	0
279	〃	〃		〃	0.02		0	0
280	〃	〃		篠 町	0.19		0	0
281	〃	〃		〃	0.02		0	0
282	〃	〃		〃	0.03		0	0
283	〃	〃		〃	0.03		0	0
284	〃	〃		〃	0.01		0	0
285	〃	〃		〃	0.49		0	0
286	〃	〃		〃	0.03		0	0
287	〃	〃		〃	0.09		0	0
288	〃	〃		〃	0.01		0	0
289	〃	〃		〃	0.01		0	0
290	〃	〃		〃	0.02		0	0
291	〃	〃		〃	0.01		0	0
292	〃	〃		〃	0.12		0	0
293	〃	〃		〃	0.02		0	0
294	〃	曾 我 谷 川		曾 我 部 町	0.08		0	0
295	〃	〃		〃	0.10		0	0
296	〃	〃		〃	0.16		0	0
297	〃	〃		〃	0.16		0	0
298	〃	〃	高屋川 (支川)	〃	0.23		0	0
299	〃	山 内 川	高屋川 (本川)	〃	0.10		0	0
300	〃	〃		〃	0.33		0	0
301	〃	〃		蔺 田 野 町	0.23		0	0
302	〃	犬 飼 川		曾 我 部 町	0.05		0	0
303	〃	〃		〃	0.08		0	0
304	〃	〃		〃	0.09		0	0

通し 番号	水系	河川名	溪流名	所在地	流域概要		人口	人家 戸数
					流域面積	地質条件		
305	淀 川	三 俣 川	渋 谷 川	旭 町	1.47 ^{km}		0	戸 0
306	〃	〃		〃	0.01		0	0
307	〃	〃		〃	0.05		0	0
308	〃	〃		〃	0.03		0	0
309	〃	鵜 ノ 川		篠 町	0.04		0	0
310	〃	〃	椿 谷 川	〃	0.19		0	0
311	〃	山 内 川		曾 我 部 町	0.02		0	0

一般2-2-1-1

防疫用資機材現有状況

資 材	クレゾール石鹼液、オスバン、油剤、消石灰、次亜塩素酸、その他			
器 具	動 力 二 兼 機	電 池 式 噴 霧 器	手 動 噴 霧 器	ジ ョ ロ
	5 台	6 台	1 台	2 台

一般2-2-1-2

災害警備資材一覧表

品 名	数 量	品 名	数 量
アルミ製折たたみボード	1	ロ ー プ 100m	1
船 外 機	1	ロ ー プ 50m	1
輸送車（マイクロ）	1	発 動 発 電 機	1
トランジスターメガホン	6	ス コ ッ プ	19
拡 声 機 10W	1	と び 口	10
携 帯 投 光 機	4	つ る は し	1
救 命 浮 輪	4	湯 茶 携 行 缶 等	1
救 命 胴 衣	10	水 筒	6
毛 布	10		

公用自動車等の所有状況

車種	普通乗用	小型乗用	小型貨物	軽乗用	軽貨物	マイクロバス	タンク・カー トラック	運転者人員
議会事務局	1							
秘書課	1							1(内嘱託1)
広報・プロモーション課				1				
ふるさと納税課				1				
生涯スポーツ課					1			
文化芸術課					2			
市民力推進課				1	1			
自治防災課				1				
税務課				1				
環境政策課					2			
資源循環推進課				1	4		1	
地域福祉課				3				
こども家庭課				1	2			
保育課				1				
障がい福祉課					1			
高齢福祉課				5	2			
健康増進課				3				
商工観光課					1			
農林振興課				1	3			
農地整備課				1	2			
都市計画課				1	1			
都市整備課				1	1			
桂川・道路交通課					2			
土木管理課					5			
建築住宅課					3			
全国都市緑化フェア推進課				1				
財産管理課	4	2	2	6	5	2	1	3(内嘱託2)
上下水道部				1	12			
教育委員会				1	3			
市立病院		1		4	2			
合 計	6	3	2	36	55	2	2	3
乗車定員数(延)	37名	20名	17名	144名	220名	71名	6名	

別に自治防災課に糞尿トレーラー1台、地域福祉課に原付1台、保育課に保冷車1台、
上下水道部に給水車両2台、教育委員会にスクールバス9台、病院に救急車両1台有り

ヘリコプター発着候補地

名 称	所 在 地	面 積	備 考
○亀岡小学校グラウンド	内 丸 町	m ² 5,610	・集積場は、亀岡運動公園については亀岡運動公園体育館とし、その他は当該校の体育館とする。
○安詳小学校グラウンド	篠 町	4,358	
○東別院小学校グラウンド	東 別 院 町	3,287	・○印のある候補地は、ドクターヘリのランデブーポイントとして登録
○西別院小学校グラウンド	西 別 院 町	2,692	
○曾我部小学校グラウンド	曾 我 部 町	4,970	
○吉川小学校グラウンド	吉 川 町	6,424	
○蒔田野小学校グラウンド	蒔 田 野 町	6,193	
○旧畑野小学校グラウンド	畑 野 町	2,641	
○旧青野小学校グラウンド	宮 前 町	2,147	
○千代川小学校グラウンド	千 代 川 町	5,124	
○つつじヶ丘小学校グラウンド	西つつじヶ丘	8,500	
○城西小学校グラウンド	余 部 町	6,121	
○詳徳小学校グラウンド	篠 町	6,694	
○南つつじヶ丘小学校グラウンド	南つつじヶ丘	9,186	
○亀岡中学校グラウンド	内 丸 町	7,146	
○旧別院中学校グラウンド	東 別 院 町	5,181	
○南桑中学校グラウンド	蒔 田 野 町	9,310	
○育親学園グラウンド	本 梅 町	9,766	
○亀岡川東学園グラウンド	馬 路 町	10,528	
○東輝中学校グラウンド	篠 町	11,430	
○大成中学校グラウンド	大 井 町	11,366	
○詳徳中学校グラウンド	篠 町	8,906	
○亀岡運動公園広場	曾 我 部 町	5,000	
○大日谷公園	南つつじヶ丘	11,000	
○旭公園	旭 町	3,200	
○さくら公園多目的運動場	千 歳 町	5,000	
○月読橋球技場	馬 路 町	17,282	
○医王谷野球場	下 矢 田 町	8,482	

名 称	所 在 地	面 積	備 考
○亀岡国際広場球技場	宮 前 町	5,473	
○東別院グラウンド	東 別 院 町	8,470	
亀岡高校グラウンド	北 古 世 町	11,595	

一般2-2-7-1

応急仮設住宅の建設予定地

施 設 名 等	所 在 地	備 考
亀 岡 市 有 地	西つつじヶ丘大山台	
亀 岡 市 有 地	吉 川 町 吉 田	
亀 岡 市 有 地	河 原 林 町 河 原 尻	
亀 岡 中 学 校	内 丸 町	
亀 岡 小 学 校	内 丸 町	
城 西 小 学 校	余 部 町 前 川 原	
旧 別 院 中 学 校	東 別 院 町 南 掛	
東 別 院 小 学 校	東 別 院 町 東 掛	
西 別 院 小 学 校	西 別 院 町 柚 原	
曾 我 部 小 学 校	曾 我 部 町 南 条	
吉 川 小 学 校	吉 川 町 穴 川	
南 桑 中 学 校	葎 田 野 町 太 田	
葎 田 野 小 学 校	葎 田 野 町 佐 伯	
育 親 学 園	本 梅 町 中 野	
旧 本 梅 小 学 校	本 梅 町 井 手	
旧 畑 野 小 学 校	畑 野 町 千 ヶ 畑	
旧 青 野 小 学 校	宮 前 町 宮 川	
大 成 中 学 校	大 井 町 土 田	
大 井 小 学 校	大 井 町 並 河	
千 代 川 小 学 校	千 代 川 町 北 ノ 庄	
亀 岡 川 東 学 園	馬 路 町 溝 ノ 上	
さ くら 公 園 体 育 館	千 歳 町 国 分	
保 津 小 学 校	保 津 町 構 ノ 内	
東 輝 中 学 校	篠 町 広 田	
詳 徳 中 学 校	篠 町 柏 原	
安 詳 小 学 校	篠 町 篠	
詳 徳 小 学 校	篠 町 柏 原	
つ つ じ ヶ 丘 小 学 校	西つつじヶ丘霧島台	
南 つ つ じ ヶ 丘 小 学 校	南つつじヶ丘大葉台	
大 日 谷 公 園	南 つ つ じ ヶ 丘 桜 台	

※1,000 m²以上の公有地を候補地として記載

一般 2-2-10-1

飲料水の主水利、補給水利（非常用発電機稼動）

種別	名 称	所 在	水 量			供給可能人数
			1 日最大 施設能力	平 均 現給水量	緊急時供 給可能量	
主 水 利	亀 岡 市 水 道	千代川町	m ³ /日 33,600	m ³ /日 18,405	m ³ /日 24,408	人 1,220,400
補給水利		西別院町 柚原	105	71	92	4,600
補給水利		西別院町 犬甘野	82.5	65	78	3,900

供給可能人数は目標水量 1 人 1 日 200 として計上する。

一般 2-2-10-2

配 水 拠 点 の 現 況

【上水道】

	施 設 名	施 設 能 力	緊急時 貯水量	摘 要
1	湯 井 配 水 池	5,680 m ³ ×2 池 2,250 m ³ ×2 池	m ³ 11,360	応急給水拠点
2	平 和 台 配 水 池	4,036 m ³ ・4,046 m ³ ×各 1 池	4,036	応急給水拠点
3	千 代 川 浄 水 場	施設能力 33,600 m ³ /日	2,104	応急給水拠点
4	三 宅 浄 水 場	施設能力 20,000 m ³ /日	840	応急給水拠点
5	南つつじヶ丘第 1 高区配水池	1,960 m ³ ・1,940 m ³ ×1 池	1,940	応急給水拠点
6	寺 配 水 池	537 m ³ ・344 m ³ ×各 1 池	537	応急給水拠点
7	千ヶ畑 第 1 配 水 池	275 m ³ ×2 池	275	応急給水拠点
8	高 橋 配 水 池	52.5 m ³ ×2 池	52.5	応急給水拠点
9	土ヶ畑 第 1 配 水 池	82.5 m ³ ×2 池	82.5	応急給水拠点
10	柚 原 浄 水 場	170 m ³ /日	7.5	
11	犬 甘 野 浄 水 場	120 m ³ /日	5.1	
12	旭 配 水 池	190 m ³ ×2 池	190	応急給水拠点
13	篠 配 水 池	650 m ³ ×2 池	650	応急給水拠点

市 所 有 の 給 水 機

種 別	保 有 数	能 力	1日当たり 給水能力	給水可能人数	備 考
給水タンク	台 2	m ³ /台 1	m ³ 10	人 3,300	1日5往復として計上
給水タンク車	台 1	m ³ /台 1.5	m ³ 17.5	人 5,800	1日5往復として計上
	台 1	m ³ /台 2			
給水用緊急袋	枚 5,420	ℓ/枚 6	m ³ 45.4	人 15,140	
	枚 1,290	ℓ/枚 10			

給水可能人数は、目標水量1人1日3ℓとして計上する。

〔参考〕応急給水の目標水量

地震発生からの日数	目 標 水 量	主 な 給 水 の 方 法
①地震発生～3日迄	3ℓ/人・日	タンク車による運搬給水
② 10日	20ℓ/人・日	配水幹線付近に設置する仮設給水栓からの給水
③ 21日	100ℓ/人・日	②の給水方法に加え配水支線上に設置する仮設給水栓からの給水
④ 28日	被災前給水量 250ℓ/人・日	仮配管からの各戸給水や共用栓による給水

一般 2-2-15-1

ごみ収集処理施設

燃 焼 物		不 燃 焼 物 及 び 可 燃 性 粗 大 ご み	
桜塚クリーンセンター		エ コ ト ピ ア 亀 岡	
焼 却 炉 数	焼 却 能 力	埋 立 容 積	処 理 用 機 器
基 3	t / 24h 120	m ³ 77,920	パワーショベル 2 自走式破砕機 1 缶圧縮機 1 フォークリフト 1 転圧破砕機 1 ブルドーザー 1 ショベルローダー 1

一般 2-2-15-2

公益財団法人環境かめおか

種 別	用 途	最 大 積 載 量	車 両 台 数
塵 芥 車	燃やすごみ・埋立てごみ収集	kg 2,000	台 12
		3,000	1
ダンプカー	空き缶、空きびん、粗大ごみ収集	2,000	8
分別収集車	空きびん分別収集専用車	2,000	2
小型貨物車	燃やすごみ・埋立てごみ収集	1,000	1

一般 2-2-15-3

し尿収集運搬委託業者

業 者 名 等	バキュームカー保有台数	所在地	電 話
公 益 財 団 法 人 環 境 か め お か	5 台	大井町並河	2 3 - 1 2 1 3
南 丹 清 掃 K K	1 1	荒塚町2丁目	2 2 - 4 4 8 8
計	1 6		

洪水予報文例

桂川水系 桂川中流・園部川洪水予報第〇号

洪水警報

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

京都府南丹土木事務所・京都地方气象台 共同発表

桂川中流・園部川 今後はん濫危険水位に達する見込み

(主文)

桂川中流・園部川では、はん濫危険水位（レベル4）に達する見込みです。
市町村からの避難情報に留意してください。

(現況・予想)

桂川中流・園部川（保津橋上流域）の流域平均雨量

〇〇日〇〇時〇〇分から〇〇日〇〇時〇〇分までの〇時間の現況 〇〇ミリ

〇〇日〇〇時〇〇分から〇〇日〇〇時〇〇分までの〇時間の予想 〇〇ミリ

桂川中流・園部川鳥羽水位観測所〔南丹市〕の水位

〇〇日〇〇時〇〇分の現況 〇〇m（上昇中）

〇〇日〇〇時〇〇分の予想 〇〇m程度

桂川中流・園部川保津橋水位観測所〔亀岡市〕の水位

〇〇日〇〇時〇〇分の現況 〇〇m（上昇中）

〇〇日〇〇時〇〇分の予想 〇〇m程度

桂川中流・園部川小山水位観測所〔南丹市〕の水位

〇〇日〇〇時〇〇分の現況 〇〇m（上昇中）

〇〇日〇〇時〇〇分の予想 〇〇m程度

【参考】

鳥羽水位観測所〔南丹市〕

はん濫危険水位（危険水位）2.60m 避難判断水位（特別警戒水位）2.20m

はん濫注意水位（警戒水位）2.00m 水防団待機水位（指定水位）1.10m

平常水位-2.00m

保津橋水位観測所〔亀岡市〕

はん濫危険水位（危険水位）4.00m 避難判断水位（特別警戒水位）3.50m

はん濫注意水位（警戒水位）3.30m 水防団待機水位（指定水位）2.30m

平常水位-0.16m

小山水位観測所〔南丹市〕

はん濫危険水位（危険水位）2.60m 避難判断水位（特別警戒水位）2.20m

はん濫注意水位（警戒水位）1.40m 水防団待機水位（指定水位）0.50m

平常水位-0.80m

水位危険度レベル

■ レベル5 はん濫の発生

■ レベル4 はん濫危険水位（危険水位）超過

■ レベル3 避難判断水位（特別警戒水位）超過

■ レベル2 はん濫注意水位（警戒水位）超過

■ レベル1 水防団待機水位（指定水位）超過

〔問い合わせ先〕

水位関係：京都府 南丹土木事務所 河川砂防課 TEL:0771-62-2899

気象関係：気象庁 京都地方气象台 技術課 TEL:075-841-3008

〇〇川水防警報連絡用紙 (①京都府様式)

〇〇川 (〇〇) 水防警報 第 号 (準備・出動・解除)

令和 年 月 日 時 分
京都府南丹土木事務所 発表
(TEL : 0 7 7 1 - 6 2 - 0 0 2 5)

(本文)
〇〇川〇〇地点の水位は、 ____月 ____日 ____時 ____分現在、 ____m ____cm で、

1 水防団待機水位 (指定水位) に達しましたので、

2 はん濫注意水位 (警戒水位) に達しましたので、

3 はん濫注意水位 (警戒水位) を下回り、今後、水位上昇の見込みがありませんので、

4 今後、警戒水位に達する見込みがありませんので、

1 (準備) : 関係水防機関は、出動の準備をしてください。

2 (出動) : 関係水防機関は、出動し厳重な警戒をしてください。

3 (解除) : 水防警報を解除します。

河川名	水位観測所	水防団待機水位 (指定水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位 (危険水位)	堤防高

・ 今後の水位変動はインターネット等で確認して下さい。
<http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/> → 地域を選択 → 「水位一覧選択」 から水位観測地点を選択

※FAX 送受信確認欄

連 絡 先	確認時刻	送信者	受信者	TEL	FAX	備考

- 31 -

〇〇川水防警報連絡用紙 (②亀岡市様式)

【情報伝達者 亀岡市】

〇〇川水防警報 第 号 (準備・出動・解除)

令和 年 月 日 時 分
京都府南丹土木事務所 発表

(本文)

〇〇川〇〇地点の水位は、 月 日 時 分現在、 m cm で、

$\left\{ \begin{array}{l} \text{水防団待機水位 (指定水位)} \\ \text{はん濫注意水位 (警戒水位)} \end{array} \right\}$
を
 $\left\{ \begin{array}{l} \text{超えました。} \\ \text{下回りました。} \end{array} \right\}$

$\left[\begin{array}{l} \text{準備：関係水防機関は、出動の準備をして下さい。} \\ \text{出動：関係水防機関は、出動し厳重な警戒をして下さい。} \\ \text{解除：水防警報を解除します。} \end{array} \right]$

連 絡 先	時 刻	送信者	受信者	備 考	〇〇〇観測所	
亀岡消防署	:				はん濫危険水位 (危険水位)	m
亀岡市消防団	:				避難判断水位 (特別警戒水位)	m
	:				はん濫注意水位 (警戒水位)	m
	:				水防団待機水位 (指定水位)	m
	:					

〇〇川避難判断水位（特別警戒水位）連絡用紙（③京都府様式）

〇〇川避難判断水位情報 第_____号

（〇〇水位観測所）

令和 年 月 日 時 分
京 都 府 南 丹 土 木 事 務 所 発 表

（本文）

〇〇川〇〇地点の水位は、____月____日____時____分現在、〇〇cm で、
避難指示等の目安のひとつとなる、

- 1 避難判断水位（特別警戒水位）に達しました。
- 2 避難判断水位（特別警戒水位）を下回り、今後、水位上昇の見込はありません。

（参考）

_____川水位観測所

はん濫危険水位（危険水位） _____m

避難判断水位（特別警戒水位） _____m

はん濫注意水位（警戒水位） _____m

水防団待機水位（指定水位） _____m

京都府河川防災情報 <http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/bousai/index.html>

※発信機関名（南丹土木事務所 TEL：0771-62-0025）

連 絡 先	時 刻	送信者	受信者	備 考

〇〇川避難判断水位情報連絡用紙 (④亀岡市様式)

【情報伝達者 亀岡市】

〇〇川避難判断水位情報 第 号

(〇〇水位観測所)

令和 年 月 日 時 分
京都府南丹土木事務所 発表

(本文)

〇〇川〇〇地点の水位は、 月 日午前・午後 時 分現在
 m cm で、避難指示等の目安となる、

- 1 避難判断水位（特別警戒水位）に達しました。
- 2 避難判断水位（特別警戒水位）を下回り、今後、今回の降雨における水位上昇の見込はありません。

(参考)

〇〇川〇〇水位観測所	計画高水位	
	はん濫危険水位（危険水位）	m
	避難判断水位（特別警戒水位）	m
	はん濫注意水位（警戒水位）	m
	水防団待機水位（指定水位）	m

連絡先	時刻	送信者	受信者	備考
亀岡市消防団	:			
亀岡地区東部自治会	:			
亀岡地区中部自治会	:			
亀岡地区西部自治会	:			
曽我部町自治会	:			
吉川町自治会	:			
穂田野町自治会	:			
大井町自治会	:			
千代川町自治会	:			
馬路町自治会	:			
旭町自治会	:			
千歳町自治会	:			
河原林町自治会	:			
保津町自治会	:			
篠町自治会	:			
桂川・道路交通課	:			

ダム連絡

通知(受信確認が必要)

日吉ダム洪水警戒体制の通知

令和 年 月 日 時 分

(独) 水資源機構 日吉ダム管理所長

<ダム操作に関する通知>

淀川水系桂川日吉ダム（京都府南丹市）では、 月 日 時 分に洪水警戒体制に入りました。

今後、ダムは防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保するため、ダムへの流入量が増加するとダム流下量（放流量）を徐々に増加させる予定です。流下量の増加が大きい場合は、ダムからの放流を含めて急激に下流河川の水位が上昇することがあります。このような放流を行う場合にはおおむね1時間前に事前通知します。

今後の降雨状況やダム放流状況に注意して下さい。

ダムからの通知はFAXにより行いますので、FAXを常に受信できる状態にし、今後のダムからの通知に注意して下さい。

洪水警戒体制に入った理由	大雨洪水注意報	大雨洪水警報	が発表された。
	発表時刻： 月 日 時 分		
	台風	低気圧	前線
	融雪		
	その他（ ）により洪水が予想されるため		

【ダム情報】

現在時刻： 月 日 時 分

流入量： m^3/s (1時間前より約 m^3/s 増加)放流量： m^3/s (1時間前より約 m^3/s 増加)ダム水位：EL. m (1時間前より約 m 上昇)

貯水率(有効容量):約 %

(1時間前より約 %上昇)

※値はすべて速報値

※ダム情報(川の防災情報): <https://www.river.go.jp/index>

<受信確認> 日吉ダム管理所 TEL: (0771) 72-0171 FAX: (0771) 72-0460

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻
日吉ダム管理所					



ダム連絡

通知(受信確認が必要)

日吉ダム洪水警戒体制の通知

令和 年 月 日 時 分

(独) 水資源機構 日吉ダム管理所長

<ダム操作に関する通知>

淀川水系桂川日吉ダム（京都府南丹市）では、 月 日 時 分に洪水警戒体制に入りました。

今後、ダムは防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保するため、ダム流下量（放流量）を徐々に増加させる予定です。

このような放流を行う場合にはおおむね1時間前に事前通知します。

今後の降雨状況やダム放流状況に注意して下さい。

ダムからの通知はFAXにより行いますので、FAXを常に受信できる状態にし、今後のダムからの通知に注意して下さい。

洪水警戒体制に入った理由	大雨洪水注意報				大雨洪水警報				が発表された。									
									発表時刻：			月		日		時		分
	台風		低気圧		前線		融雪											
	その他（ ）により洪水が予想されるため																	

【ダム情報】

現在時刻： 月 日 時 分

流入量： m^3/s (1時間前より約 m^3/s 増加)放流量： m^3/s
(1時間前より約 m^3/s 増加)

ダム水位：EL. m

(1時間前より約 m上昇)

貯水率(有効容量):約 %
(1時間前より約 %上昇)

※値はすべて速報値

※ダム情報(川の防災情報): <https://www.river.go.jp/index>

<受信確認> 日吉ダム管理所 TEL:(0771)72-0171 FAX:(0771)72-0460

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻
日吉ダム管理所					



日吉ダム洪水警戒体制解除の情報

令和 年 月 日 時 分

(独) 水資源機構 日吉ダム管理所長

＜ダム操作に関する連絡＞

淀川水系桂川日吉ダム（京都府南丹市）では、月日時分に洪水警戒体制を解除しました。

雨量及び下流河川水位の状況から、ダムからの情報提供は終了します。

【ダム情報】

現在時刻: 月 日 時 分

流入量: m^3/s

(1時間前より約 m^3/s 減少)

ダム水位:EL. m

(1時間前より約 1m低下)

放流量: m^3/s 
(1時間前より約 m^3/s 減少)

貯水率(有効容量):約 %

(1時間前より %低下)

※値はすべて速報値

※値はすべて速報値

※ダム情報(川の防災情報):<https://www.river.go.jp/index>



ダム連絡

通知(受信確認が必要)

日吉ダム放流開始の通知

令和 年 月 日 時 分

(独) 水資源機構 日吉ダム管理所長

＜ダム操作に関する通知＞

淀川水系桂川日吉ダム（京都府南丹市）では、 月 日 時 分から
 m^3/s のゲート放流を開始します。

ダムは防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保するため、ダム流下量（放流量）
 を 月 日 時頃には m^3/s まで増加させる予定です。

下流河川の水位上昇に注意して下さい。

放流開始 の目的	ダム水位維持	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、制限水位（又は常時満水位） EL. m を維持し、防災操作（洪水調節）に活用する 空容量を確保する。
	その他	()

・ダム下流河川の水位上昇に注意してください。

【ダム情報】

現在時刻: 月 日 時 分

流入量: m^3/s (1時間前より約 m^3/s 増加)

放流量: m^3/s
 (1時間前より約 m^3/s 増加)

ダム水位: EL. m (1時間前より約 m 上昇)

貯水率(有効容量): 約 %

(1時間前より約 %上昇)

※値はすべて速報値

※ダム情報(川の防災情報): <https://www.river.go.jp/index>

＜受信確認＞ 日吉ダム管理所 TEL: (0771) 72-0171 FAX: (0771) 72-0460

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻
日吉ダム管理所					



ダム連絡

通知(受信確認が必要)

日吉ダム防災操作（洪水調節）開始の通知 1 時間前

令和 年 月 日 時 分

(独) 水資源機構 日吉ダム管理所長

＜ダム操作に関する通知＞

淀川水系桂川日吉ダム（京都府南丹市）では、 月 日 時 分時点で m^3/s の放流を行っています。

ダムは防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保するため、ダム流下量（放流量）を 月 日 時 分頃には m^3/s まで増加させる予定です。

下流河川の水位上昇に注意して下さい。

放流開始 の目的	ダム水位維持	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、制限水位（又は常時満水位）EL. mを維持し、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保する。
	その他	()

・ダム下流河川の水位上昇に注意してください。

【ダム情報】

現在時刻: 月 日 時 分

流入量: m^3/s
(1時間前より約 m^3/s 増加)

放流量: m^3/s
(1時間前より約 m^3/s 増加)

ダム水位: EL. m
(1時間前より約 m 上昇)

貯水率(有効容量): 約 %
(1時間前より約 % 上昇)

※値はすべて速報値
※ダム情報(川の防災情報): <https://www.river.go.jp/index>

＜受信確認＞ 日吉ダム管理所 TEL: (0771) 72-0171 FAX: (0771) 72-0460

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻
日吉ダム管理所					



ダム連絡

通知(受信確認が必要)

日吉ダム放流量増加による急激な河川水位上昇の通知

令和 年 月 日 時 分

(独) 水資源機構 日吉ダム管理所長

＜ダム操作に関する通知＞

淀川水系桂川日吉ダム（京都府南丹市）では、ダム流下量（放流量）を m^3/s から m^3/s に増加させる予定です。

下流河川の水位上昇に注意してください。

また、河川内へ立ち入らないように注意してください。

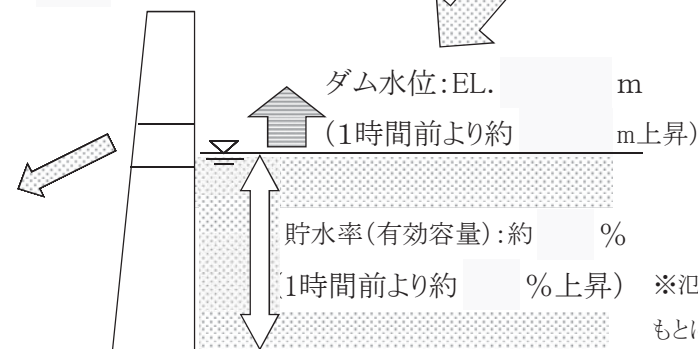
放流量 増加の 目的	ダム水位維持	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、制限水位（又は常時満水位）EL. m を維持し、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保する。
	その他	()

・下流河川の水位上昇に注意してください。河川内へ立ち入らないように注意してください。

【ダム情報】

現在時刻: 月 日 時 分

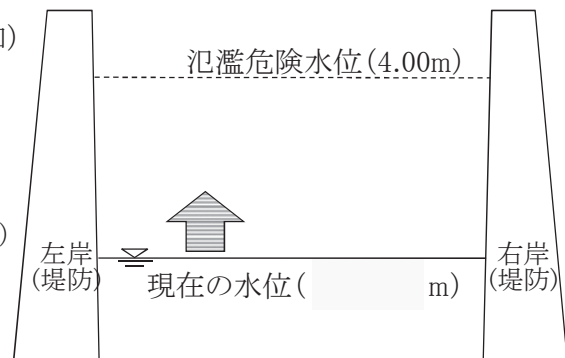
放流量: m^3/s 流入量: m^3/s
(1時間前より約 m^3/s 増加) (1時間前より約 m^3/s 増加)



【河川水位状況】

現在時刻: 月 日 時 分

桂川亀岡(保津橋)地点



※氾濫危険水位は、堤防の高さの低い危険な箇所をもとに設定された、氾濫等により重大な災害が起こるおそれのある水位です。

※値はすべて速報値

※ダム情報(川の防災情報): <https://www.river.go.jp/index>

＜受信確認＞ 日吉ダム管理所 TEL: (0771) 72-0171 FAX: (0771) 72-0460

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻
日吉ダム管理所					



ダム連絡

情報(受信確認が不要)

日吉ダム防災操作（洪水調節）開始の情報

令和 年 月 日 時 分

(独) 水資源機構 日吉ダム管理所長

<ダム操作に関する連絡>

淀川水系桂川日吉ダム（京都府南丹市）では、ダムへの流入量が洪水量（ $150\text{ m}^3/\text{s}$ ）に達したため、 月 日 時 分に防災操作（洪水調節）を開始しました。

今後、防災操作（洪水調節）終了まで現在のダム流下量（放流量）を継続し、ダム流下量（放流量）を上回る流入量はダムに貯留します。

・河川の水量が増加しています。河川内やその周辺には立ち入らないでください。

【ダム情報】

現在時刻: 月 日 時 分

流入量: m^3/s (1時間前より約 m^3/s 増加)

ダム水位: EL. m

(1時間前より約 m上昇)

放流量: m^3/s (1時間前より約 m^3/s 増加)

貯水率(有効容量): 約 %

(1時間前より約 %上昇)

※値はすべて速報値

※ダム情報(川の防災情報): <https://www.river.go.jp/index>

【重要情報 緊急放流 時間前】

令和 年 月 日 時 分

(独) 水資源機構 日吉ダム管理所長

<ダム操作に関する連絡>

淀川水系桂川日吉ダム（京都府南丹市）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。
 予測では、今後、計画規模を超える洪水となる恐れがあるため、ダムに水を貯められなくなり、 月 日 時頃から、下流に流れる水量が増える緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行する可能性があります。

移行する場合は、おおむね3時間前に事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。

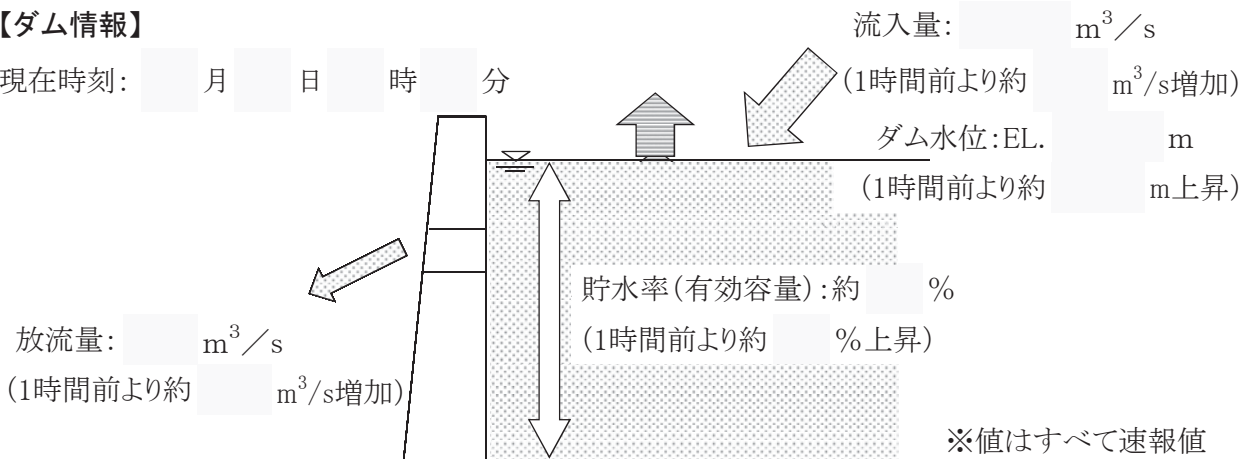
※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4

- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあり。
- ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻: 月 日 時 分



※値はすべて速報値

※値はすべて速報値

※ダム情報(川の防災情報): <https://www.river.go.jp/index>

■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、ダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。



【重要通知 緊急放流 3 時間前】

令和 年 月 日 時 分

(独) 水資源機構 日吉ダム管理所長

＜ダム操作に関する通知＞

淀川水系桂川日吉ダム（京都府南丹市）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。
今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、 月
日 時 分頃から、下流に流れる水量が増える緊急放流（異常洪水時防災操作）を
実施します。そのため、洪水氾濫のおそれがあります。

移行する場合は、おおむね1時間前にも事前通知をしますので、ダムからの連絡等に
注意してください。

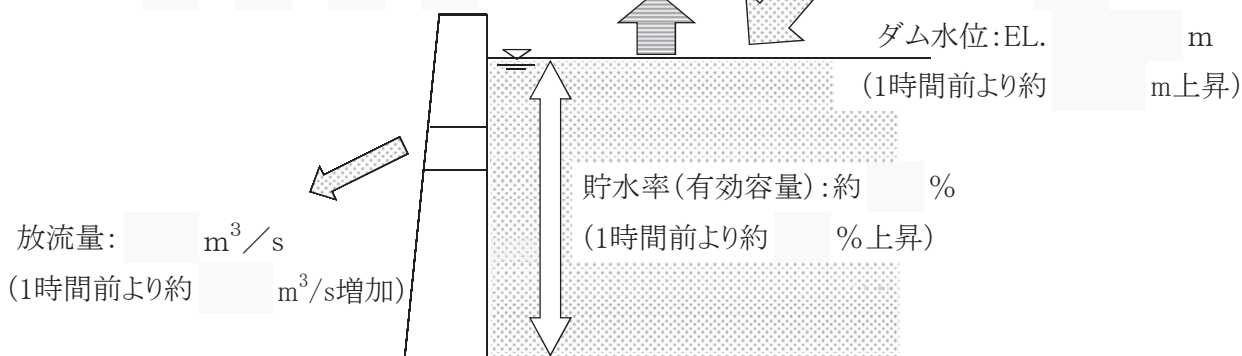
※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4

- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあり。
- ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻: 月 日 時 分



※値はすべて速報値

※ダム情報(川の防災情報): <https://www.river.go.jp/index>

〈受信確認〉 日吉ダム管理所 TEL: (0771) 72-0171 FAX: (0771) 72-0460

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻
日吉ダム管理所					



■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、ダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

【重要通知 緊急放流 1 時間前】

令和 年 月 日 時 分

(独) 水資源機構 日吉ダム管理所長

＜ダム操作に関する通知＞

淀川水系桂川日吉ダム（京都府南丹市）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。防災操作（洪水調節）に使用できるダムの空容量が減少しています。

今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、 月 日 時 分頃から、下流に流れる水量が増える緊急放流（異常洪水時防災操作）を実施します。そのため、洪水氾濫のおそれがあります。

緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行した場合は、ただちにその旨を通知します。

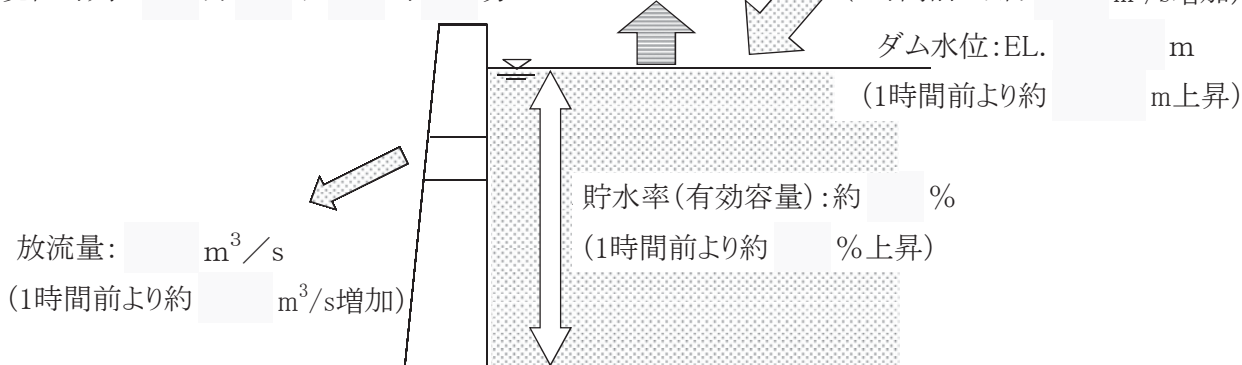
※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4

- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあります。
- ・避難指示等の措置が必要です。

【ダム情報】

現在時刻: 月 日 時 分



※値はすべて速報値

※ダム情報(川の防災情報): <https://www.river.go.jp/index>

〈受信確認〉 日吉ダム管理所 TEL: (0771) 72-0171 FAX: (0771) 72-0460

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻
日吉ダム管理所					



■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、ダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

【重要通知 緊急放流 開始】

令和 年 月 日 時 分

(独) 水資源機構 日吉ダム管理所長

<ダム操作に関する通知>

淀川水系桂川日吉ダム（京都府南丹市）では、計画規模を超える洪水のため、

月 日 時 分に緊急放流（異常洪水時防災操作）を開始しました。

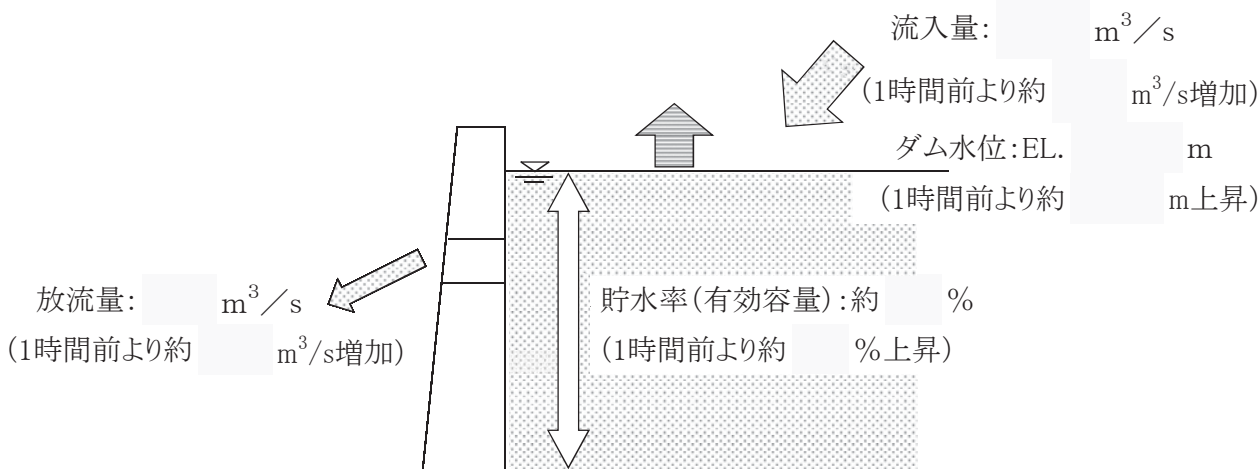
警戒レベル4

- ・ダム下流の河川で更に水量・水位が増加し、氾濫の危険あり。
- ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻： 月 日 時 分

ダムの空容量が減少したためダムに水を貯められなくなり、下流に流れる水量が増えています。



※値はすべて速報値

※ダム情報(川の防災情報)：<https://www.river.go.jp/index>

<受信確認> 日吉ダム管理所 TEL: (0771) 72-0171 FAX: (0771) 72-0460

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻
日吉ダム管理所					



■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、ダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

ダム連絡

通知(受信確認が必要)

日吉ダム緊急放流 終了の通知

令和 年 月 日 時 分

(独) 水資源機構 日吉ダム管理所長

<ダム操作に関する連絡>

淀川水系桂川日吉ダム(京都府南丹市)では、流入量が計画最大のダム流下量(計画最大放流量)を下回ったため、 月 日 時 分に緊急放流(異常洪水時防災操作)を終了しました。

今後、ダム流下量(放流量)を低下させますが、河川水位は引き続き高い状態が続きますので、注意してください。

【ダム情報】

現在時刻: 月 日 時 分

流入量: m^3/s (1時間前より約 m^3/s 減少)放流量: m^3/s
(1時間前より約 m^3/s 減少)

ダム水位: EL. m

(1時間前より約 m低下)

貯水率(有効容量): 約 %

(1時間前より %低下)

※値はすべて速報値

※ダム情報(川の防災情報): <https://www.river.go.jp/index>

<受信確認> 日吉ダム管理所 TEL: (0771) 72-0171 FAX: (0771) 72-0460

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻
日吉ダム管理所					



■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、ダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作(異常洪水時防災操作)を行うことです。

ダム連絡

情報(受信確認が不要)

日吉ダム防災操作(洪水調節)終了の情報

令和 年 月 日 時 分

(独) 水資源機構 日吉ダム管理所長

<ダム操作に関する連絡>

淀川水系桂川日吉ダム(京都府南丹市)では、ダムへの流入量がダム流下量(放流量)を下回ったため、 月 日 時 分に防災操作(洪水調節)を終了しました。

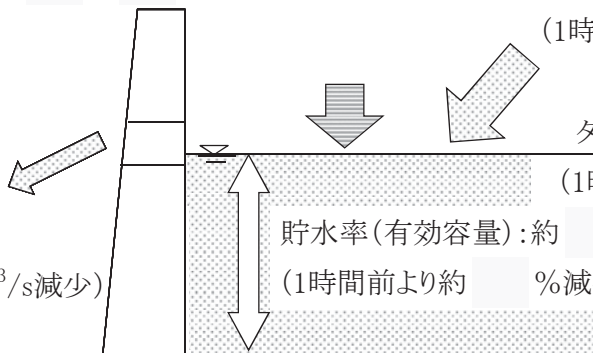
今後、ダム水位を低下させるため、現在のダム流下量(放流量)を上限として放流を継続させます。河川水位は徐々に低下していきます。

防災操作(洪水調節)は終了しましたが、河川水位が平常時の状況に回復するまで、引き続き河川水位に注意してください。

放流の 目的	防災操作(洪水調節)後 のダム水位の低下	今回の防災操作(洪水調節)で上昇したダム水位を E L. mに低下させ、 次の防災操作(洪水調節)に備える。
-----------	-------------------------	--

【ダム情報】

現在時刻: 月 日 時 分

流入量: m³/s(1時間前より約 m³/s減少)放流量: m³/s(1時間前より約 m³/s減少)

※値はすべて速報値

※値はすべて速報値

※ダム情報(川の防災情報): <https://www.river.go.jp/index>

主要河川水位標示場所

河川名	標 示 場 所	水 位		堤 高
		はん濫注意	はん濫危険	
		m	m	m
年 谷 川	年谷橋左岸	2.5	3.5	4.0
西 川	西川橋右岸 国道9号下	2.5	3.5	4.0
鵜 の 川	高橋左橋脚	2.5	3.5	4.0
犬 飼 川	小幡橋左岸 曾我部町穴太	2.0	2.5	4.0
〃	吉川橋右岸 吉川町	2.0	2.5	4.0
〃	並河橋右橋脚 大井町	2.5	3.5	5.0
山 内 川	山内川橋左岸 蕨田野町	1.5	2.0	2.5
〃	山内川橋右岸 太田道バス停北側	1.5	2.0	3.1
七 谷 川	千歳橋左岸	1.0	1.5	2.0
〃	清水橋右岸	1.0	1.5	2.0
千 々 川	北ノ庄会議所前右岸	1.5	2.0	2.7
三 俣 川	三俣橋右橋脚	1.5	2.0	2.5
本 梅 川	井手橋右岸	1.5	2.0	2.5
〃	宮前橋右岸	2.0	3.0	4.0
〃	水橋左岸 東本梅町	2.0	3.0	3.5
大 路 次 川	広野橋右岸	2.0	3.0	3.5
栢 原 川	落合橋20m下流右岸	1.5	2.0	3.0
〃	大堂橋右岸	1.0	1.5	2.0
東 掛 川	東掛川橋左岸	1.0	1.5	2.3
愛 宕 谷 川	愛宕谷川橋右岸	1.0	1.5	1.9
法 貴 谷 川	法貴倉庫横右岸	—	1.0	1.3
北 川	本梅町中野左岸	—	1.0	1.7
雑 水 川	みどり橋右岸	—	1.0	1.5
願 成 寺 川	下長橋右岸 大井町	0.5	1.0	1.8

水防中隊の設置場所及び連絡先

中 隊 名	設 置 場 所	電 話 番 号	中 隊 長 名
亀 岡 中 隊	亀岡地区自治会連合会	2 2 - 5 5 7 6	亀 岡 分 団 長
東別院中隊	東 別 院 町 自 治 会	2 7 - 2 0 0 1	東 別 院 分 団 長
西別院中隊	西 別 院 町 自 治 会	2 7 - 2 2 1 4	西 別 院 分 団 長
曾我部中隊	曾 我 部 町 自 治 会	2 2 - 0 6 0 4	曾 我 部 分 団 長
吉 川 中 隊	吉 川 町 自 治 会	2 2 - 0 1 9 6	吉 川 分 団 長
蘗田野中隊	蘗 田 野 町 自 治 会	2 2 - 3 8 4 0	蘗 田 野 分 団 長
本 梅 中 隊	本 梅 町 自 治 会	2 6 - 3 0 0 1	本 梅 分 団 長
畑 野 中 隊	畑 野 町 自 治 会	2 8 - 2 7 5 2	畑 野 分 団 長
宮 前 中 隊	宮 前 町 自 治 会	2 6 - 2 0 2 5	宮 前 分 団 長
東本梅中隊	東 本 梅 町 自 治 会	2 6 - 2 5 0 4	東 本 梅 分 団 長
大 井 中 隊	大 井 町 自 治 会	2 2 - 0 1 5 7	大 井 分 団 長
千代川中隊	千 代 川 町 自 治 会	2 2 - 5 5 2 1	千 代 川 分 団 長
馬 路 中 隊	馬 路 町 自 治 会	2 2 - 0 6 6 1	馬 路 分 団 長
旭 中 隊	旭 町 自 治 会	2 2 - 5 5 3 3	旭 分 団 長
千 歳 中 隊	千 歳 町 自 治 会	2 2 - 0 6 8 2	千 歳 分 団 長
河原林中隊	河 原 林 町 自 治 会	2 2 - 0 1 2 0	河 原 林 分 団 長
保 津 中 隊	保 津 町 自 治 会	2 2 - 0 8 1 0	保 津 分 団 長
篠 中 隊	篠 町 自 治 会	2 2 - 0 0 4 7	篠 分 団 長

各 河 川 担 当 区 域 表

①

河 川 名	区 域	担 当 中 隊 名	備 考
桂 川 左 岸	馬路町地内	馬 路 中 隊	
	河原林町地内	河 原 林 中 隊	
	河原林町界から請田神社まで	保 津 中 隊	
桂 川 右 岸	千代川町地内	千 代 川 中 隊	
	大井町地内	大 井 中 隊	
	大井町界から年谷川合流点まで	亀 岡 中 隊	
犬 飼 川	曾我部町地内	曾 我 部 中 隊	
	吉川町地内	吉 川 中 隊	
	吉川町界から桂川合流点まで	大 井 中 隊	
曾 我 谷 川	曾我部町一の井堰下流同町地内	曾 我 部 中 隊	
	曾我部町界から桂川合流点まで	亀 岡 中 隊	
雑 水 川	医王谷から桂川合流点まで	亀 岡 中 隊	
年 谷 川 左 岸	上矢田町から桂川合流点まで	亀 岡 中 隊	
年 谷 川 右 岸	上矢田町から桂川合流点まで	篠 中 隊	
千 々 川	北ノ庄から下流千代川町地内	千 代 川 中 隊	
三 俣 川	旭町地内	旭 中 隊	
七 谷 川	千歳町地内	千 歳 中 隊	
	河原林町地内	河 原 林 中 隊	
古 川	河原林町地内	河 原 林 中 隊	
本 梅 川	宮前町地内	宮 前 中 隊	
	本梅町地内	本 梅 中 隊	
	東本梅町地内	東 本 梅 中 隊	
大 路 次 川	畑野町地内	畑 野 中 隊	
栢 原 川	西別院町地内	西 別 院 中 隊	
	東別院町地内	東 別 院 中 隊	
東 掛 川	東別院町地内	東 別 院 中 隊	
菰 川	菰田野町地内	菰 田 野 中 隊	

河 川 名	区 域	担 当 中 隊 名	備 考
山 内 川	蕨田野町地内	蕨 田 野 中 隊	
	吉川町地内	吉 川 中 隊	
愛 宕 谷 川	保津町地内	保 津 中 隊	
中 ノ 谷 川	千歳町地内	千 歳 中 隊	
法 貴 谷 川	曾我部町地内	曾 我 部 中 隊	
願 成 寺 川	大井町地内	大 井 中 隊	
西 川	篠町地内	篠 中 隊	
鵜 ノ 川	篠町地内	篠 中 隊	
苔 川	本梅町地内	本 梅 中 隊	
千 ケ 畑 川	畑野町地内	畑 野 中 隊	
神 田 川	宮前町地内	宮 前 中 隊	
北 谷 川	保津町地内	保 津 中 隊	

防災重点農業用ため池担当表

R6.11月現在

名 称	所在地	管理者	担当中隊名	規模		被害想定		
				堤 高 (m)	貯水量 (㎡)	戸数 (戸)	人命 (人)	その他
安町大池	安町大池	亀岡市亀岡土地改良区	亀岡中隊	6.1	48,000	49	113	
野々神池	三宅町北ノ垣内	亀岡市亀岡土地改良区	〃	3.7	4,000	15	35	
岩ヶ谷池	上矢田町岩田	亀岡市亀岡土地改良区	〃	6.5	7,000	24	55	
新池	上矢田町岩田	亀岡市亀岡土地改良区	〃	5.6	31,000	0	0	緊急輸送道路(枚方亀岡線)
黒田池	上矢田町黒田	亀岡市亀岡土地改良区	〃	11.2	16,600	2	5	
五反田池	上矢田町五反田	亀岡市亀岡土地改良区	〃	5.4	28,000	70	162	
古池	下矢田町古池	亀岡市亀岡土地改良区	〃	7.5	30,000	12	28	
中山池	下矢田町中山	亀岡市亀岡土地改良区	〃	13.5	194,400	32	74	
中池	下矢田町砂田	亀岡市亀岡土地改良区	〃	4.0	4,500	1	2	
昭和池	西別院町笑路	亀岡市昭和池土地改良区	西別院中隊	24.7	393,800	50	116	
丹田池	東別院町大野	東別院町大野区	東別院中隊	4.5	2,700	1	2	
才谷池	東別院町大野	東別院町大野区	〃	10.2	12,000	1	2	
上谷下池	東別院町大野	東別院町大野区	〃	3.8	2,500	1	2	
上谷上池	東別院町大野	東別院町大野区	〃	1.6	1,200	1	2	
谷合池	東別院町小泉	東別院町小泉区	〃	6.0	1,000	2	5	
うず葉池	東別院町小泉	東別院町小泉区	〃	6.6	2,000	0	0	緊急輸送道路(茨木亀岡線)
小谷池	西別院町犬甘野	上ノ谷農家組合	西別院中隊	3.5	1,000	3	7	
大池	西別院町笑路	西別院町笑路区	〃	2.2	1,000	1	2	
皿谷池	西別院町笑路	亀岡市昭和池土地改良区	〃	6.5	41,000	3	7	
地明谷池(スリバチ池)	曾我部町寺	曾我部町寺区	曾我部中隊	5.0	3,000	1	2	
恋谷池	曾我部町寺	曾我部町寺区	〃	10.1	15,000	4	9	
寅池	曾我部町穴太	穴太西地区水利組合	〃	5.0	9,100	5	12	
横輪池	曾我部町寺	曾我部町寺区	〃	9.0	19,000	3	7	
太田上池	蔦田野町太田	蔦田野町太田区	蔦田野中隊	6.0	8,000	3	7	
太田新池	蔦田野町太田	蔦田野町太田区	〃	5.2	12,000	17	39	
太田中池	蔦田野町太田	蔦田野町太田区	〃	2.6	21,000	3	7	
越池	蔦田野町鹿谷	蔦田野町鹿谷区	〃	3.9	9,000	11	23	
旧新池	蔦田野町鹿谷	蔦田野町鹿谷区	〃	5.1	21,000	10	23	
町ヶ谷池	蔦田野町柿花	蔦田野町柿花区	〃	8.9	30,500	8	18	
古池	蔦田野町奥条	蔦田野町奥条区	〃	6.6	11,000	1	2	
大正池	蔦田野町佐伯	蔦田野町佐伯区	〃	12.5	111,500	25	58	
茶屋大池	蔦田野町佐伯	蔦田野町佐伯区	〃	7.0	36,000	15	35	
間谷池	本梅町井手	亀岡市西部土地改良区	本梅中隊	12.6	60,000	20	46	
中野新池	本梅町中野	亀岡市西部土地改良区	〃	7.8	23,500	5	12	
南池	本梅町中野	亀岡市西部土地改良区	〃	3.5	2,500	1	2	
原谷池	本梅町平松	亀岡市西部土地改良区	〃	6.3	11,000	0	0	緊急輸送道路(国道372号線)
力セ谷池	本梅町東加舎	本梅町東加舎区	〃	4.5	2,000	1	2	
関池	本梅町西加舎	本梅町西加舎区	〃	8.0	13,800	2	5	
西加舎上池	本梅町西加舎	本梅町西加舎区	〃	8.0	12,000	3	7	
西加舎下池	本梅町西加舎	本梅町西加舎区	〃	4.0	800	3	7	
中条新池	本梅町西加舎	本梅町西加舎区	〃	5.3	7,000	11	23	
西池	本梅町西加舎	本梅町西加舎区	〃	3.0	800	3	7	
山ノ神下池	宮前町宮川	亀岡市西部土地改良区	宮前中隊	6.0	4,800	1	2	
宮川東池	宮前町宮川	亀岡市西部土地改良区	〃	5.7	12,000	1	2	
宮川西池	宮前町宮川	亀岡市西部土地改良区	〃	4.2	9,000	9	21	
水船池	宮前町宮川	亀岡市西部土地改良区	〃	3.0	250	2	5	
山の神下池(猪倉)	宮前町猪倉	亀岡市西部土地改良区	〃	4.5	2,200	4	9	
綿内下池	宮前町猪倉	亀岡市西部土地改良区	〃	4.3	4,500	2	5	
岩ヶ谷池	宮前町猪倉	亀岡市西部土地改良区	〃	6.6	7,500	2	5	
小池谷池	宮前町猪倉	亀岡市西部土地改良区	〃	3.8	2,000	2	5	
山ノ神池	宮前町神前	亀岡市西部土地改良区	〃	10.6	12,000	5	12	
捨谷池	宮前町神前	亀岡市西部土地改良区	〃	6.6	12,000	3	7	
谷奥中池	宮前町神前	亀岡市西部土地改良区	〃	8.3	22,000	16	37	
谷奥下池	宮前町神前	亀岡市西部土地改良区	〃	5.6	15,000	16	37	
寺ヶ谷中池	宮前町神前	亀岡市西部土地改良区	〃	3.6	700	4	9	
寺ヶ谷下池	宮前町神前	亀岡市西部土地改良区	〃	2.4	600	4	9	
北奥池	宮前町神前	亀岡市西部土地改良区	〃	1.4	2,000	2	5	

名 称	所在地	管理者	担当中隊名	規模		被害想定		
				堤 高 (m)	貯水量 (㎡)	戸数 (戸)	人命 (人)	その他
細原中池	宮前町神前	亀岡市西部土地改良区	〃	3.5	1,300	1	2	
金蓮池	宮前町神前	亀岡市西部土地改良区	〃	4.5	2,000	2	5	
松熊大池	東本梅町松熊	亀岡市東本梅町土地改良区	東本梅中隊	3.2	3,000	3	7	
君谷池	東本梅町大内	亀岡市東本梅町土地改良区	〃	8.3	9,000	2	5	
奥ノ原池	東本梅町大内	亀岡市東本梅町土地改良区	〃	8.9	54,000	15	35	
赤熊大池	東本梅町赤熊	亀岡市東本梅町土地改良区	〃	6.1	25,100	2	5	
大谷新池	東本梅町東大谷	亀岡市東本梅町土地改良区	〃	3.5	2,500	1	2	
大池(小金岐)	大井町小金岐	大井町小金岐区	大井中隊	4.2	20,000	45	104	
合同新池	大井町小金岐	小金岐区農家組合	〃	4.2	8,000	51	118	
新池(小金岐)	大井町小金岐	大井町小金岐区	〃	3.3	5,000	1	2	
水神池	大井町南金岐	亀岡市南金岐土地改良区	〃	3.0	2,500	3	7	
新池(北金岐)	大井町北金岐	大井町北金岐区	〃	3.6	4,000	1	2	
青谷池	大井町南金岐	亀岡市南金岐土地改良区	〃	7.0	15,000	6	14	
真池	千代川町湯井	千代川町湯井区	千代川中隊	4.2	8,500	0	0	公民館
湯井新池	千代川町湯井	千代川町湯井区	〃	7.4	45,000	11	25	
湯井大池	千代川町湯井	千代川町湯井区	〃	4.8	15,000	0	0	公民館
湯井奥池	千代川町湯井	千代川町湯井区	〃	12.0	13,000	3	7	
千原上池	千代川町千原	千代川町千原区	〃	8.5	13,300	4	9	
千原中池	千代川町千原	千代川町千原区	〃	7.0	19,100	25	58	
千原下池	千代川町千原	千代川町千原区	〃	4.9	9,000	3	7	
拝田新池	千代川町拝田	千代川町拝田区	〃	4.9	4,500	1	2	
拝田下池	千代川町拝田	千代川町拝田区	〃	3.4	4,400	2	5	
拝田宮池	千代川町拝田	千代川町拝田区	〃	4.2	6,000	5	12	
墓堂池	千代川町北ノ庄	千代川町北ノ庄区	〃	10.4	20,000	27	62	
北ノ庄大池	千代川町北ノ庄	千代川町北ノ庄区	〃	14.9	51,700	45	104	
汗の池	旭町八ヶ坪	三俣土地改良区	旭中隊	4.2	48,000	4	9	
馬路上の池	馬路町上ノ池	上の池土地改良区	馬路中隊	3.4	121,000	16	37	
馬路中池	馬路町平野沢中池	亀岡市川東土地改良区	〃	2.6	58,000	4	9	
馬路下池	馬路町平野沢下池	亀岡市川東土地改良区	〃	3.3	51,000	2	5	
中島池	千歳町国分	亀岡市川東土地改良区	千歳中隊	5.0	32,200	0	0	緊急輸送道路(亀岡園部線)
出雲スワ池	千歳町千歳	亀岡市川東土地改良区	〃	7.1	4,500	3	7	
段ノ池	千歳町千歳	亀岡市川東土地改良区	〃	18.0	22,000	8	18	
新池	千歳町千歳	亀岡市川東土地改良区	〃	7.5	2,000	3	7	
堂の池	千歳町千歳	亀岡市川東土地改良区	〃	4.0	500	3	7	
的場2号池	千歳町千歳	亀岡市川東土地改良区	〃	6.0	160	1	2	
谷山下池	保津町保津山	亀岡市川東土地改良区	保津中隊	9.1	69,500	0	0	堰堤破壊により被害拡大
西谷新池	保津町山中	亀岡市川東土地改良区	〃	8.0	3,200	1	2	
西谷中池	保津町山中	亀岡市川東土地改良区	〃	11.0	2,100	1	2	
東谷池	保津町山中	亀岡市川東土地改良区	〃	8.0	2,800	1	2	
牛洗い上池	保津町上火無	亀岡市川東土地改良区	〃	4.0	2,700	1	2	
丹田上池	保津町上火無	亀岡市川東土地改良区	〃	10.0	7,800	0	0	緊急輸送道路(亀岡園部線)
丹田下池	保津町上火無	亀岡市川東土地改良区	〃	6.0	1,300	0	0	緊急輸送道路(亀岡園部線)
山ノ坊池	保津町山ノ坊	亀岡市川東土地改良区	〃	4.0	300	1	2	
茱萸谷上池	古世町千歳山	亀岡市篠町土地改良区	篠中隊	10.5	144,000	0	0	運動決壊の恐れ
茱萸谷中池	古世町東向日林	亀岡市篠町土地改良区	〃	7.0	105,000	423	977	
茱萸谷下池	篠町浄法寺	亀岡市篠町土地改良区	〃	9.2	47,600	350	809	
大日谷池	篠町広田	亀岡市篠町土地改良区	〃	5.3	5,000	2	5	
汁沢池	篠町王子	亀岡市篠町土地改良区	〃	19.2	152,000	0	0	緊急輸送道路(国道9号)
門田池	篠町王子	亀岡市篠町土地改良区	〃	5.0	6,100	0	0	緊急輸送道路(国道9号)
柿ヶ谷下池	篠町篠	亀岡市篠町土地改良区	〃	10.0	15,000	1	2	
畠田上池	篠町篠	亀岡市篠町土地改良区	〃	3.5	22,000	33	76	
畠田下池	篠町篠	亀岡市篠町土地改良区	〃	5.7	24,800	76	176	
政助池	篠町篠	亀岡市篠町土地改良区	〃	6.4	6,000	7	16	
向谷池	篠町篠	亀岡市篠町土地改良区	〃	6.5	11,000	1	2	
袋谷池	篠町森	亀岡市篠町土地改良区	〃	8.1	35,900	64	148	
袋谷小池	篠町森	亀岡市篠町土地改良区	〃	11.7	10,000	32	74	
出葉池	篠町広田	亀岡市篠町土地改良区	〃	3.5	15,000	46	106	
桃原池	京都市右京区嵯峨嵯原	亀岡市川東土地改良区	千歳中隊	13.6	128,000	9	21	
西ヶ谷池	京都市右京区嵯峨越畑	三俣土地改良区	旭中隊	26.6	255,000	12	28	
廻り池	京都市右京区嵯峨越畑	三俣土地改良区	〃	30.0	846,000	73	169	※南丹市と共同管理
三俣調整池	旭町屋代垣内	三俣土地改良区	〃	6.1	75,000	12	28	

関係協力機関一覧表

関係機関名	電話番号	連絡又は要請する事項
京都府南丹広域振興局 (地域連携・振興部)	22-0422 22-0911	災害救助法の発動要請、自衛隊の派遣要請、避難指示の報告及び被害状況等の報告
京都府南丹土木事務所 (京都府南丹広域振興局建設部)	(0771) 62-0025	道路、橋梁、河川等の応急復旧及び道路等通行可否の状況の調査
京都府亀岡警察署	24-0110	被害状況等の連絡・避難等の措置、人命の救助、交通の規制、犯罪の予防その他の警察活動
京都府南丹保健所(京都府南丹広域振興局健康福祉部)	(0771) 62-4751	防疫及び保健衛生指導並びに災害救助法の発動要請
京都府南丹家畜保健衛生所	(0771) 42-3308	家畜の防疫及び衛生指導
京都府農林水産技術センター	22-0424	農作物の防疫指導
京都府南丹農業改良普及センター	(0771) 62-0665	農作物等の被害調査及び技術指導
近畿農政局生産部業務管理課	(075) 414-9722	災害救助用米穀の引渡し
近畿農政局統計部生産流通消費統計課	(075) 414-9650	農作物等の被害調査等応援
日本赤十字社京都府支部	(075) 541-9326	日赤救護班の派遣、義援金の募集及び配分並びに奉仕活動
日本放送協会京都放送局	(075) 841-4321	災害情報、職員動員、救助状況及び一般住民に対する周知
株式会社京都放送	(075) 231-9111 231-8141	
西日本旅客鉄道株式会社亀岡駅	22-0101	救助物資及び応急復旧資材等の鉄道輸送
西日本電信電話株式会社 京都支店設備部	(昼間)8:30~17:00 (075) 842-9463 (夜間)17:00~8:30 (0120)444-113 (113 センタ)	電信電話施設の復旧及び緊急電話
関西電力送配電株式会社 京都配電営業所	(0800)777-3081	電気施設の復旧
大阪ガスネットワーク株式会社 京 滋 事 業 部	(昼間) 9:00~17:40 (075)315-8942 (休日・夜間) 土日祝 17:40~9:00 (075)315-5593	都市ガス施設の復旧
(一社) 京都府 L P ガス協会 (亀 岡 支 部)	(075) 951-6101 (22-1892)	L P ガス施設の復旧 避難場所への L P ガス及びコンロ等の供給
西日本高速道路株式会社関西支社 亀岡高速道路事務所	075-632-1230	高速道路施設の復旧

関 係 機 関 名	電 話 番 号	連 絡 又 は 要 請 す る 事 項
国 土 交 通 省 近 畿 地 方 整 備 局 京 都 国 道 事 務 所	075-351-3300	一般国道 9 号の応急復旧
日 本 郵 便 株 式 会 社 亀 岡 郵 便 局	22-0490	関係郵便局の被害及び滞貨状況等の連絡通報
亀 岡 市 医 師 会	24-3531	傷病者の収容及び治療防疫措置
医 療 法 人 亀 岡 病 院	22-0341	患者の収容
医療法人清仁会亀岡シミズ病院	23-0013	患者の収容
京 都 中 部 総 合 医 療 セ ン タ ー	(代) 42-2510	救護班の派遣及び患者の収容
保 津 川 遊 船 企 業 組 合	22-5846	り災者の避難、救助、物資及び応急復旧資材等の輸送
京 阪 京 都 交 通 株 式 会 社	23-8000	り災者の避難、救助、物資及び応急復旧資材等の陸上輸送
日 本 通 運 株 式 会 社 亀 岡 営 業 所	22-0034	
京 都 農 業 協 同 組 合	22-5505	農業生産資材等の確保及びあっせん並びに農産物、畜産等の防疫応援 災害時における給食センターの調理業務
亀 岡 商 工 会 議 所	22-0053	災害時における日常必需品等の確保及びあっせん
京 都 中 部 広 域 消 防 組 合	22-9582	情報の収集伝達、消火活動、救急活動人命救助活動、応援の要請
そ の 他 の 機 関		その都度必要な事項

各町要員（各町連絡掛）指定待機所

待 機 所 名	電話番号	担当区域	待 機 所 名	電話番号	担当区域
亀岡地区東部自治会	23-7700	亀 岡 地 区	大 井 町 自 治 会	22-0157	大 井 町
亀岡地区中部自治会	25-6230	亀 岡 地 区	千 代 川 町 自 治 会	22-5521	千 代 川 町
亀岡地区自治会館	22-5576	亀 岡 地 区	馬 路 町 自 治 会	22-0661	馬 路 町
東別院町自治会	27-2001	東 別 院 町	旭 町 自 治 会	22-5533	旭 町
西別院町自治会	27-2214	西 別 院 町	千 歳 町 自 治 会	22-0682	千 歳 町
曾我部町自治会	22-0604	曾 我 部 町	河 原 林 町 自 治 会	22-0120	河 原 林 町
吉 川 町 自 治 会	22-0196	吉 川 町	保 津 町 自 治 会	22-0810	保 津 町
蒔 田 野 町 自 治 会	22-3840	蒔 田 野 町	篠 町 自 治 会	22-0047	篠 町
本 梅 町 自 治 会	26-3001	本 梅 町	柏 原 公 民 館	22-0297	柏 原 区
畑 野 町 自 治 会	28-2752	畑 野 町	東つつじヶ丘自治会	23-3726	東つつじヶ丘
宮 前 町 自 治 会	26-2025	宮 前 町	西つつじヶ丘自治会	23-2444	西つつじヶ丘
東本梅町自治会	26-2504	東 本 梅 町	南つつじヶ丘自治会	25-8251	南つつじヶ丘

水害時における避難指示等発令基準の地域特定運用

平成 25 年台風第 18 号災害で複数の家屋が浸水した地域	河原町、宇津根町の全域、追分町藪ノ下、古世町向嶋、余部町清水、大井町並河 1 丁目、河原林町勝林島、保津町 6 区、千代川町今津区、篠町柏原久保垣内、篠町見晴 1 丁目 6～8 番	
亀岡地区、大井町、千代川町、馬路町、河原林町、保津町及び篠町の桂川沿川地域並びに周辺低地部	亀岡地区	追分町（藪ノ下除く）、西町、北町、南郷町
	大井町	並河区（並河 1 丁目除く）、土田区、かすみヶ丘区
	千代川町	川関区、今津第 2 区
	馬路町	三ツ辻区、三軒屋区
	保津町	2 区、3 区、4 区、5 区
	篠町	柏原区、山本区、フローラルタウン、川西区（久保垣内除く）
当該河川の沿川地域及び周辺低地部並びに当該河川の下流地域	亀岡地区	安町、余部町（清水除く）、三宅町、紺屋町、下矢田町あさひヶ丘、本町、塩屋町、下矢田町東、三宅荘園、内丸町、下矢田町小石、保津川第 2 住宅、駅前荘園、下矢田町西、下矢田町北地区、保津川団地、メルサンテ亀岡
	曾我部町	重利区、穴太区、南条区、寺区、夫婦池区、犬飼区、中区、法貴区、西条区
	吉川町	吉田（東・西・中）区、穴川（東・西）区、替田区、吹ヶ区、堂ノ前区
	穂田野町	上佐伯区、下佐伯区、奥条区、天川区、柿花区
	千代川町	高野林区、第 2 高野林区、第 3 高野林区、小川区、小川第 2 区、小川第 3 区、千原区、北ノ庄区、小林区
	馬路町	北区、中区、南区
	旭町	杉区
	千歳町	江島里区、中区
	河原林町	北町区、中町区、高野町区、東町区
	篠町	第 1 紫明区、馬堀駅前 2 丁目

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

(令和6年2月27日現在)

地区名	指定年月日 (最新)	土石流箇所数		急傾斜地箇所数		地すべり	計	
		警 戒 区 域	内、特別 警戒区域	警 戒 区 域	内、特別 警戒区域	警 戒 区 域	警 戒 区 域	内、特別 警戒区域
上矢田町	H27. 8. 21	5	2	7	6		12	8
下矢田町	R5. 2. 17	3	1	17	17		20	18
余部町	H27. 8. 21	—	—	2	2		2	2
東別院町	R4. 9. 30	76	50	137	136		213	186
西別院町	R6. 2. 27	32	23	72	67		104	90
曾我部町	R5. 2. 17	28	12	18	18		46	30
穂田野町	R4. 9. 30	29	13	26	26		55	39
本梅町	H23. 3. 22	22	9	14	14		36	23
畑野町	R5. 2. 17	43	37	48	48	1	92	85
宮前町	R5. 2. 17	20	14	14	13		34	27
東本梅町	R5. 2. 17	12	8	16	16		28	24
大井町	H26. 7. 15	4	2	1	1		5	3
千代川町	R4. 9. 30	9	3	10	10		19	13
馬路町	H22. 3. 23	—	—	1	1		1	1
旭町	R6. 2. 27	6	3	6	6		12	9
千歳町	R6. 2. 27	15	9	11	11		26	20
保津町	H26. 10. 17	6	5	8	8		14	13
篠町	R5. 2. 17	14	11	10	9		24	20
西つつじヶ丘	H27. 10. 30	1	1	3	3		4	4
南つつじヶ丘	H27. 9. 1	—	—	13	13		13	13
合計		325	203	434	425	1	760	628

※各地区の詳細については、以下のとおり

※地区がまたがる箇所については、指定日の遅い地区で集計をしています。

●上矢田町

1. 土砂災害警戒区域

番 号	区 域 名	区 域 番 号	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
1	上矢田町1	新に1059-2	土石流	関係自治会 F A X、広 報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームペー ジ他	亀岡市役所 市民ホー ル、亀岡中 学校、亀岡 小学校他
2	上矢田町2	新に1059	土石流		
3	上矢田町3	に024	土石流		
4	上矢田町4	に524	土石流		
5	上矢田町5	新に3042	土石流		
6	上矢田町A	に1005-2	急傾斜地の崩壊		
7	上矢田町B	に1005-3	急傾斜地の崩壊		
8	上矢田町C	に2008-2	急傾斜地の崩壊		
9	上矢田町D	に2008	急傾斜地の崩壊		
10	上矢田町E	に2008-3	急傾斜地の崩壊		
11	上矢田町F	に1005-4	急傾斜地の崩壊		
12	上矢田町G	に1005	急傾斜地の崩壊		

2. 土砂災害特別警戒区域

番 号	区 域 名	区 域 番 号	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
1	上矢田町1	新に1059-2	土石流	関係自治会 F A X、広報車、防 災情報かめおかメー ル、緊急速 報メール、テレ ビ、ラジオ、市 ホームページ他	亀岡市役所 市民ホー ル、亀岡中 学校、亀岡 小学校他
2	上矢田町4	に524	土石流		
3	上矢田町B	に1005-3	急傾斜地の崩壊		
4	上矢田町C	に2008-2	急傾斜地の崩壊		
5	上矢田町D	に2008	急傾斜地の崩壊		
6	上矢田町E	に2008-3	急傾斜地の崩壊		
7	上矢田町F	に1005-4	急傾斜地の崩壊		
8	上矢田町G	に1005	急傾斜地の崩壊		

●下矢田町

1. 土砂災害警戒区域

番 号	区 域 名	区 域 番 号	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
1	下矢田町1	新に1029	土石流	関係自治会 F A X、広 報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームペー ジ他	亀岡市役所 市民ホー ル、亀岡中 学校、亀岡 小学校他
2	下矢田町2	新に1029-2	土石流		
3	下矢田町3	新に1029-3	土石流		
4	下矢田町A	に1049	急傾斜地の崩壊		
5	下矢田町B	に1049-2	急傾斜地の崩壊		
6	下矢田町C	に1049-3	急傾斜地の崩壊		
7	下矢田町D	に1049-4	急傾斜地の崩壊		
8	下矢田町E	に1049-5	急傾斜地の崩壊		
9	下矢田町F	に1049-6	急傾斜地の崩壊		
10	下矢田町G	に1049-7	急傾斜地の崩壊		
11	下矢田町H	に1049-8	急傾斜地の崩壊		
12	下矢田町I	に1049-9	急傾斜地の崩壊		
13	下矢田町J	に1049-10	急傾斜地の崩壊		
14	下矢田町K	に1049-11	急傾斜地の崩壊		
15	下矢田町L	に1049-12	急傾斜地の崩壊		
16	下矢田町M	に1049-13	急傾斜地の崩壊		
17	下矢田町N	に1049-14	急傾斜地の崩壊		
18	下矢田町O	に1049-15	急傾斜地の崩壊		
19	下矢田町P	に1049-16	急傾斜地の崩壊		
20	下矢田町Q	に1049-17	急傾斜地の崩壊		

2. 土砂災害特別警戒区域

番 号	区 域 名	区 域 番 号	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
1	下矢田町3	新に1029-3	土石流	関係自治会 F A X、広報車、防 災情報かめおかメー ル、緊急速 報メール、テレ ビ、ラジオ、市 ホームページ他	亀岡市役所 市民ホー ル、亀岡中 学校、亀岡 小学校他
2	下矢田町A	に1049	急傾斜地の崩壊		
3	下矢田町B	に1049-2	急傾斜地の崩壊		
4	下矢田町C	に1049-3	急傾斜地の崩壊		
5	下矢田町D	に1049-4	急傾斜地の崩壊		
6	下矢田町E	に1049-5	急傾斜地の崩壊		

7	下矢田町F	に1049-6	急傾斜地の崩壊	関係自治会FAX、広報車、防災情報かめおかメール、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市ホームページ他	亀岡市役所市民ホール、亀岡中学校、亀岡小学校他
8	下矢田町G	に1049-7	急傾斜地の崩壊		
9	下矢田町H	に1049-8	急傾斜地の崩壊		
10	下矢田町I	に1049-9	急傾斜地の崩壊		
11	下矢田町J	に1049-10	急傾斜地の崩壊		
12	下矢田町K	に1049-11	急傾斜地の崩壊		
13	下矢田町L	に1049-12	急傾斜地の崩壊		
14	下矢田町M	に1049-13	急傾斜地の崩壊		
15	下矢田町N	に1049-14	急傾斜地の崩壊		
16	下矢田町O	に1049-15	急傾斜地の崩壊		
17	下矢田町P	に1049-16	急傾斜地の崩壊		
18	下矢田町Q	に1049-17	急傾斜地の崩壊		

●余部町

1. 土砂災害警戒区域

番号	区域名	区域番号	自然現象名	情報伝達方法	指定緊急避難場所
1	余部町A	に1050-2	急傾斜地の崩壊	自治会FAX、	亀岡市役所市民ホール、城西小学校他
2	余部町B	に1050	急傾斜地の崩壊	広報車、メール他	

2. 土砂災害特別警戒区域

番号	区域名	区域番号	自然現象名	情報伝達方法	指定緊急避難場所
1	余部町A	に1050-2	急傾斜地の崩壊	自治会FAX、	亀岡市役所市民ホール、城西小学校他
2	余部町B	に1050	急傾斜地の崩壊	広報車、メール他	

●東別院町

1. 土砂災害警戒区域

番 号	区 域 名	区 域 番 号	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
1	東別院町 1	新に2025	土石流	関係自治会FAX、広報車、防災情報かめおかメール、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市ホームページ他	東別院町公民館、東別院町ふれあいセンター
2	東別院町 2	に021	土石流		
3	東別院町 3	に1027-2	土石流		
4	東別院町 4	新に1027	土石流		
5	東別院町 5	新に1026-2	土石流		
6	東別院町 6	新に1026	土石流		
7	東別院町 7	に3008-2	土石流		
8	東別院町 8	に2024	土石流		
9	東別院町 9	新に2024	土石流		
10	東別院町 1 0	新に2031	土石流		
11	東別院町 1 1	に2024-2	土石流		
12	東別院町 1 2	に517	土石流		
13	東別院町 1 3	に516	土石流		
14	東別院町 1 4	新に1025	土石流		
15	東別院町 1 5	に2023-2	土石流		
16	東別院町 1 6	新に2023	土石流		
17	東別院町 1 7	に020-2	土石流		
18	東別院町 1 8	に020-3	土石流		
19	東別院町 1 9	に020	土石流		
20	東別院町 2 0	新に2020	土石流		
21	東別院町 2 1	新に2035-2	土石流		
22	東別院町 2 2	新に2035	土石流		
23	東別院町 2 3	新に2036	土石流		
24	東別院町 2 4	新に2037-2	土石流		
25	東別院町 2 5	新に2037	土石流		
26	東別院町 2 6	に529	土石流		
27	東別院町 2 7	に515	土石流		
28	東別院町 2 8	新に2022-3	土石流		
29	東別院町 2 9	新に2022-2	土石流		

30	東別院町 3 0	新に2022	土石流	関係自治会 F A X、広報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームページ他	東別院町公 民館、東別 院町ふれあ いセンター
31	東別院町 3 1	に514	土石流		
32	東別院町 3 2	に512	土石流		
33	東別院町 3 3	に511	土石流		
34	東別院町 3 4	に511-2	土石流		
35	東別院町 3 5	に510	土石流		
36	東別院町 3 6	新に2021	土石流		
37	東別院町 3 7	に509	土石流		
38	東別院町 3 8	新に1024-4	土石流		
39	東別院町 3 9	新に1024	土石流		
40	東別院町 4 0	新に1024-2	土石流		
41	東別院町 4 1	新に1024-3	土石流		
42	東別院町 4 2	新に2013-2	土石流		
43	東別院町 4 3	新に2013	土石流		
44	東別院町 4 4	新に2012	土石流		
45	東別院町 4 5	に522	土石流		
46	東別院町 4 6	に521	土石流		
47	東別院町 4 7	新に2015	土石流		
48	東別院町 4 8	新に2015-2	土石流		
49	東別院町 4 9	新に2015-3	土石流		
50	東別院町 5 0	に013	土石流		
51	東別院町 5 1	に012	土石流		
52	東別院町 5 2	に520	土石流		
53	東別院町 5 3	新に2014	土石流		
54	東別院町 5 4	新に2011	土石流		
55	東別院町 5 5	に2011-2	土石流		
56	東別院町 5 6	新に2010	土石流		
57	東別院町 5 7	新に2009	土石流		
58	東別院町 5 8	に2007-2	土石流		
59	東別院町 5 9	に2009-2	土石流		
60	東別院町 6 0	に2009-3	土石流		
61	東別院町 6 1	新に2007	土石流		
62	東別院町 6 2	新に2006	土石流		
63	東別院町 6 3	新に2005	土石流		
64	東別院町 6 4	新に2004	土石流		
65	東別院町 6 5	に2005-2	土石流		
66	東別院町 6 6	に2007-3	土石流		
67	東別院町 6 7	に508	土石流		
68	東別院町 6 8	に506-2	土石流		
69	東別院町 6 9	に011	土石流		
70	東別院町 7 0	に507	土石流		
71	東別院町 7 1	に506	土石流		
72	東別院町 7 2	に505	土石流		
73	東別院町 7 3	に011-2	土石流		
74	東別院町 7 4	に010	土石流		
75	東別院町 7 5	に010-2	土石流		
76	東別院町 7 6	に010-3	土石流		
77	東別院町 A	に2016-6	急傾斜地の崩壊		
78	東別院町 B	に2016-7	急傾斜地の崩壊		
79	東別院町 C	に2016-2	急傾斜地の崩壊		
80	東別院町 D	に2016-3	急傾斜地の崩壊		
81	東別院町 E	に2016	急傾斜地の崩壊		
82	東別院町 F	に2016-4	急傾斜地の崩壊		
83	東別院町 G	に2019-2	急傾斜地の崩壊		
84	東別院町 H	に2019	急傾斜地の崩壊		
85	東別院町 I	に2153	急傾斜地の崩壊		
86	東別院町 J	に1014-2	急傾斜地の崩壊		
87	東別院町 K	に1014	急傾斜地の崩壊		

1. 土砂災害警戒区域

番 号	区 域 名	区 域 番 号	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
88	東別院町 L	に1014-3	急傾斜地の崩壊	関係自治会 F A X、広 報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームページ他	東別院町公 民館、東別 院町ふれあ いセンター
89	東別院町 M	に1014-4	急傾斜地の崩壊		
90	東別院町 N	に1014-5	急傾斜地の崩壊		
91	東別院町 O	に2153-2	急傾斜地の崩壊		
92	東別院町 P	に2153-3	急傾斜地の崩壊		
93	東別院町 Q	に2153-4	急傾斜地の崩壊		
94	東別院町 R	に3001-2	急傾斜地の崩壊		
95	東別院町 S	に3001-3	急傾斜地の崩壊		
96	東別院町 T	に3001	急傾斜地の崩壊		
97	東別院町 U	に2051-2	急傾斜地の崩壊		
98	東別院町 V	に2051	急傾斜地の崩壊		
99	東別院町 W	に2053	急傾斜地の崩壊		
100	東別院町 X	に2053-3	急傾斜地の崩壊		
101	東別院町 Y	に2053-2	急傾斜地の崩壊		
102	東別院町 Z	に2053-4	急傾斜地の崩壊		
103	東別院町 A A	に1025	急傾斜地の崩壊		
104	東別院町 A B	に2054	急傾斜地の崩壊		
105	東別院町 A C	に2054-2	急傾斜地の崩壊		
106	東別院町 A D	に2055-5	急傾斜地の崩壊		
107	東別院町 A E	に2055-6	急傾斜地の崩壊		
108	東別院町 A F	に2055-4	急傾斜地の崩壊		
109	東別院町 A G	に2055	急傾斜地の崩壊		
110	東別院町 A H	に2055-3	急傾斜地の崩壊		
111	東別院町 A I	に2047-5	急傾斜地の崩壊		
112	東別院町 A J	に2047-6	急傾斜地の崩壊		
113	東別院町 A K	に2047-4	急傾斜地の崩壊		
114	東別院町 A L	に2047-3	急傾斜地の崩壊		
115	東別院町 A M	に2047-2	急傾斜地の崩壊		
116	東別院町 A N	に2046	急傾斜地の崩壊		
117	東別院町 A O	に2047-8	急傾斜地の崩壊		
118	東別院町 A P	に2047	急傾斜地の崩壊		
119	東別院町 A Q	に2047-7	急傾斜地の崩壊		
120	東別院町 A R	に2048	急傾斜地の崩壊		
121	東別院町 A S	に2049	急傾斜地の崩壊		
122	東別院町 A T	に2048-3	急傾斜地の崩壊		
123	東別院町 A U	に2048-2	急傾斜地の崩壊		
124	東別院町 A V	に2050-3	急傾斜地の崩壊		
125	東別院町 A W	に2050-4	急傾斜地の崩壊		
126	東別院町 A X	に2050	急傾斜地の崩壊		
127	東別院町 A Y	に1025-2	急傾斜地の崩壊		
128	東別院町 A Z	に1025-3	急傾斜地の崩壊		
129	東別院町 B A	に1025-4	急傾斜地の崩壊		
130	東別院町 B B	に2063-4	急傾斜地の崩壊		
131	東別院町 B C	に2063-3	急傾斜地の崩壊		
132	東別院町 B D	に2063-2	急傾斜地の崩壊		
133	東別院町 B E	に2063	急傾斜地の崩壊		
134	東別院町 B F	に2001-3	急傾斜地の崩壊		
135	東別院町 B G	に1021	急傾斜地の崩壊		
136	東別院町 B H	に3002-8	急傾斜地の崩壊		
137	東別院町 B I	に3002-3	急傾斜地の崩壊		
138	東別院町 B J	に3002-4	急傾斜地の崩壊		
139	東別院町 B K	に3002-5	急傾斜地の崩壊		
140	東別院町 B L	に3002-6	急傾斜地の崩壊		
141	東別院町 B M	に3002-7	急傾斜地の崩壊		
142	東別院町 B N	に2058	急傾斜地の崩壊		
143	東別院町 B O	に2057-2	急傾斜地の崩壊		
144	東別院町 B P	に2057-3	急傾斜地の崩壊		
145	東別院町 B Q	に2057	急傾斜地の崩壊		

146	東別院町 B R	に2057-4	急傾斜地の崩壊	関係自治会 F A X、広報車、防災情報かめおかメール、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市ホームページ他	東別院町公民館、東別院町ふれあいセンター
147	東別院町 B S	に2056-2	急傾斜地の崩壊		
148	東別院町 B T	に2056	急傾斜地の崩壊		
149	東別院町 B U	に1024	急傾斜地の崩壊		
150	東別院町 B V	に1024-2	急傾斜地の崩壊		
151	東別院町 B W	に1023	急傾斜地の崩壊		
152	東別院町 B X	に2059	急傾斜地の崩壊		
153	東別院町 B Y	に2059-2	急傾斜地の崩壊		
154	東別院町 B Z	に2059-3	急傾斜地の崩壊		
155	東別院町 C A	に2061-2	急傾斜地の崩壊		
156	東別院町 C B	に2061	急傾斜地の崩壊		
157	東別院町 C C	に2061-5	急傾斜地の崩壊		
158	東別院町 C D	に2077-2	急傾斜地の崩壊		
159	東別院町 C E	に2075-3	急傾斜地の崩壊		
160	東別院町 C F	に2077	急傾斜地の崩壊		
161	東別院町 C G	に2075-2	急傾斜地の崩壊		
162	東別院町 C H	に2075-4	急傾斜地の崩壊		
163	東別院町 C I	に2075	急傾斜地の崩壊		
164	東別院町 C J	に1027-2	急傾斜地の崩壊		
165	東別院町 C K	に1027	急傾斜地の崩壊		
166	東別院町 C L	に1027-4	急傾斜地の崩壊		
167	東別院町 C M	に1027-5	急傾斜地の崩壊		
168	東別院町 C N	に1027-3	急傾斜地の崩壊		
169	東別院町 C O	に2065	急傾斜地の崩壊		
170	東別院町 C P	に2066	急傾斜地の崩壊		
171	東別院町 C Q	に2069-2	急傾斜地の崩壊		
172	東別院町 C R	に2069-3	急傾斜地の崩壊		
173	東別院町 C S	に2069	急傾斜地の崩壊		
174	東別院町 C T	に2070	急傾斜地の崩壊		
175	東別院町 C U	に2070-2	急傾斜地の崩壊		
176	東別院町 C V	に2070-3	急傾斜地の崩壊		
177	東別院町 C W	に2070-4	急傾斜地の崩壊		
178	東別院町 C X	に1028-2	急傾斜地の崩壊		
179	東別院町 C Y	に1028	急傾斜地の崩壊		
180	東別院町 C Z	に2072	急傾斜地の崩壊		
181	東別院町 D A	に2072-2	急傾斜地の崩壊		
182	東別院町 D B	に2072-3	急傾斜地の崩壊		
183	東別院町 D C	に2065-3	急傾斜地の崩壊		
184	東別院町 D D	に2065-2	急傾斜地の崩壊		
185	東別院町 D E	に2173	急傾斜地の崩壊		
186	東別院町 D F	に2173-3	急傾斜地の崩壊		
187	東別院町 D G	に2173-2	急傾斜地の崩壊		
188	東別院町 D H	に2076	急傾斜地の崩壊		
189	東別院町 D I	に2076-3	急傾斜地の崩壊		
190	東別院町 D J	に2076-2	急傾斜地の崩壊		
191	東別院町 D K	に2078-4	急傾斜地の崩壊		
192	東別院町 D L	に2078-3	急傾斜地の崩壊		
193	東別院町 D M	に2078-2	急傾斜地の崩壊		
194	東別院町 D N	に2078	急傾斜地の崩壊		
195	東別院町 D O	に2079	急傾斜地の崩壊		
196	東別院町 D P	に2079-3	急傾斜地の崩壊		
197	東別院町 D Q	に2079-2	急傾斜地の崩壊		
198	東別院町 D R	に2080-5	急傾斜地の崩壊		
199	東別院町 D S	に2080-4	急傾斜地の崩壊		
200	東別院町 D T	に2080-3	急傾斜地の崩壊		
201	東別院町 D U	に2080-2	急傾斜地の崩壊		
202	東別院町 D V	に2080	急傾斜地の崩壊		
203	東別院町 D W	に2073-2	急傾斜地の崩壊		

204	東別院町 D X	に2073-3	急傾斜地の崩壊	関係自治会 F A X、広報車、防災情報かめおかメール、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市ホームページ他	東別院町公民館、東別院町ふれあいセンター
205	東別院町 D Y	に2073	急傾斜地の崩壊		
206	東別院町 D Z	に2001-2	急傾斜地の崩壊		
207	東別院町 E A	に2001	急傾斜地の崩壊		
208	東別院町 E B	に2063-5	急傾斜地の崩壊		
209	東別院町 E C	に2073-4	急傾斜地の崩壊		
210	東別院町 E D	に2076-4	急傾斜地の崩壊		
211	東別院町 E E	に2047-9	急傾斜地の崩壊		
212	東別院町 E F	に1014-6	急傾斜地の崩壊		
213	東別院町 E G	に2016-8B	急傾斜地の崩壊		

2. 土砂災害特別警戒区域

番 号	区 域 名	区 域 番 号	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
1	東別院町 1	新に2025	土石流	関係自治会 F A X、広報車、防災情報かめおかメール、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市ホームページ他	東別院町公民館、東別院町ふれあいセンター
2	東別院町 2	に021	土石流		
3	東別院町 5	新に1026-2	土石流		
4	東別院町 6	新に1026	土石流		
5	東別院町 8	に2024	土石流		
6	東別院町 1 0	新に2031	土石流		
7	東別院町 1 2	に517	土石流		
8	東別院町 1 3	に516	土石流		
9	東別院町 1 4	新に1025	土石流		
10	東別院町 1 5	に2023-2	土石流		
11	東別院町 1 6	新に2023	土石流		
12	東別院町 1 7	に020-2	土石流		
13	東別院町 1 9	に020	土石流		
14	東別院町 2 1	新に2035-2	土石流		
15	東別院町 2 3	新に2036	土石流		
16	東別院町 2 4	新に2037-2	土石流		
17	東別院町 2 7	に515	土石流		
18	東別院町 2 9	新に2022-2	土石流		
19	東別院町 3 0	新に2022	土石流		
20	東別院町 3 2	に512	土石流		
21	東別院町 3 3	に511	土石流		
22	東別院町 3 4	に511-2	土石流		
23	東別院町 3 5	に510	土石流		
24	東別院町 3 6	新に2021	土石流		
25	東別院町 3 7	に509	土石流		
26	東別院町 3 8	新に1024-4	土石流		
27	東別院町 4 0	新に1024-2	土石流		
28	東別院町 4 1	新に1024-3	土石流		
29	東別院町 4 3	新に2013	土石流		
30	東別院町 4 4	新に2012	土石流		
31	東別院町 4 6	に521	土石流		
32	東別院町 4 8	新に2015-2	土石流		
33	東別院町 4 9	新に2015-3	土石流		
34	東別院町 5 0	に013	土石流		
35	東別院町 5 3	新に2014	土石流		
36	東別院町 5 5	に2011-2	土石流		
37	東別院町 5 6	新に2010	土石流		
38	東別院町 5 7	新に2009	土石流		
39	東別院町 6 0	に2009-3	土石流		
40	東別院町 6 2	新に2006	土石流		
41	東別院町 6 3	新に2005	土石流		
42	東別院町 6 4	新に2004	土石流		
43	東別院町 6 7	に508	土石流		
44	東別院町 6 8	に506-2	土石流		
45	東別院町 6 9	に011	土石流		
46	東別院町 7 1	に506	土石流		
47	東別院町 7 2	に505	土石流		
48	東別院町 7 3	に011-2	土石流		
49	東別院町 7 4	に010	土石流		
50	東別院町 7 5	に010-2	土石流		
51	東別院町 A	に2016-6	急傾斜地の崩壊		

52	東別院町 B	に2016-7	急傾斜地の崩壊	関係自治会 F A X、広報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームページ他	東別院町公 民館、東別 院町ふれあ いセンター
53	東別院町 C	に2016-2	急傾斜地の崩壊		
54	東別院町 D	に2016-3	急傾斜地の崩壊		
55	東別院町 E	に2016	急傾斜地の崩壊		
56	東別院町 F	に2016-4	急傾斜地の崩壊		
57	東別院町 G	に2019-2	急傾斜地の崩壊		
58	東別院町 H	に2019	急傾斜地の崩壊		
59	東別院町 I	に2153	急傾斜地の崩壊		
60	東別院町 J	に1014-2	急傾斜地の崩壊		
61	東別院町 K	に1014	急傾斜地の崩壊		
62	東別院町 L	に1014-3	急傾斜地の崩壊		
63	東別院町 M	に1014-4	急傾斜地の崩壊		
64	東別院町 N	に1014-5	急傾斜地の崩壊		
65	東別院町 O	に2153-2	急傾斜地の崩壊		
66	東別院町 P	に2153-3	急傾斜地の崩壊		
67	東別院町 Q	に2153-4	急傾斜地の崩壊		
68	東別院町 R	に3001-2	急傾斜地の崩壊		
69	東別院町 S	に3001-3	急傾斜地の崩壊		
70	東別院町 T	に3001	急傾斜地の崩壊		
71	東別院町 U	に2051-2	急傾斜地の崩壊		
72	東別院町 V	に2051	急傾斜地の崩壊		
73	東別院町 W	に2053	急傾斜地の崩壊		
74	東別院町 X	に2053-3	急傾斜地の崩壊		
75	東別院町 Y	に2053-2	急傾斜地の崩壊		
76	東別院町 Z	に2053-4	急傾斜地の崩壊		
77	東別院町 A A	に1025	急傾斜地の崩壊		
78	東別院町 A B	に2054	急傾斜地の崩壊		
79	東別院町 A C	に2054-2	急傾斜地の崩壊		
80	東別院町 A D	に2055-5	急傾斜地の崩壊		
81	東別院町 A E	に2055-6	急傾斜地の崩壊		
82	東別院町 A F	に2055-4	急傾斜地の崩壊		
83	東別院町 A G	に2055	急傾斜地の崩壊		
84	東別院町 A H	に2055-3	急傾斜地の崩壊		
85	東別院町 A I	に2047-5	急傾斜地の崩壊		
86	東別院町 A J	に2047-6	急傾斜地の崩壊		
87	東別院町 A K	に2047-4	急傾斜地の崩壊		
88	東別院町 A L	に2047-3	急傾斜地の崩壊		
89	東別院町 A M	に2047-2	急傾斜地の崩壊		
90	東別院町 A N	に2046	急傾斜地の崩壊		
91	東別院町 A O	に2047-8	急傾斜地の崩壊		
92	東別院町 A P	に2047	急傾斜地の崩壊		
93	東別院町 A Q	に2047-7	急傾斜地の崩壊		
94	東別院町 A R	に2048	急傾斜地の崩壊		
95	東別院町 A S	に2049	急傾斜地の崩壊		
96	東別院町 A T	に2048-3	急傾斜地の崩壊		
97	東別院町 A U	に2048-2	急傾斜地の崩壊		
98	東別院町 A V	に2050-3	急傾斜地の崩壊		
99	東別院町 A W	に2050-4	急傾斜地の崩壊		
100	東別院町 A X	に2050	急傾斜地の崩壊		
101	東別院町 A Y	に1025-2	急傾斜地の崩壊		
102	東別院町 A Z	に1025-3	急傾斜地の崩壊		
103	東別院町 B A	に1025-4	急傾斜地の崩壊		
104	東別院町 B B	に2063-4	急傾斜地の崩壊		
105	東別院町 B C	に2063-3	急傾斜地の崩壊		
106	東別院町 B D	に2063-2	急傾斜地の崩壊		
107	東別院町 B E	に2063	急傾斜地の崩壊		
108	東別院町 B F	に2001-3	急傾斜地の崩壊		
109	東別院町 B G	に1021	急傾斜地の崩壊		

110	東別院町B H	に3002-8	急傾斜地の崩壊	関係自治会F A X、広報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームページ他	東別院町公 民館、東別 院町ふれあ いセンター
111	東別院町B I	に3002-3	急傾斜地の崩壊		
112	東別院町B J	に3002-4	急傾斜地の崩壊		
113	東別院町B K	に3002-5	急傾斜地の崩壊		
114	東別院町B L	に3002-6	急傾斜地の崩壊		
115	東別院町B M	に3002-7	急傾斜地の崩壊		
116	東別院町B N	に2058	急傾斜地の崩壊		
117	東別院町B O	に2057-2	急傾斜地の崩壊		
118	東別院町B P	に2057-3	急傾斜地の崩壊		
119	東別院町B Q	に2057	急傾斜地の崩壊		
120	東別院町B R	に2057-4	急傾斜地の崩壊		
121	東別院町B S	に2056-2	急傾斜地の崩壊		
122	東別院町B T	に2056	急傾斜地の崩壊		
123	東別院町B U	に1024	急傾斜地の崩壊		
124	東別院町B V	に1024-2	急傾斜地の崩壊		
125	東別院町B W	に1023	急傾斜地の崩壊		
126	東別院町B X	に2059	急傾斜地の崩壊		
127	東別院町B Y	に2059-2	急傾斜地の崩壊		
128	東別院町B Z	に2059-3	急傾斜地の崩壊		
129	東別院町C A	に2061-2	急傾斜地の崩壊		
130	東別院町C B	に2061	急傾斜地の崩壊		
131	東別院町C C	に2061-5	急傾斜地の崩壊		
132	東別院町C D	に2077-2	急傾斜地の崩壊		
133	東別院町C E	に2075-3	急傾斜地の崩壊		
134	東別院町C F	に2077	急傾斜地の崩壊		
135	東別院町C H	に2075-4	急傾斜地の崩壊		
136	東別院町C I	に2075	急傾斜地の崩壊		
137	東別院町C J	に1027-2	急傾斜地の崩壊		
138	東別院町C K	に1027	急傾斜地の崩壊		
139	東別院町C L	に1027-4	急傾斜地の崩壊		
140	東別院町C M	に1027-5	急傾斜地の崩壊		
141	東別院町C N	に1027-3	急傾斜地の崩壊		
142	東別院町C O	に2065	急傾斜地の崩壊		
143	東別院町C P	に2066	急傾斜地の崩壊		
144	東別院町C Q	に2069-2	急傾斜地の崩壊		
145	東別院町C R	に2069-3	急傾斜地の崩壊		
146	東別院町C S	に2069	急傾斜地の崩壊		
147	東別院町C T	に2070	急傾斜地の崩壊		
148	東別院町C U	に2070-2	急傾斜地の崩壊		
149	東別院町C V	に2070-3	急傾斜地の崩壊		
150	東別院町C W	に2070-4	急傾斜地の崩壊		
151	東別院町C X	に1028-2	急傾斜地の崩壊		
152	東別院町C Y	に1028	急傾斜地の崩壊		
153	東別院町C Z	に2072	急傾斜地の崩壊		
154	東別院町D A	に2072-2	急傾斜地の崩壊		
155	東別院町D B	に2072-3	急傾斜地の崩壊		
156	東別院町D C	に2065-3	急傾斜地の崩壊		
157	東別院町D D	に2065-2	急傾斜地の崩壊		
158	東別院町D E	に2173	急傾斜地の崩壊		
159	東別院町D F	に2173-3	急傾斜地の崩壊		
160	東別院町D G	に2173-2	急傾斜地の崩壊		
161	東別院町D H	に2076	急傾斜地の崩壊		
162	東別院町D I	に2076-3	急傾斜地の崩壊		
163	東別院町D J	に2076-2	急傾斜地の崩壊		
164	東別院町D K	に2078-4	急傾斜地の崩壊		
165	東別院町D L	に2078-3	急傾斜地の崩壊		
166	東別院町D M	に2078-2	急傾斜地の崩壊		
167	東別院町D N	に2078	急傾斜地の崩壊		

168	東別院町D O	に2079	急傾斜地の崩壊	関係自治会 F A X、広 報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームページ他	東別院町公 民館、東別 院町ふれあ いセンター
169	東別院町D P	に2079-3	急傾斜地の崩壊		
170	東別院町D Q	に2079-2	急傾斜地の崩壊		
171	東別院町D R	に2080-5	急傾斜地の崩壊		
172	東別院町D S	に2080-4	急傾斜地の崩壊		
173	東別院町D T	に2080-3	急傾斜地の崩壊		
174	東別院町D U	に2080-2	急傾斜地の崩壊		
175	東別院町D V	に2080	急傾斜地の崩壊		
176	東別院町D W	に2073-2	急傾斜地の崩壊		
177	東別院町D X	に2073-3	急傾斜地の崩壊		
178	東別院町D Y	に2073	急傾斜地の崩壊		
179	東別院町D Z	に2001-2	急傾斜地の崩壊		
180	東別院町E A	に2001	急傾斜地の崩壊		
181	東別院町E B	に2063-5	急傾斜地の崩壊		
182	東別院町E C	に2073-4	急傾斜地の崩壊		
183	東別院町E D	に2076-4	急傾斜地の崩壊		
184	東別院町E E	に2047-9	急傾斜地の崩壊		
185	東別院町E F	に1014-6	急傾斜地の崩壊		
186	東別院町E G	に2016-8B	急傾斜地の崩壊		

●西別院町（曾我部町にまたがる箇所を含む）

1. 土砂災害警戒区域

番 号	区 域 名	区 域 番 号	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
1	西別院町 1	に073-2	土石流	関係自治会 F A X、広 報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームペー ジ他	西 別 院 小 学 校、旧 別 院 中学校
2	西別院町 2	新に1042-2	土石流		
3	西別院町 3	新に1042	土石流		
4	西別院町 4	新に2044	土石流		
5	西別院町 5	に075	土石流		
6	西別院町 6	に074	土石流		
7	西別院町 7	に074-2	土石流		
8	西別院町 8	に074-3	土石流		
9	西別院町 9	に074-4	土石流		
10	西別院町 1 0	に542-2	土石流		
11	西別院町 1 1	に542	土石流		
12	西別院町 1 2	に540	土石流		
13	西別院町 1 3	新に2046-3	土石流		
14	西別院町 1 4	新に2046-2	土石流		
15	西別院町 1 5	新に2046	土石流		
16	西別院町 1 6	新に2038	土石流		
17	西別院町 1 7	新に2039	土石流		
18	西別院町 1 8	に542-4	土石流		
19	西別院町 1 9	に542-3	土石流		
20	西別院町 2 0	に019-3	土石流		
21	西別院町 2 1	に077	土石流		
22	西別院町 2 2	に019	土石流		
23	西別院町 2 3	に019-2	土石流		
24	西別院町 2 4	に016-2	土石流		
25	西別院町 2 5	新に2017	土石流		
26	西別院町 2 6	新に2016	土石流		
27	西別院町 2 7	に016	土石流		
28	西別院町 2 8	新に2018	土石流		
29	西別院町 2 9	に015	土石流		
30	西別院町 3 0	に015-2	土石流		
31	西別院町 3 1	に017	土石流		
32	西別院町 3 2	新に1058	土石流		
33	西別院町 A	に2023-4	急傾斜地の崩壊		
34	西別院町 B	に2023	急傾斜地の崩壊		
35	西別院町 C	に2023-3	急傾斜地の崩壊		
36	西別院町 D	に2023-2	急傾斜地の崩壊		
37	西別院町 E	に2035-2	急傾斜地の崩壊		
38	西別院町 F	に2033-5	急傾斜地の崩壊		
39	西別院町 G	に2033-4	急傾斜地の崩壊		

40	西別院町H	に2033-3	急傾斜地の崩壊	関係自治会F AX、広報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームページ他	西別院小学 校、旧別院 中学校
41	西別院町I	に2029-3	急傾斜地の崩壊		
42	西別院町J	に2029-5	急傾斜地の崩壊		
43	西別院町K	に2029-4	急傾斜地の崩壊		
44	西別院町L	に2029	急傾斜地の崩壊		
45	西別院町M	に2029-2	急傾斜地の崩壊		
46	西別院町N	に2032-3	急傾斜地の崩壊		
47	西別院町O	に2032	急傾斜地の崩壊		
48	西別院町P	に2032-2	急傾斜地の崩壊		
49	西別院町Q	に2034	急傾斜地の崩壊		
50	西別院町R	に2034-2	急傾斜地の崩壊		
51	西別院町S	に2034-3	急傾斜地の崩壊		
52	西別院町T	に1016-3	急傾斜地の崩壊		
53	西別院町U	に1016	急傾斜地の崩壊		
54	西別院町V	に1016-2	急傾斜地の崩壊		
55	西別院町W	に2033	急傾斜地の崩壊		
56	西別院町X	に2033-2	急傾斜地の崩壊		
57	西別院町Y	に2035-3	急傾斜地の崩壊		
58	西別院町Z	に2037	急傾斜地の崩壊		
59	西別院町A A	に2037-2	急傾斜地の崩壊		
60	西別院町A B	に2037-3	急傾斜地の崩壊		
61	西別院町A C	に2037-4	急傾斜地の崩壊		
62	西別院町A D	に2037-5	急傾斜地の崩壊		
63	西別院町A E	に2037-6	急傾斜地の崩壊		
64	西別院町A F	に2037-7	急傾斜地の崩壊		
65	西別院町A G	に1017-3	急傾斜地の崩壊		
66	西別院町A H	に1017-2	急傾斜地の崩壊		
67	西別院町A I	に1017	急傾斜地の崩壊		
68	西別院町A J	に2038	急傾斜地の崩壊		
69	西別院町A K	に2038-2	急傾斜地の崩壊		
70	西別院町A L	に1031-2	急傾斜地の崩壊		
71	西別院町A M	に1031	急傾斜地の崩壊		
72	西別院町A N	に1031-5	急傾斜地の崩壊		
73	西別院町A O	に1031-4	急傾斜地の崩壊		
74	西別院町A P	に1031-3	急傾斜地の崩壊		
75	西別院町A Q	に2038-3	急傾斜地の崩壊		
76	西別院町A R	に2165	急傾斜地の崩壊		
77	西別院町A S	に2041	急傾斜地の崩壊		
78	西別院町A T	に2041-2	急傾斜地の崩壊		
79	西別院町A U	に2041-3	急傾斜地の崩壊		
80	西別院町A V	に2168	急傾斜地の崩壊		
81	西別院町A W	に2169	急傾斜地の崩壊		
82	西別院町A X	に2169-2	急傾斜地の崩壊		
83	西別院町A Y	に2169-3	急傾斜地の崩壊		
84	西別院町A Z	に2169-4	急傾斜地の崩壊		
85	西別院町B A	に2169-5	急傾斜地の崩壊		
86	西別院町B B	に2169-6	急傾斜地の崩壊		
87	西別院町B C	に2042	急傾斜地の崩壊		
88	西別院町B D	に2169-7	急傾斜地の崩壊		
89	西別院町B E	に2169-8	急傾斜地の崩壊		
90	西別院町B F	に2169-9	急傾斜地の崩壊		
91	西別院町B G	に2042-2	急傾斜地の崩壊		
92	西別院町B H	に1019	急傾斜地の崩壊		
93	西別院町B I	に1019-2	急傾斜地の崩壊		
94	曾我部町M	に2035	急傾斜地の崩壊		
95	西別院町B J	に1017-4	急傾斜地の崩壊		
96	西別院町B K	に2041-4	急傾斜地の崩壊		
97	西別院町B L	に2037-8	急傾斜地の崩壊		
98	西別院町B M	に2035-5	急傾斜地の崩壊		
99	西別院町B N	に2035-4	急傾斜地の崩壊		
100	西別院町B O	に2033-6	急傾斜地の崩壊		
101	西別院町B P	に2169-10	急傾斜地の崩壊		
102	西別院町B Q	に2169-11	急傾斜地の崩壊		
103	西別院町B R	に2042-3	急傾斜地の崩壊		
104	西別院町B S	に1031-6	急傾斜地の崩壊		
105	西別院町B T	に1019-3	急傾斜地の崩壊		

※曾我部町M（に2035）は曾我部町にまたがる箇所

2. 土砂災害特別警戒区域

番 号	区 域 名	区 域 番 号	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指 定 緊 急 避 難 場 所
1	西別院町 1	に073-2	土石流	関係自治会 F A X、広 報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームページ他	西 別 院 小 学 校、旧 別 院 中 学 校
2	西別院町 4	新に2044	土石流		
3	西別院町 8	に074-3	土石流		
4	西別院町 9	に074-4	土石流		
5	西別院町 1 1	に542	土石流		
6	西別院町 1 2	に540	土石流		
7	西別院町 1 3	新に2046-3	土石流		
8	西別院町 1 4	新に2046-2	土石流		
9	西別院町 1 5	新に2046	土石流		
10	西別院町 1 6	新に2038	土石流		
11	西別院町 1 7	新に2039	土石流		
12	西別院町 1 8	に542-4	土石流		
13	西別院町 1 9	に542-3	土石流		
14	西別院町 2 1	に077	土石流		
15	西別院町 2 2	に019	土石流		
16	西別院町 2 4	に016-2	土石流		
17	西別院町 2 5	新に2017	土石流		
18	西別院町 2 6	新に2016	土石流		
19	西別院町 2 7	に016	土石流		
20	西別院町 2 8	新に2018	土石流		
21	西別院町 2 9	に015	土石流		
22	西別院町 3 1	に017	土石流		
23	西別院町 3 2	新に1058	土石流		
24	西別院町 A	に2023-4	急傾斜地の崩壊		
25	西別院町 B	に2023	急傾斜地の崩壊		
26	西別院町 C	に2023-3	急傾斜地の崩壊		
27	西別院町 D	に2023-2	急傾斜地の崩壊		
28	西別院町 E	に2035-2	急傾斜地の崩壊		
29	西別院町 F	に2033-5	急傾斜地の崩壊		
30	西別院町 G	に2033-4	急傾斜地の崩壊		
31	西別院町 H	に2033-3	急傾斜地の崩壊		
32	西別院町 I	に2029-3	急傾斜地の崩壊		
33	西別院町 J	に2029-5	急傾斜地の崩壊		
34	西別院町 K	に2029-4	急傾斜地の崩壊		
35	西別院町 L	に2029	急傾斜地の崩壊		
36	西別院町 M	に2029-2	急傾斜地の崩壊		
37	西別院町 N	に2032-3	急傾斜地の崩壊		
38	西別院町 O	に2032	急傾斜地の崩壊		
39	西別院町 P	に2032-2	急傾斜地の崩壊		
40	西別院町 Q	に2034	急傾斜地の崩壊		
41	西別院町 R	に2034-2	急傾斜地の崩壊		
42	西別院町 S	に2034-3	急傾斜地の崩壊		
43	西別院町 T	に1016-3	急傾斜地の崩壊		
44	西別院町 U	に1016	急傾斜地の崩壊		
45	西別院町 V	に1016-2	急傾斜地の崩壊		
46	西別院町 W	に2033	急傾斜地の崩壊		
47	西別院町 X	に2033-2	急傾斜地の崩壊		
48	西別院町 Y	に2035-3	急傾斜地の崩壊		
49	西別院町 Z	に2037	急傾斜地の崩壊		
50	西別院町 A A	に2037-2	急傾斜地の崩壊		
51	西別院町 A B	に2037-3	急傾斜地の崩壊		
52	西別院町 A C	に2037-4	急傾斜地の崩壊		
53	西別院町 A D	に2037-5	急傾斜地の崩壊		
54	西別院町 A E	に2037-6	急傾斜地の崩壊		
55	西別院町 A F	に2037-7	急傾斜地の崩壊		
56	西別院町 A G	に1017-3	急傾斜地の崩壊		
57	西別院町 A I	に1017	急傾斜地の崩壊		
58	西別院町 A J	に2038	急傾斜地の崩壊		

59	西別院町 A K	に2038-2	急傾斜地の崩壊	関係自治会 F A X、広報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームページ	西別院小学 校、旧別院 中学校
60	西別院町 A M	に1031	急傾斜地の崩壊		
61	西別院町 A N	に1031-5	急傾斜地の崩壊		
62	西別院町 A Q	に2038-3	急傾斜地の崩壊		
63	西別院町 A R	に2165	急傾斜地の崩壊		
64	西別院町 A S	に2041	急傾斜地の崩壊		
65	西別院町 A T	に2041-2	急傾斜地の崩壊		
66	西別院町 A U	に2041-3	急傾斜地の崩壊		
67	西別院町 A V	に2168	急傾斜地の崩壊		
68	西別院町 A W	に2169	急傾斜地の崩壊		
69	西別院町 A X	に2169-2	急傾斜地の崩壊		
70	西別院町 A Y	に2169-3	急傾斜地の崩壊		
71	西別院町 A Z	に2169-4	急傾斜地の崩壊		
72	西別院町 B A	に2169-5	急傾斜地の崩壊		
73	西別院町 B B	に2169-6	急傾斜地の崩壊		
74	西別院町 B C	に2042	急傾斜地の崩壊		
75	西別院町 B D	に2169-7	急傾斜地の崩壊		
76	西別院町 B F	に2169-9	急傾斜地の崩壊		
77	西別院町 B G	に2042-2	急傾斜地の崩壊		
78	西別院町 B H	に1019	急傾斜地の崩壊		
79	西別院町 B I	に1019-2	急傾斜地の崩壊		
80	曾我部町 M	に2035	急傾斜地の崩壊		
81	西別院町 B J	に1017-4	急傾斜地の崩壊		
82	西別院町 B K	に2041-4	急傾斜地の崩壊		
83	西別院町 B L	に2037-8	急傾斜地の崩壊		
84	西別院町 B M	に2035-5	急傾斜地の崩壊		
85	西別院町 B N	に2035-4	急傾斜地の崩壊		
86	西別院町 B O	に2033-6	急傾斜地の崩壊		
87	西別院町 B P	に2169-10	急傾斜地の崩壊		
88	西別院町 B Q	に2169-11	急傾斜地の崩壊		
89	西別院町 B R	に2042-3	急傾斜地の崩壊		
90	西別院町 B S	に1031-6	急傾斜地の崩壊		
91	西別院町 B T	に1019-3	急傾斜地の崩壊		

※曾我部町 M（に2035）は曾我部町にまたがる箇所

●曾我部町（西別院町にまたがる箇所を含む）

1. 土砂災害警戒区域

番 号	区 域 名	区 域 番 号	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
1	曾我部町 1	に027	土石流	関係自治会 F A X、広報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームページ他	曾我部町公 民館、曾我 部小学校、 亀岡運動公 園プール管 理棟、南桑 中学校
2	曾我部町 2	に028	土石流		
3	曾我部町 3	に029	土石流		
4	曾我部町 4	に030	土石流		
5	曾我部町 5	に031	土石流		
6	曾我部町 6	に032	土石流		
7	曾我部町 7	新に2032	土石流		
8	曾我部町 8	に033	土石流		
9	曾我部町 9	新に3060	土石流		
10	曾我部町 1 0	に034	土石流		
11	曾我部町 1 1	に035	土石流		
12	曾我部町 1 2	に035-2	土石流		
13	曾我部町 1 3	新に2060	土石流		
14	曾我部町 1 4	に526	土石流		
15	曾我部町 1 5	に036	土石流		
16	曾我部町 1 6	に037	土石流		
17	曾我部町 1 7	に038	土石流		
18	曾我部町 1 8	新に1030	土石流		
19	曾我部町 1 9	新に3062	土石流		
20	曾我部町 2 0	新に3061	土石流		
21	曾我部町 2 1	に073	土石流		
22	曾我部町 2 2	に072	土石流		
23	曾我部町 2 3	に539	土石流		
24	曾我部町 2 4	新に1040	土石流		
25	曾我部町 2 5	新に1040-2	土石流		
26	曾我部町 2 6	新に1039	土石流		
27	曾我部町 2 7	新に3066	土石流		
28	曾我部町 2 8	新に3065	土石流		
29	曾我部町 A	に1051	急傾斜地の崩壊		
30	曾我部町 B	に1051-2	急傾斜地の崩壊		
31	曾我部町 C	に1051-3	急傾斜地の崩壊		
32	曾我部町 D	に1004	急傾斜地の崩壊		
33	曾我部町 E	に1092	急傾斜地の崩壊		
34	曾我部町 F	に1092-2	急傾斜地の崩壊		
35	曾我部町 G	に2011	急傾斜地の崩壊		
36	曾我部町 H	に2156	急傾斜地の崩壊		
37	曾我部町 I	に2013	急傾斜地の崩壊		
38	曾我部町 J	に2014	急傾斜地の崩壊		
39	曾我部町 K	に2022	急傾斜地の崩壊		
40	曾我部町 L	に2022-2	急傾斜地の崩壊		
41	曾我部町 N	に1002	急傾斜地の崩壊		
42	曾我部町 O	に1002-2	急傾斜地の崩壊		
43	曾我部町 P	に1002-3	急傾斜地の崩壊		
44	曾我部町 Q	に1053	急傾斜地の崩壊		
45	曾我部町 M	に2035	急傾斜地の崩壊		
46	曾我部町 R	に2056-2	急傾斜地の崩壊		

※曾我部町M（に2035）は、西別院町にまたがる箇所

2. 土砂災害特別警戒区域

番 号	区 域 名	区 域 番 号	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
1	曾我部町 1	に027	土石流	関係自治会 F A X、広 報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームペー ジ他	曾我部町公 民館、曾我 部小学校、 亀岡運動公 園プール管 理棟、南桑 中学校
2	曾我部町 2	に028	土石流		
3	曾我部町 4	に030	土石流		
4	曾我部町 6	に032	土石流		
5	曾我部町 8	に033	土石流		
6	曾我部町 1 1	に035	土石流		
7	曾我部町 1 2	に035-2	土石流		
8	曾我部町 1 5	に036	土石流		
9	曾我部町 1 9	新に3062	土石流		
10	曾我部町 2 1	に073	土石流		
11	曾我部町 2 2	に072	土石流		
12	曾我部町 2 3	に539	土石流		
13	曾我部町 A	に1051	急傾斜地の崩壊		
14	曾我部町 B	に1051-2	急傾斜地の崩壊		
15	曾我部町 C	に1051-3	急傾斜地の崩壊		
16	曾我部町 D	に1004	急傾斜地の崩壊		
17	曾我部町 E	に1092	急傾斜地の崩壊		
18	曾我部町 F	に1092-2	急傾斜地の崩壊		
19	曾我部町 G	に2011	急傾斜地の崩壊		
20	曾我部町 H	に2156	急傾斜地の崩壊		
21	曾我部町 I	に2013	急傾斜地の崩壊		
22	曾我部町 J	に2014	急傾斜地の崩壊		
23	曾我部町 K	に2022	急傾斜地の崩壊		
24	曾我部町 L	に2022-2	急傾斜地の崩壊		
25	曾我部町 N	に1002	急傾斜地の崩壊		
26	曾我部町 O	に1002-2	急傾斜地の崩壊		
27	曾我部町 P	に1002-3	急傾斜地の崩壊		
28	曾我部町 Q	に1053	急傾斜地の崩壊		
29	曾我部町 M	に2035	急傾斜地の崩壊		
30	曾我部町 R	に2056-2	急傾斜地の崩壊		

※曾我部町 M（に2035）は、西別院町にまたがる箇所

● 蕨田野町

1. 土砂災害警戒区域

番 号	区 域 名	区 域 番 号	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
1	蕨田野町 1	に056	土石流	関係自治会 F A X、広報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームペー ジ他	蕨田野生涯 学習セン ター、南桑 中学校、蕨 田野小学校
2	蕨田野町 2	に056-2	土石流		
3	蕨田野町 3	に062-2	土石流		
4	蕨田野町 4	に062	土石流		
5	蕨田野町 5	に063	土石流		
6	蕨田野町 6	に064	土石流		
7	蕨田野町 7	新に3067	土石流		
8	蕨田野町 8	に065	土石流		
9	蕨田野町 9	に066	土石流		
10	蕨田野町 1 0	新に2067	土石流		
11	蕨田野町 1 1	に057	土石流		
12	蕨田野町 1 2	に060	土石流		
13	蕨田野町 1 3	に536	土石流		
14	蕨田野町 1 4	に061	土石流		
15	蕨田野町 1 5	に058-3	土石流		
16	蕨田野町 1 6	に058	土石流		
17	蕨田野町 1 7	に058-2	土石流		
18	蕨田野町 1 8	新に1036-2	土石流		
19	蕨田野町 1 9	新に1036	土石流		
20	蕨田野町 2 0	に070	土石流		
21	蕨田野町 2 1	に069	土石流		
22	蕨田野町 2 2	に068-3	土石流		
23	蕨田野町 2 3	に068-2	土石流		
24	蕨田野町 2 4	に068	土石流		
25	蕨田野町 2 5	に067-3	土石流		
26	蕨田野町 2 6	に067-2	土石流		
27	蕨田野町 2 7	に067	土石流		
28	蕨田野町 2 8	に071	土石流		
29	蕨田野町 2 9	新に1035	土石流		
30	蕨田野町 A	に1055	急傾斜地の崩壊		
31	蕨田野町 B	に2107-2	急傾斜地の崩壊		
32	蕨田野町 C	に2107	急傾斜地の崩壊		
33	蕨田野町 D	に2108	急傾斜地の崩壊		
34	蕨田野町 E	に1056	急傾斜地の崩壊		
35	蕨田野町 F	に1057-3	急傾斜地の崩壊		
36	蕨田野町 G	に1057-2	急傾斜地の崩壊		
37	蕨田野町 H	に1057	急傾斜地の崩壊		
38	蕨田野町 I	に2111	急傾斜地の崩壊		
39	蕨田野町 J	に2111-2	急傾斜地の崩壊		
40	蕨田野町 K	に1058-4	急傾斜地の崩壊		
41	蕨田野町 L	に1058-3	急傾斜地の崩壊		
42	蕨田野町 M	に1059	急傾斜地の崩壊		
43	蕨田野町 N	に1058	急傾斜地の崩壊		
44	蕨田野町 O	に1060	急傾斜地の崩壊		
45	蕨田野町 P	に1060-2	急傾斜地の崩壊		
46	蕨田野町 Q	に1061	急傾斜地の崩壊		
47	蕨田野町 R	に2113	急傾斜地の崩壊		
48	蕨田野町 S	に2115	急傾斜地の崩壊		
49	蕨田野町 T	に1062	急傾斜地の崩壊		
50	蕨田野町 U	に1065-2	急傾斜地の崩壊		
51	蕨田野町 V	に1065	急傾斜地の崩壊		
52	蕨田野町 W	に1063	急傾斜地の崩壊		
53	蕨田野町 X	に1057-4	急傾斜地の崩壊		
54	蕨田野町 Y	に1058-5	急傾斜地の崩壊		
55	蕨田野町 Z	に1063-1	急傾斜地の崩壊		

2. 土砂災害特別警戒区域

番 号	区 域 名	区 域 番 号	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
1	蕨田野町 1	に056	土石流	関係自治会 F A X、広 報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームペー ジ他	蕨田野生涯 学習セン ター、南桑 中学校、蕨 田野小学校
2	蕨田野町 2	に056-2	土石流		
3	蕨田野町 6	に064	土石流		
4	蕨田野町 7	新に3067	土石流		
5	蕨田野町 8	に065	土石流		
6	蕨田野町 1 2	に060	土石流		
7	蕨田野町 1 4	に061	土石流		
8	蕨田野町 1 6	に058	土石流		
9	蕨田野町 2 2	に068-3	土石流		
10	蕨田野町 2 3	に068-2	土石流		
11	蕨田野町 2 4	に068	土石流		
12	蕨田野町 2 6	に067-2	土石流		
13	蕨田野町 2 7	に067	土石流		
14	蕨田野町 A	に1055	急傾斜地の崩壊		
15	蕨田野町 B	に2107-2	急傾斜地の崩壊		
16	蕨田野町 C	に2107	急傾斜地の崩壊		
17	蕨田野町 D	に2108	急傾斜地の崩壊		
18	蕨田野町 E	に1056	急傾斜地の崩壊		
19	蕨田野町 F	に1057-3	急傾斜地の崩壊		
20	蕨田野町 G	に1057-2	急傾斜地の崩壊		
21	蕨田野町 H	に1057	急傾斜地の崩壊		
22	蕨田野町 I	に2111	急傾斜地の崩壊		
23	蕨田野町 J	に2111-2	急傾斜地の崩壊		
24	蕨田野町 K	に1058-4	急傾斜地の崩壊		
25	蕨田野町 L	に1058-3	急傾斜地の崩壊		
26	蕨田野町 M	に1059	急傾斜地の崩壊		
27	蕨田野町 N	に1058	急傾斜地の崩壊		
28	蕨田野町 O	に1060	急傾斜地の崩壊		
29	蕨田野町 P	に1060-2	急傾斜地の崩壊		
30	蕨田野町 Q	に1061	急傾斜地の崩壊		
31	蕨田野町 R	に2113	急傾斜地の崩壊		
32	蕨田野町 S	に2115	急傾斜地の崩壊		
33	蕨田野町 T	に1062	急傾斜地の崩壊		
34	蕨田野町 U	に1065-2	急傾斜地の崩壊		
35	蕨田野町 V	に1065	急傾斜地の崩壊		
36	蕨田野町 W	に1063	急傾斜地の崩壊		
37	蕨田野町 X	に1057-4	急傾斜地の崩壊		
38	蕨田野町 Y	に1058-5	急傾斜地の崩壊		
39	蕨田野町 Z	に1063-1	急傾斜地の崩壊		

●本梅町

1. 土砂災害警戒区域

番 号	区域番号	区域名	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
1	本梅町 1	新に2057	土石流	関係自治会 F A X、広 報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームペー ジ他	ほんめ町ふれあ いセンター、育 親学園、旧本梅 小学校
2	本梅町 2	新に1037-2	土石流		
3	本梅町 3	新に1037	土石流		
4	本梅町 4	新に1038	土石流		
5	本梅町 5	新に1053	土石流		
6	本梅町 6	新に2041-2	土石流		
7	本梅町 7	新に2041	土石流		
8	本梅町 8	新に2041-3	土石流		
9	本梅町 9	新に2066	土石流		
10	本梅町 1 0	新に1052-2	土石流		
11	本梅町 1 1	新に1052	土石流		
12	本梅町 1 2	に094	土石流		
13	本梅町 1 3	に093-2	土石流		
14	本梅町 1 4	に093	土石流		
15	本梅町 1 5	に093-3	土石流		

16	本梅町 1 6	に096	土石流	関係自治会 F A X、広 報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームペー ジ他	ほんめ町ふれあ いセンター、育 親学園、旧本梅 小学校
17	本梅町 1 7	に097	土石流		
18	本梅町 1 8	に098	土石流		
19	本梅町 1 9	に099	土石流		
20	本梅町 2 0	新に1054	土石流		
21	本梅町 2 1	新に2058	土石流		
22	本梅町 2 2	新に2059	土石流		
23	本梅町 A	に2116	急傾斜地の崩壊		
24	本梅町 B	に1077-6	急傾斜地の崩壊		
25	本梅町 C	に1077-5	急傾斜地の崩壊		
26	本梅町 D	に1077-4	急傾斜地の崩壊		
27	本梅町 E	に1077-3	急傾斜地の崩壊		
28	本梅町 F	に1077-2	急傾斜地の崩壊		
29	本梅町 G	に1077	急傾斜地の崩壊		
30	本梅町 H	に1081-3	急傾斜地の崩壊		
31	本梅町 I	に1081	急傾斜地の崩壊		
32	本梅町 J	に1081-2	急傾斜地の崩壊		
33	本梅町 K	に1074	急傾斜地の崩壊		
34	本梅町 L	に2131-3	急傾斜地の崩壊		
35	本梅町 M	に2131-2	急傾斜地の崩壊		
36	本梅町 N	に2131	急傾斜地の崩壊		

2. 土砂災害特別警戒区域

番号	区域番号	区域名	自然現象名	情報伝達方法	指定緊急避難場所
1	本梅町 4	新に1038	土石流	関係自治会 F A X、広 報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームペー ジ他	ほんめ町ふれあ いセンター、育 親学園、旧本梅 小学校
2	本梅町 7	新に2041	土石流		
3	本梅町 9	新に2066	土石流		
4	本梅町 1 0	新に1052-2	土石流		
5	本梅町 1 1	新に1052	土石流		
6	本梅町 1 2	に094	土石流		
7	本梅町 1 8	に098	土石流		
8	本梅町 1 9	に099	土石流		
9	本梅町 2 1	新に2058	土石流		
10	本梅町 A	に2116	急傾斜地の崩壊		
11	本梅町 B	に1077-6	急傾斜地の崩壊		
12	本梅町 C	に1077-5	急傾斜地の崩壊		
13	本梅町 D	に1077-4	急傾斜地の崩壊		
14	本梅町 E	に1077-3	急傾斜地の崩壊		
15	本梅町 F	に1077-2	急傾斜地の崩壊		
16	本梅町 G	に1077	急傾斜地の崩壊		
17	本梅町 H	に1081-3	急傾斜地の崩壊		
18	本梅町 I	に1081	急傾斜地の崩壊		
19	本梅町 J	に1081-2	急傾斜地の崩壊		
20	本梅町 K	に1074	急傾斜地の崩壊		
21	本梅町 L	に2131-3	急傾斜地の崩壊		
22	本梅町 M	に2131-2	急傾斜地の崩壊		
23	本梅町 N	に2131	急傾斜地の崩壊		

●畑野町

1. 土砂災害警戒区域

番 号	区域番号	区域名	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
1	畑野町 1	に009	土石流	関係自治会 F A X、広報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームページ他	育親学園
2	畑野町 2	に009-2	土石流		
3	畑野町 3	に1022	土石流		
4	畑野町 4	に1023	土石流		
5	畑野町 5	に504	土石流		
6	畑野町 6	に502	土石流		
7	畑野町 7	に503	土石流		
8	畑野町 8	に1021	土石流		
9	畑野町 9	に1020	土石流		
10	畑野町 1 0	に1019	土石流		
11	畑野町 1 1	に1018	土石流		
12	畑野町 1 2	に1017	土石流		
13	畑野町 1 3	に1016	土石流		
14	畑野町 1 4	に1015	土石流		
15	畑野町 1 5	に1015-2	土石流		
16	畑野町 1 6	に1013	土石流		
17	畑野町 1 7	新に1012	土石流		
18	畑野町 1 8	新に1011	土石流		
19	畑野町 1 9	新に1007-3	土石流		
20	畑野町 2 0	新に1007-2	土石流		
21	畑野町 2 1	に007	土石流		
22	畑野町 2 2	に006	土石流		
23	畑野町 2 3	新に1010	土石流		
24	畑野町 2 4	に005	土石流		
25	畑野町 2 5	に005-2	土石流		
26	畑野町 2 6	新に1004	土石流		
27	畑野町 2 7	新に1006-2	土石流		
28	畑野町 2 8	新に1006	土石流		
29	畑野町 2 9	新に1007	土石流		
30	畑野町 3 0	新に1008	土石流		
31	畑野町 3 1	新に1009	土石流		
32	畑野町 3 2	新に1003	土石流		
33	畑野町 3 3	新に1002	土石流		
34	畑野町 3 4	に001	土石流		
35	畑野町 3 5	に001-2	土石流		
36	畑野町 3 6	新に2001-2	土石流		
37	畑野町 3 7	に002-2	土石流		
38	畑野町 3 8	に002	土石流		
39	畑野町 3 9	新に2001	土石流		
40	畑野町 4 0	に501	土石流		
41	畑野町 4 1	に003	土石流		
42	畑野町 4 2	新に1005	土石流		
43	畑野町 4 3	新に1006-3	土石流		
44	畑野町 A	に1067	急傾斜地の崩壊		
45	畑野町 B	に1067-2	急傾斜地の崩壊		
46	畑野町 C	に2120	急傾斜地の崩壊		
47	畑野町 D	に3007	急傾斜地の崩壊		
48	畑野町 E	に1068	急傾斜地の崩壊		
49	畑野町 F	に2122	急傾斜地の崩壊		
50	畑野町 G	に2123	急傾斜地の崩壊		
51	畑野町 H	に2124	急傾斜地の崩壊		
52	畑野町 I	に2124-2	急傾斜地の崩壊		
53	畑野町 J	に2125-2	急傾斜地の崩壊		
54	畑野町 K	に2125	急傾斜地の崩壊		
55	畑野町 L	に2126	急傾斜地の崩壊		
56	畑野町 M	に2127	急傾斜地の崩壊		
57	畑野町 N	に2190	急傾斜地の崩壊		
58	畑野町 O	に1070	急傾斜地の崩壊		
59	畑野町 P	に1070-2	急傾斜地の崩壊		
60	畑野町 Q	に1070-3	急傾斜地の崩壊		
61	畑野町 R	に1070-4	急傾斜地の崩壊		
62	畑野町 S	に1070-5	急傾斜地の崩壊		
63	畑野町 T	に1070-6	急傾斜地の崩壊		
64	畑野町 U	に1070-7	急傾斜地の崩壊		

65	畑野町V	に1070-8	急傾斜地の崩壊	関係自治会 F A X、広報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームページ他	育親学園
66	畑野町W	に1070-9	急傾斜地の崩壊		
67	畑野町X	に2129-2	急傾斜地の崩壊		
68	畑野町Y	に2129-3	急傾斜地の崩壊		
69	畑野町Z	に2129-4	急傾斜地の崩壊		
70	畑野町A A	に2129-5	急傾斜地の崩壊		
71	畑野町A B	に2129-6	急傾斜地の崩壊		
72	畑野町A C	に2129-7	急傾斜地の崩壊		
73	畑野町A D	に2129	急傾斜地の崩壊		
74	畑野町A E	に2129-10	急傾斜地の崩壊		
75	畑野町A F	に2129-9	急傾斜地の崩壊		
76	畑野町A G	に2129-8	急傾斜地の崩壊		
77	畑野町A H	に2129-11	急傾斜地の崩壊		
78	畑野町A I	に2129-12	急傾斜地の崩壊		
79	畑野町A J	に2129-13	急傾斜地の崩壊		
80	畑野町A K	に2130-4	急傾斜地の崩壊		
81	畑野町A L	に2130-5	急傾斜地の崩壊		
82	畑野町A M	に2130-6	急傾斜地の崩壊		
83	畑野町A N	に2130-7	急傾斜地の崩壊		
84	畑野町A O	に2130-8	急傾斜地の崩壊		
85	畑野町A P	に2130-9	急傾斜地の崩壊		
86	畑野町A Q	に2130	急傾斜地の崩壊		
87	畑野町A R	に1073-2	急傾斜地の崩壊		
88	畑野町A S	に1073	急傾斜地の崩壊		
89	畑野町A T	に2129-14	急傾斜地の崩壊		
90	畑野町A U	に2122-2	急傾斜地の崩壊		
91	畑野町A V	に1067-3	急傾斜地の崩壊		
92	畑野町	に10	地すべり		

※82番 畑野町AM (に2130-6) については、大阪府と京都府の府境であるため、両府において指定

2. 土砂災害特別警戒区域

番号	区域番号	区域名	自然現象名	情報伝達方法	指定緊急避難場所
1	畑野町1	に009	土石流	関係自治会 F A X、広報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームページ他	育親学園
2	畑野町2	に009-2	土石流		
3	畑野町3	に1022	土石流		
4	畑野町4	に1023	土石流		
5	畑野町5	に504	土石流		
6	畑野町6	に502	土石流		
7	畑野町7	に503	土石流		
8	畑野町8	に1021	土石流		
9	畑野町9	に1020	土石流		
10	畑野町10	に1019	土石流		
11	畑野町11	に1018	土石流		
12	畑野町12	に1017	土石流		
13	畑野町14	に1015	土石流		
14	畑野町15	に1015-2	土石流		
15	畑野町16	に1013	土石流		
16	畑野町18	新に1011	土石流		
17	畑野町19	新に1007-3	土石流		
18	畑野町20	新に1007-2	土石流		
19	畑野町21	に007	土石流		
20	畑野町22	に006	土石流		
21	畑野町24	に005	土石流		
22	畑野町25	に005-2	土石流		
23	畑野町26	新に1004	土石流		
24	畑野町27	新に1006-2	土石流		
25	畑野町28	新に1006	土石流		
26	畑野町29	新に1007	土石流		
27	畑野町31	新に1009	土石流		
28	畑野町32	新に1003	土石流		
29	畑野町33	新に1002	土石流		
30	畑野町34	に001	土石流		
31	畑野町37	に002-2	土石流		

32	畑野町 3 8	に002	土石流	関係自治会 F A X、広 報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームペー ジ他	育親学園
33	畑野町 3 9	新に2001	土石流		
34	畑野町 4 0	に501	土石流		
35	畑野町 4 1	に003	土石流		
36	畑野町 4 2	新に1005	土石流		
37	畑野町 4 3	新に1006-3	土石流		
38	畑野町 A	に1067	急傾斜地の崩壊		
39	畑野町 B	に1067-2	急傾斜地の崩壊		
40	畑野町 C	に2120	急傾斜地の崩壊		
41	畑野町 D	に3007	急傾斜地の崩壊		
42	畑野町 E	に1068	急傾斜地の崩壊		
43	畑野町 F	に2122	急傾斜地の崩壊		
44	畑野町 G	に2123	急傾斜地の崩壊		
45	畑野町 H	に2124	急傾斜地の崩壊		
46	畑野町 I	に2124-2	急傾斜地の崩壊		
47	畑野町 J	に2125-2	急傾斜地の崩壊		
48	畑野町 K	に2125	急傾斜地の崩壊		
49	畑野町 L	に2126	急傾斜地の崩壊		
50	畑野町 M	に2127	急傾斜地の崩壊		
51	畑野町 N	に2190	急傾斜地の崩壊		
52	畑野町 O	に1070	急傾斜地の崩壊		
53	畑野町 P	に1070-2	急傾斜地の崩壊		
54	畑野町 Q	に1070-3	急傾斜地の崩壊		
55	畑野町 R	に1070-4	急傾斜地の崩壊		
56	畑野町 S	に1070-5	急傾斜地の崩壊		
57	畑野町 T	に1070-6	急傾斜地の崩壊		
58	畑野町 U	に1070-7	急傾斜地の崩壊		
59	畑野町 V	に1070-8	急傾斜地の崩壊		
60	畑野町 W	に1070-9	急傾斜地の崩壊		
61	畑野町 X	に2129-2	急傾斜地の崩壊		
62	畑野町 Y	に2129-3	急傾斜地の崩壊		
63	畑野町 Z	に2129-4	急傾斜地の崩壊		
64	畑野町 A A	に2129-5	急傾斜地の崩壊		
65	畑野町 A B	に2129-6	急傾斜地の崩壊		
66	畑野町 A C	に2129-7	急傾斜地の崩壊		
67	畑野町 A D	に2129	急傾斜地の崩壊		
68	畑野町 A E	に2129-10	急傾斜地の崩壊		
69	畑野町 A F	に2129-9	急傾斜地の崩壊		
70	畑野町 A G	に2129-8	急傾斜地の崩壊		
71	畑野町 A H	に2129-11	急傾斜地の崩壊		
72	畑野町 A I	に2129-12	急傾斜地の崩壊		
73	畑野町 A J	に2129-13	急傾斜地の崩壊		
74	畑野町 A K	に2130-4	急傾斜地の崩壊		
75	畑野町 A L	に2130-5	急傾斜地の崩壊		
76	畑野町 A M	に2130-6	急傾斜地の崩壊		
77	畑野町 A N	に2130-7	急傾斜地の崩壊		
78	畑野町 A O	に2130-8	急傾斜地の崩壊		
79	畑野町 A P	に2130-9	急傾斜地の崩壊		
80	畑野町 A Q	に2130	急傾斜地の崩壊		
81	畑野町 A R	に1073-2	急傾斜地の崩壊		
82	畑野町 A S	に1073	急傾斜地の崩壊		
83	畑野町 A T	に2129-14	急傾斜地の崩壊		
84	畑野町 A U	に2122-2	急傾斜地の崩壊		
85	畑野町 A V	に1067-3	急傾斜地の崩壊		

※76番 畑野町 A M（に2130-6）については、大阪府と京都府の府境であるため、両府において指定

●宮前町

1. 土砂災害警戒区域

番 号	区域番号	区域名	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
1	宮前町 1	に543-2	土石流	関係自治会 F A X、広報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームペー ジ他	旧青野小学 校、育親学 園
2	宮前町 2	に084	土石流		
3	宮前町 3	に543	土石流		
4	宮前町 4	に085-2	土石流		
5	宮前町 5	に085	土石流		
6	宮前町 6	新に2056	土石流		
7	宮前町 7	新に2065	土石流		
8	宮前町 8	新に2055	土石流		
9	宮前町 9	に092-2	土石流		
10	宮前町 1 0	に092	土石流		
11	宮前町 1 1	に092-3	土石流		
12	宮前町 1 2	新に2054	土石流		
13	宮前町 1 3	新に2054-2	土石流		
14	宮前町 1 4	に091	土石流		
15	宮前町 1 5	に095-2	土石流		
16	宮前町 1 6	に095-3	土石流		
17	宮前町 1 7	に095-4	土石流		
18	宮前町 1 8	に095	土石流		
19	宮前町 1 9	に095-5	土石流		
20	宮前町 2 0	に095-6	土石流		
21	宮前町 A	に2087	急傾斜地の崩壊		
22	宮前町 B	に1034	急傾斜地の崩壊		
23	宮前町 C	に2082	急傾斜地の崩壊		
24	宮前町 D	に2082-2	急傾斜地の崩壊		
25	宮前町 E	に2082-3	急傾斜地の崩壊		
26	宮前町 F	に2082-4	急傾斜地の崩壊		
27	宮前町 G	に1083-2	急傾斜地の崩壊		
28	宮前町 H	に1083-3	急傾斜地の崩壊		
29	宮前町 I	に1083-4	急傾斜地の崩壊		
30	宮前町 J	に1083	急傾斜地の崩壊		
31	宮前町 K	に2138	急傾斜地の崩壊		
32	宮前町 L	に2137	急傾斜地の崩壊		
33	宮前町 M	に1130	急傾斜地の崩壊		
34	宮前町 N	に2082-5	急傾斜地の崩壊		

2. 土砂災害特別警戒区域

番号	区域番号	区域名	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
1	宮前町 1	に543-2	土石流	関係自治会 F A X、広 報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームペー ジ他	旧青野小学 校、育親学 園
2	宮前町 2	に084	土石流		
3	宮前町 4	に085-2	土石流		
4	宮前町 5	に085	土石流		
5	宮前町 6	新に2056	土石流		
6	宮前町 8	新に2055	土石流		
7	宮前町 1 0	に092	土石流		
8	宮前町 1 1	に092-3	土石流		
9	宮前町 1 2	新に2054	土石流		
10	宮前町 1 3	新に2054-2	土石流		
11	宮前町 1 5	に095-2	土石流		
12	宮前町 1 6	に095-3	土石流		
13	宮前町 1 7	に095-4	土石流		
14	宮前町 1 8	に095	土石流		
15	宮前町 A	に2087	急傾斜地の崩壊		
16	宮前町 C	に2082	急傾斜地の崩壊		
17	宮前町 D	に2082-2	急傾斜地の崩壊		
18	宮前町 E	に2082-3	急傾斜地の崩壊		
19	宮前町 F	に2082-4	急傾斜地の崩壊		
20	宮前町 G	に1083-2	急傾斜地の崩壊		
21	宮前町 H	に1083-3	急傾斜地の崩壊		
22	宮前町 I	に1083-4	急傾斜地の崩壊		
23	宮前町 J	に1083	急傾斜地の崩壊		
24	宮前町 K	に2138	急傾斜地の崩壊		
25	宮前町 L	に2137	急傾斜地の崩壊		
26	宮前町 M	に1130	急傾斜地の崩壊		
27	宮前町 N	に2082-5	急傾斜地の崩壊		

●東本梅町

1. 土砂災害警戒区域

番 号	区域番号	区域名	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
1	東本梅町 1	に089-2	土石流	関係自治会 F A X、広 報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームペー ジ他	東本梅町ふれあ いセンター、東 本梅保育所、育 親学園、旧青野 小学校
2	東本梅町 2	に089	土石流		
3	東本梅町 3	に089-3	土石流		
4	東本梅町 4	新に2052-2	土石流		
5	東本梅町 5	新に2052	土石流		
6	東本梅町 6	新に2051	土石流		
7	東本梅町 7	新に2050	土石流		
8	東本梅町 8	新に2050-2	土石流		
9	東本梅町 9	に088	土石流		
10	東本梅町 1 0	に088-2	土石流		
11	東本梅町 1 1	新に1051-2	土石流		
12	東本梅町 1 2	に090	土石流		
13	東本梅町 A	に1091-2	急傾斜地の崩壊		
14	東本梅町 B	に1091-3	急傾斜地の崩壊		
15	東本梅町 C	に1091	急傾斜地の崩壊		
16	東本梅町 D	に2148	急傾斜地の崩壊		
17	東本梅町 E	に2147-2	急傾斜地の崩壊		
18	東本梅町 F	に2147	急傾斜地の崩壊		
19	東本梅町 G	に3009	急傾斜地の崩壊		
20	東本梅町 H	に3009-2	急傾斜地の崩壊		
21	東本梅町 I	に3009-3	急傾斜地の崩壊		
22	東本梅町 J	に2146-2	急傾斜地の崩壊		
23	東本梅町 K	に2146-3	急傾斜地の崩壊		
24	東本梅町 L	に2146	急傾斜地の崩壊		
25	東本梅町 M	に2145	急傾斜地の崩壊		
26	東本梅町 N	に2145-2	急傾斜地の崩壊		
27	東本梅町 O	に2145-3	急傾斜地の崩壊		
28	東本梅町 P	に2146-4	急傾斜地の崩壊		

2. 土砂災害特別警戒区域

番号	区域番号	区域名	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
1	東本梅町 2	に089	土石流	関係自治会 F A X、広 報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームペー ジ他	東本梅町ふれあ いセンター、東 本梅保育所、育 親学園、旧青野 小学校
2	東本梅町 3	に089-3	土石流		
3	東本梅町 4	新に2052-2	土石流		
4	東本梅町 5	新に2052	土石流		
5	東本梅町 6	新に2051	土石流		
6	東本梅町 7	新に2050	土石流		
7	東本梅町 1 0	に088-2	土石流		
8	東本梅町 1 2	に090	土石流		
9	東本梅町 A	に1091-2	急傾斜地の崩壊		
10	東本梅町 B	に1091-3	急傾斜地の崩壊		
11	東本梅町 C	に1091	急傾斜地の崩壊		
12	東本梅町 D	に2148	急傾斜地の崩壊		
13	東本梅町 E	に2147-2	急傾斜地の崩壊		
14	東本梅町 F	に2147	急傾斜地の崩壊		
15	東本梅町 G	に3009	急傾斜地の崩壊		
16	東本梅町 H	に3009-2	急傾斜地の崩壊		
17	東本梅町 I	に3009-3	急傾斜地の崩壊		
18	東本梅町 J	に2146-2	急傾斜地の崩壊		
19	東本梅町 K	に2146-3	急傾斜地の崩壊		
20	東本梅町 L	に2146	急傾斜地の崩壊		
21	東本梅町 M	に2145	急傾斜地の崩壊		
22	東本梅町 N	に2145-2	急傾斜地の崩壊		
23	東本梅町 O	に2145-3	急傾斜地の崩壊		
24	東本梅町 P	に2146-4	急傾斜地の崩壊		

●大井町

1. 土砂災害警戒区域

番 号	区域番号	区域名	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
1	大井町 1	新に1045-2	土石流	関係自治会FAX、広報車、防災情報かめおかメール、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市ホームページ他	大井生涯学習センター、大成中学校、大井小学校、南桑中学校
2	大井町 2	新に1045	土石流		
3	大井町 3	に079-2	土石流		
4	大井町 4	に079	土石流		
5	大井町 A	に1126	急傾斜地の崩壊		

2. 土砂災害特別警戒区域

番号	区域番号	区域名	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
1	大井町 3	に079-2	土石流	関係自治会FAX、広報車、防災情報かめおかメール、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市ホームページ他	大井生涯学習センター、大成中学校、大井小学校、南桑中学校
2	大井町 4	に079	土石流		
3	大井町 A	に1126	急傾斜地の崩壊		

●千代川町

1. 土砂災害警戒区域

番 号	区域番号	区域名	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
1	千代川町 1	に086	土石流	関係自治会FAX、広報車、防災情報かめおかメール、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市ホームページ他	千代川町自治会館、千代川小学校、大成中学校
2	千代川町 2	新に2049	土石流		
3	千代川町 3	新に1048-2	土石流		
4	千代川町 4	新に1048	土石流		
5	千代川町 5	に083	土石流		
6	千代川町 6	に082	土石流		
7	千代川町 7	に080-3	土石流		
8	千代川町 8	に080-2	土石流		
9	千代川町 9	に080	土石流		
10	千代川町 A	に1036	急傾斜地の崩壊		
11	千代川町 B	に1036-2	急傾斜地の崩壊		
12	千代川町 C	に2088-2	急傾斜地の崩壊		
13	千代川町 D	に2088-3	急傾斜地の崩壊		
14	千代川町 E	に2088	急傾斜地の崩壊		
15	千代川町 F	に2088-4	急傾斜地の崩壊		
16	千代川町 G	に2090	急傾斜地の崩壊		
17	千代川町 H	に2091	急傾斜地の崩壊		
18	千代川町 I	に2091-2	急傾斜地の崩壊		
19	千代川町 J	に1036-3	急傾斜地の崩壊		

2. 土砂災害特別警戒区域

番号	区域番号	区域名	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
1	千代川町 3	新に1048-2	土石流	関係自治会FAX、広報車、防災情報かめおかメール、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市ホームページ他	千代川町自治会館、千代川小学校、大成中学校
2	千代川町 6	に082	土石流		
3	千代川町 9	に080	土石流		
4	千代川町 A	に1036	急傾斜地の崩壊		
5	千代川町 B	に1036-2	急傾斜地の崩壊		
6	千代川町 C	に2088-2	急傾斜地の崩壊		
7	千代川町 D	に2088-3	急傾斜地の崩壊		
8	千代川町 E	に2088	急傾斜地の崩壊		
9	千代川町 F	に2088-4	急傾斜地の崩壊		
10	千代川町 G	に2090	急傾斜地の崩壊		
11	千代川町 H	に2091	急傾斜地の崩壊		
12	千代川町 I	に2091-2	急傾斜地の崩壊		
13	千代川町 J	に1036-3	急傾斜地の崩壊		

●馬路町

1. 土砂災害警戒区域

番 号	区域番号	区域名	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
1	馬路町 A	に1039	急傾斜地の崩壊	関係自治会 F A X、広報車、防災情報かめおかメール、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市ホームページ他	馬路生涯学習センター、亀岡川東学園

2. 土砂災害特別警戒区域

番号	区域番号	区域名	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
1	馬路町 A	に1039	急傾斜地の崩壊	関係自治会 F A X、広報車、防災情報かめおかメール、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市ホームページ他	馬路生涯学習センター、亀岡川東学園

●旭町（千歳町、南丹市八木町にまたがる箇所を含む）

1. 土砂災害警戒区域

番 号	区域番号	区域名	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
1	旭町 1	に087	土石流	関係自治会 F A X、広報車、防災情報かめおかメール、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市ホームページ他	旭コミュニティセンター、亀岡川東学園
2	旭町 2	に087-2	土石流		
3	旭町 3	に533-2	土石流		
4	旭町 4	に533	土石流		
5	旭町 5	に532	土石流		
6	旭町 6	に050	土石流		
7	千歳町 1	に049	土石流		
8	旭町 A	に2097-2	急傾斜地の崩壊		
9	旭町 B	に2097-3	急傾斜地の崩壊		
10	旭町 C	に2097	急傾斜地の崩壊		
11	旭町 D	に2098	急傾斜地の崩壊		
12	旭町 E	に2098-2	急傾斜地の崩壊		
13	旭町 F	に2096-2	急傾斜地の崩壊		

※千歳町 1（に049）は、千歳町に、旭町 1（に087）は、南丹市八木町にまたがる箇所

2. 土砂災害特別警戒区域

番号	区域番号	区域名	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
1	旭町 1	に087	土石流	関係自治会 F A X、広報車、防災情報かめおかメール、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市ホームページ他	旭コミュニティセンター、亀岡川東学園
2	旭町 3	に533-2	土石流		
3	旭町 6	に050	土石流		
4	千歳町 1	に049	土石流		
5	旭町 A	に2097-2	急傾斜地の崩壊		
6	旭町 B	に2097-3	急傾斜地の崩壊		
7	旭町 C	に2097	急傾斜地の崩壊		
8	旭町 D	に2098	急傾斜地の崩壊		
9	旭町 E	に2098-2	急傾斜地の崩壊		
10	旭町 F	に2096-2	急傾斜地の崩壊		

※千歳町 1（に049）は、千歳町に、旭町 1（に087）は、南丹市八木町にまたがる箇所

●千歳町（旭町、保津町にまたがる箇所を含む）

1. 土砂災害警戒区域

番 号	区域番号	区域名	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
1	千歳町 1	に049	土石流	関係自治会 F A X、広報車、防災情報かめおかメール、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市ホームページ他	さくら公園体育館、亀岡川東学園
2	千歳町 2	に048	土石流		
3	千歳町 3	に047	土石流		
4	千歳町 4	に046	土石流		
5	千歳町 5	に045	土石流		
6	千歳町 6	に045-2	土石流		
7	千歳町 7	に054	土石流		
8	千歳町 8	に053	土石流		
9	千歳町 9	に052	土石流		
10	千歳町 10	に052-2	土石流		

11	千歳町 1 1	新に1056	土石流	関係自治会 F A X、広報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームページ 他	さくら公園 体育館、亀 岡川東学園
12	千歳町 1 2	に044	土石流		
13	千歳町 1 3	に043	土石流		
14	千歳町 1 4	に043-2	土石流		
15	千歳町 1 5	に042	土石流		
16	千歳町 A	に2099	急傾斜地の崩壊		
17	千歳町 B	に2099-2	急傾斜地の崩壊		
18	千歳町 C	に1040	急傾斜地の崩壊		
19	千歳町 D	に2100	急傾斜地の崩壊		
20	千歳町 E	に1041	急傾斜地の崩壊		
21	千歳町 F	に2101	急傾斜地の崩壊		
22	千歳町 G	に1042	急傾斜地の崩壊		
23	千歳町 H	に1117	急傾斜地の崩壊		
24	千歳町 I	に2102	急傾斜地の崩壊		
25	千歳町 J	に1043	急傾斜地の崩壊		
26	千歳町 K	に1042-2	急傾斜地の崩壊		

※千歳町1(に049)は旭町に、千歳町15(に042)は保津町にまたがる箇所

2. 土砂災害特別警戒区域

番号	区域番号	区域名	自然現象名	情報伝達方法	指定緊急避難場所
1	千歳町 1	に049	土石流	関係自治会 F A X、広報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームページ 他	さくら公園 体育館、亀 岡川東学園
2	千歳町 2	に048	土石流		
3	千歳町 3	に047	土石流		
4	千歳町 6	に045-2	土石流		
5	千歳町 1 0	に052-2	土石流		
6	千歳町 1 2	に044	土石流		
7	千歳町 1 3	に043	土石流		
8	千歳町 1 4	に043-2	土石流		
9	千歳町 1 5	に042	土石流		
10	千歳町 A	に2099	急傾斜地の崩壊		
11	千歳町 B	に2099-2	急傾斜地の崩壊		
12	千歳町 C	に1040	急傾斜地の崩壊		
13	千歳町 D	に2100	急傾斜地の崩壊		
14	千歳町 E	に1041	急傾斜地の崩壊		
15	千歳町 F	に2101	急傾斜地の崩壊		
16	千歳町 G	に1042	急傾斜地の崩壊		
17	千歳町 H	に1117	急傾斜地の崩壊		
18	千歳町 I	に2102	急傾斜地の崩壊		
19	千歳町 J	に1043	急傾斜地の崩壊		
20	千歳町 K	に1042-2	急傾斜地の崩壊		

※千歳町1(に049)は旭町に、千歳町15(に042)は保津町にまたがる箇所

●保津町（千歳町にまたがる箇所を含む）

1. 土砂災害警戒区域

番 号	区域番号	区域名	自然現象名	情報伝達方法	指定緊急避難場所
1	保津町 1	に041	土石流	関係自治会 F A X、広報 車、防災情報かめおか メール、緊急速報メー ル、テレビ、ラジオ、市 ホームページ他	保津公民 館、保津小 学校、亀岡 中学校、亀 岡川東学園
2	保津町 2	に040	土石流		
3	保津町 3	に039	土石流		
4	保津町 4	に039-2	土石流		
5	保津町 5	に026	土石流		
6	保津町 6	に025	土石流		
7	千歳町 1 5	に042	土石流		
8	保津町 A	に1044-2	急傾斜地の崩壊		
9	保津町 B	に1044	急傾斜地の崩壊		
10	保津町 C	に2103-2	急傾斜地の崩壊		
11	保津町 D	に2103	急傾斜地の崩壊		
12	保津町 E	に1045-2	急傾斜地の崩壊		
13	保津町 F	に1045-3	急傾斜地の崩壊		
14	保津町 G	に1045	急傾斜地の崩壊		
15	保津町 H	に1045-4	急傾斜地の崩壊		

※千歳町15(に042)は千歳町にまたがる箇所

2. 土砂災害特別警戒区域

番号	区域番号	区域名	自然現象名	情報伝達方法	指定緊急避難場所
1	保津町1	に041	土石流	関係自治会 F A X、広報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームページ他	保津公民 館、保津小 学校、亀岡 中学校、亀 岡川東学園
2	保津町2	に040	土石流		
3	保津町4	に039-2	土石流		
4	保津町5	に026	土石流		
5	保津町6	に025	土石流		
6	千歳町15	に042	土石流		
7	保津町A	に1044-2	急傾斜地の崩壊		
8	保津町B	に1044	急傾斜地の崩壊		
9	保津町C	に2103-2	急傾斜地の崩壊		
10	保津町D	に2103	急傾斜地の崩壊		
11	保津町E	に1045-2	急傾斜地の崩壊		
12	保津町F	に1045-3	急傾斜地の崩壊		
13	保津町G	に1045	急傾斜地の崩壊		
14	保津町H	に1045-4	急傾斜地の崩壊		

※千歳町15(に042)は千歳町にまたがる箇所

●篠町

1. 土砂災害警戒区域

番号	区域番号	区域名	自然現象名	情報伝達方法	指定緊急避難場所
1	篠町1	に022	土石流	関係自治会 F A X、広報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームページ他	篠町公民館（自 治会館）、東輝 中学校、詳徳中 学校、安祥小学 校、詳徳小学校
2	篠町2	に023	土石流		
3	篠町3	新に2027-2	土石流		
4	篠町4	新に2027	土石流		
5	篠町5	新に3013	土石流		
6	篠町6	新に2061	土石流		
7	篠町7	新に2062	土石流		
8	篠町8	新に2062-2	土石流		
9	篠町9	新に3059	土石流		
10	篠町10	新に2030	土石流		
11	篠町11	新に3056	土石流		
12	篠町12	新に2029	土石流		
13	篠町13	新に2029-2	土石流		
14	篠町14	新に1028	土石流		
15	篠町A	に1047	急傾斜地の崩壊		
16	篠町B	に2180	急傾斜地の崩壊		
17	篠町C	に1096	急傾斜地の崩壊		
18	篠町D	に1097	急傾斜地の崩壊		
19	篠町E	に2004	急傾斜地の崩壊		
20	篠町F	に2151	急傾斜地の崩壊		
21	篠町G	に2151-2	急傾斜地の崩壊		
22	篠町H	に1001	急傾斜地の崩壊		
23	篠町I	に2004-2	急傾斜地の崩壊		
24	篠町J	に2004-3	急傾斜地の崩壊		

2. 土砂災害特別警戒区域

番号	区域番号	区域名	自然現象名	情報伝達方法	指定緊急避難場所
1	篠町2	に023	土石流	関係自治会 F A X、広報 車、防災情報 かめおかメー ル、緊急速報 メール、テレ ビ、ラジオ、 市ホームページ他	篠町公民館（自 治会館）、東輝 中学校、詳徳中 学校、安祥小学 校、詳徳小学校
2	篠町3	新に2027-2	土石流		
3	篠町6	新に2061	土石流		
4	篠町7	新に2062	土石流		
5	篠町8	新に2062-2	土石流		
6	篠町9	新に3059	土石流		
7	篠町10	新に2030	土石流		
8	篠町11	新に3056	土石流		
9	篠町12	新に2029	土石流		
10	篠町13	新に2029-2	土石流		
11	篠町14	新に1028	土石流		
12	篠町A	に1047	急傾斜地の崩壊		
13	篠町B	に2180	急傾斜地の崩壊		
14	篠町D	に1097	急傾斜地の崩壊		
15	篠町E	に2004	急傾斜地の崩壊		
16	篠町F	に2151	急傾斜地の崩壊		
17	篠町G	に2151-2	急傾斜地の崩壊		
18	篠町H	に1001	急傾斜地の崩壊		
19	篠町I	に2004-2	急傾斜地の崩壊		
20	篠町J	に2004-3	急傾斜地の崩壊		

●西つつじヶ丘

1. 土砂災害警戒区域

番 号	区域番号	区域名	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
1	西つつじヶ丘1	新に2029-3	土石流	関係自治会FAX、広報車、防災情報かめおかメール、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市ホームページ他	西つつじヶ丘ふれあいセンター、つつじヶ丘小学校、東輝中学校
2	西つつじヶ丘A	に1007	急傾斜地の崩壊		
3	西つつじヶ丘B	に1007-2	急傾斜地の崩壊		
4	西つつじヶ丘C	に1008	急傾斜地の崩壊		

2. 土砂災害特別警戒区域

番号	区域番号	区域名	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
1	西つつじヶ丘1	新に2029-3	土石流	関係自治会FAX、広報車、防災情報かめおかメール、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市ホームページ他	西つつじヶ丘ふれあいセンター、つつじヶ丘小学校、東輝中学校
2	西つつじヶ丘A	に1007	急傾斜地の崩壊		
3	西つつじヶ丘B	に1007-2	急傾斜地の崩壊		
4	西つつじヶ丘C	に1008	急傾斜地の崩壊		

●南つつじヶ丘

1. 土砂災害警戒区域

番 号	区域番号	区域名	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
1	南つつじヶ丘A	に1011-5	急傾斜地の崩壊	関係自治会FAX、広報車、防災情報かめおかメール、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市ホームページ他	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター、南つつじヶ丘小学校、東輝中学校
2	南つつじヶ丘B	に1011	急傾斜地の崩壊		
3	南つつじヶ丘C	に1011-4	急傾斜地の崩壊		
4	南つつじヶ丘D	に1011-3	急傾斜地の崩壊		
5	南つつじヶ丘E	に1011-2	急傾斜地の崩壊		
6	南つつじヶ丘F	に1010-3	急傾斜地の崩壊		
7	南つつじヶ丘G	に1010	急傾斜地の崩壊		
8	南つつじヶ丘H	に1010-2	急傾斜地の崩壊		
9	南つつじヶ丘I	に1010-4	急傾斜地の崩壊		
10	南つつじヶ丘J	に1011-6	急傾斜地の崩壊		
11	南つつじヶ丘K	に1012	急傾斜地の崩壊		
12	南つつじヶ丘L	に1012-2	急傾斜地の崩壊		
13	南つつじヶ丘M	に1012-3	急傾斜地の崩壊		

2. 土砂災害特別警戒区域

番号	区域番号	区域名	自 然 現 象 名	情 報 伝 達 方 法	指定緊急避難場所
1	南つつじヶ丘A	に1011-5	急傾斜地の崩壊	関係自治会FAX、広報車、防災情報かめおかメール、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市ホームページ他	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター、南つつじヶ丘小学校、東輝中学校
2	南つつじヶ丘B	に1011	急傾斜地の崩壊		
3	南つつじヶ丘C	に1011-4	急傾斜地の崩壊		
4	南つつじヶ丘D	に1011-3	急傾斜地の崩壊		
5	南つつじヶ丘E	に1011-2	急傾斜地の崩壊		
6	南つつじヶ丘F	に1010-3	急傾斜地の崩壊		
7	南つつじヶ丘G	に1010	急傾斜地の崩壊		
8	南つつじヶ丘H	に1010-2	急傾斜地の崩壊		
9	南つつじヶ丘I	に1010-4	急傾斜地の崩壊		
10	南つつじヶ丘J	に1011-6	急傾斜地の崩壊		
11	南つつじヶ丘K	に1012	急傾斜地の崩壊		
12	南つつじヶ丘L	に1012-2	急傾斜地の崩壊		
13	南つつじヶ丘M	に1012-3	急傾斜地の崩壊		

※警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項は土砂災害ハザードマップ等に記載する。

山地災害危険地区箇所一覧表

(令和 4 年 3 月末現在)

広域振興局 事務所名	市町村名	山地災害危険地			
		山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり	計
南 丹	亀岡市	113	169	1	283

災 害 状 況 速 報

災 害 状 況 速 報			本部長	本部長 補佐	副 本 長	副本部長 補佐	部 長	班 長	担 当 掛		
町連絡掛			発、受信 時 刻		月 日 時 分		発信者名				
							受信者名				
区 分			数 量			内容、その他の報告事項					
人 的 被 害	死 者		ア	人							
	行 方 不 明		イ	人							
	負 傷	重 傷	ウ	人							
		軽 傷	エ	人							
建 物 被 害	全 壊		オ	棟	世帯	人					
	半 壊		カ	〃	〃	〃					
	一 部 破 損		キ	〃	〃	〃					
	浸 水	床 上	ク	〃	〃	〃					
		床 下	ケ	〃	〃	〃					
	非 住 家		コ								
農 地 被 害	田	流失・埋没	サ	ha							
		冠水（浸水）	シ	ha (ha)							
	畑	流失・埋没	ス	ha							
		冠水（浸水）	セ	ha (ha)							
そ の 他 の 被 害	道 路		ソ	箇所							
	橋 梁		タ	箇所							
	河 川		チ	箇所							
	がけ、山くずれ		ツ	箇所							
			テ	箇所							
出 動 消 防 団 員 等			ト	人							
そ の 他			ナ								
担 当 部 班			部 班								
指 示 事 項 (否・要)											
対策処理の経過と結果											

被害状況報告（確定）				本部長	本部長補佐	副部長	副本部長補佐	部長	班長	担当掛	
町連絡掛				報告日時		月	日	報告者名		印	
区 分				数 量		区 分				数 量	
人的被害	死者		人	ア							
	行方不明者		人	イ							
	負傷者	重傷	人	ウ							
		軽傷	人	エ							
住家被害	全壊		棟	オ							
			世帯	カ							
			人	キ							
	半壊		棟	ク							
			世帯	ケ							
			人	コ							
	一部破損		棟	サ							
			世帯	シ							
			人	ス							
	住家被害	床上	棟	セ							
			世帯	ソ							
			人	タ							
		床下	棟	チ							
			世帯	ツ							
			人	テ							
	非住家	公共建物		棟	ト						
		その他		棟	ナ						
					田	流失・埋没	ha	ニ			
						冠水	ha	ヌ			
					畑	流失・埋没	ha	ネ			
					冠水	ha	ノ				
				文教施設		箇所	ハ				
				病院		箇所	ヒ				
				道路		箇所	フ				
				橋りょう		箇所	ヘ				
				河川		箇所	ホ				
							マ				
				砂防		箇所	ミ				
				水道		箇所	ム				
				清掃施設		箇所	メ				
				がけ崩れ		箇所	モ				
				鉄道不通		箇所	ヤ				
							ユ				
				通信施設		回線	ヨ				
				田	浸水	ha	ラ				
				畑		ha	リ				
被災世帯数（ 世帯）				被災者数（ 人）		出動人員		消防団（ 人）			
								その他（ 人）			
（備 考）											

被害状況報告(1)

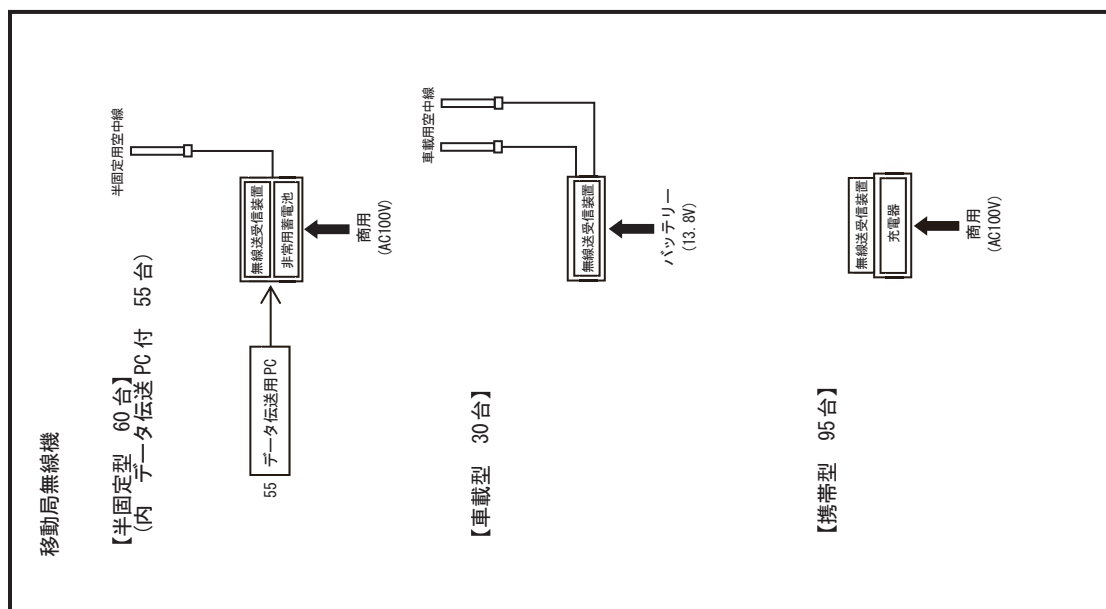
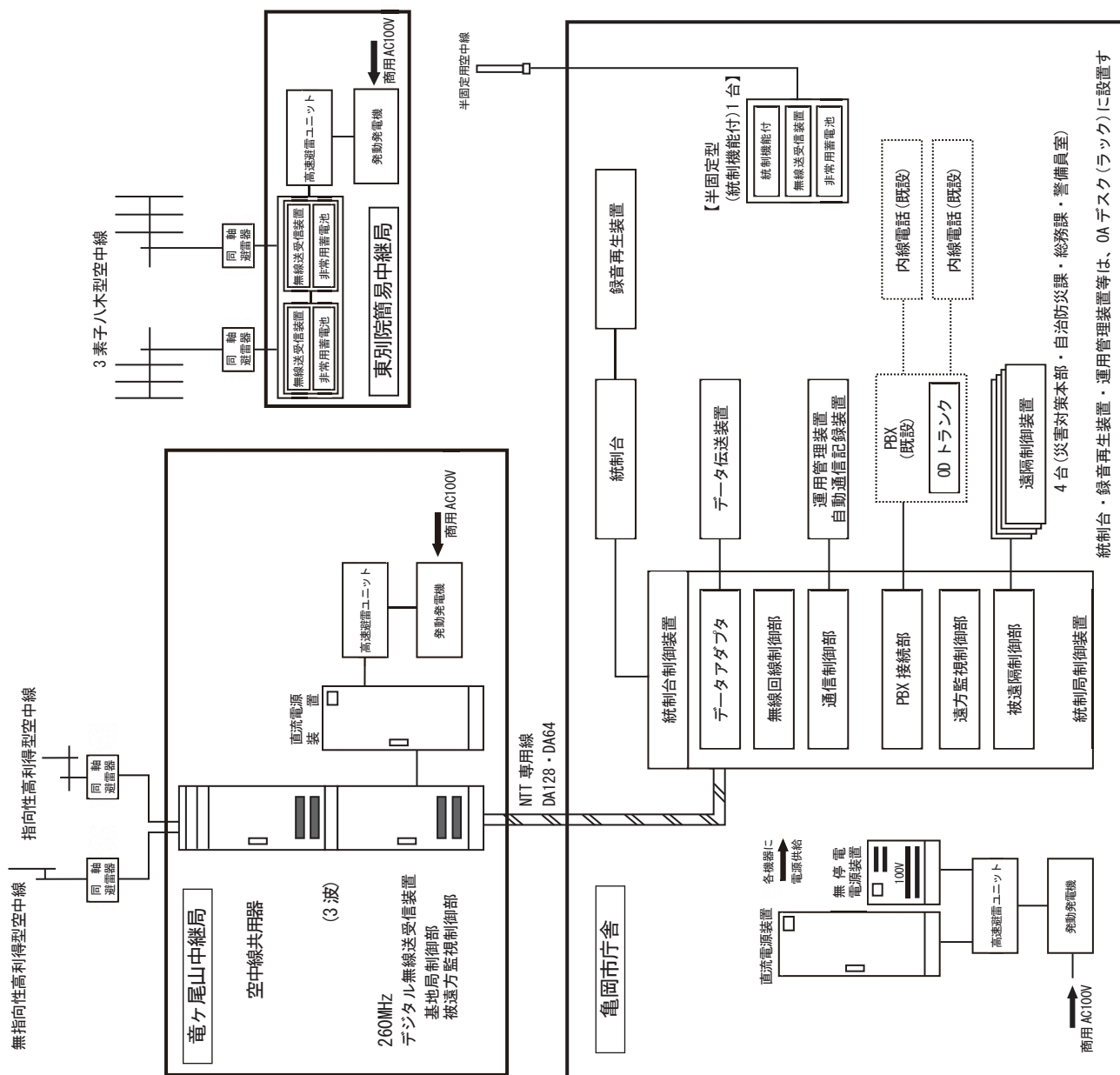
災害名：_____

第 報	対策本部		支		月 日 時現在	受信時刻	月 日 時現在	発信者	
								受信者	
発生年月日		振興局名 市町村名							
項目			単位	符号	・	・	・	・	・
人的被害	死者		人	①					
	行方不明者		人	②					
	負傷者	重傷	人	③					
		軽傷	人	④					
住家被害	全壊	(焼)	棟	⑤					
			世帯	⑥					
			人	⑦					
	半壊	(焼)	棟	⑧					
			世帯	⑨					
			人	⑩					
	一部破損		棟	⑪					
			世帯	⑫					
			人	⑬					
	浸水	床上	棟	⑭					
			世帯	⑮					
			人	⑯					
		床下	棟	⑰					
			世帯	⑱					
			人	⑲					
	非住家	公共建物		棟	⑳				
その他の		棟	㉑						
その他の被害	田	流出埋没	ha	㉒					
		冠水	ha	㉓					
	畑	流出埋没	ha	㉔					
		冠水	ha	㉕					
	文教施設	箇所	㉖						
		病院	箇所	㉗					
	道路	冠水	箇所	㉘					
		崩壊	箇所	㉙					
		その他	箇所	㉚					
	橋りょう	箇所	㉛						
	河川	箇所	㉜						
	港湾	箇所	㉝						
	砂防	箇所	㉞						
	崖くずれ	箇所	㉟						
	地すべり	箇所	㊱						
	土石流	箇所	㊲						
	林地崩壊	箇所	㊳						
	清掃施設	箇所	㊴						
	鉄道不通	箇所	㊵						
	被害船舶	隻	㊶						
	水道	戸	㊷						
	電話	回線	㊸						
	電気	戸	㊹						
	ガス	戸	㊺						
	ブロック塀等	箇所	㊻						
	ビニールハウス等	棟	㊼						
	農道	箇所	㊽						
	農林水産業施設	箇所	㊾						
	畦畔崩壊	箇所	㊿						
	農作物()	ha	㉀						
火災発生	建物	件	㉁						
	危険物	件	㉂						
	その他	件	㉃						
り災世帯数(全・半壊+床上浸水)			世帯	㉄					
り災者数(全・半壊+床上浸水)			人	㉅					

被害状況報告(2)

災害名：

項 目		市町村名		発生年月日	・	・	・	・	・	・
		単位	符号							
公 立 文 教 施 設		千円	㉑							
農 林 水 産 業 施 設		千円	㉒							
公 共 土 木 施 設		千円	㉓							
そ の 他 の 公 共 施 設		千円	㉔							
小 計		千円	㉕							
そ の 他	公 共 施 設 被 害 市 町 村	団体	㉖							
	農 産 被 害	千円	㉗							
	林 産 被 害	千円	㉘							
	畜 産 被 害	千円	㉙							
	水 産 被 害	千円	㉚							
	商 工 被 害	千円	㉛							
	林 地 被 害	千円	㉜							
		千円								
		千円								
	そ の 他	千円	㉝							
小 計		千円	㉞							
被 害 総 額		千円	㉟							
災 害 対 策 本 部	設 置	年月日	㊰	・	・	・	・	・	・	・
	解 散	年月日	㊱	・	・	・	・	・	・	・
災 害 警 戒 本 部	設 置	年月日	㊲	・	・	・	・	・	・	・
	解 散	年月日	㊳	・	・	・	・	・	・	・
消 防 職 員 出 動 延 人 数		人	㊴							
消 防 団 員 出 動 延 人 数		人	㊵							
市 町 村 職 員 出 動 延 人 数		人	㊶							
そ の 他 種 出 動 延 人 数		人	㊷							
出 動 延 人 数 合 計		人	㊸							



イ 亀岡市防災無線番号表

令和7年3月時点

本部		公共施設等		自治会		消防団		消防団車両	
呼出番号	名称	呼出番号	名称	呼出番号	名称	呼出番号	名称	呼出番号	名称
100	代表統制台	201	総務・経営課	203	亀岡地区東部自治会	801	消防団長	814	亀岡分団 車両
101	統制台	202	病院総務課	204	亀岡地区中部自治会	802	消防副団長 携帯1	824	東別院分団 車両
102	災害対策本部(603会議室)			205	亀岡地区西部自治会	803	消防副団長 携帯2	834	西別院分団 車両
103	自治防災課(防災・危機管理係)	226	亀岡警察署	206	東別院町自治会	811	亀岡分団 携帯1	844	曾我部分団 車両
104	災害対策本部(602会議室)	227	亀岡消防署	207	西別院町自治会	812	亀岡分団 携帯2	854	吉川分団 車両
105	警備員室(遠隔)(夜間)	228	亀岡消防署東分署	208	曾我部町自治会	813	亀岡分団 携帯3	864	穂田野分団 車両
200	自治防災課(基地局内)	229	亀岡小学校	209	吉川町自治会	821	東別院分団 携帯1	874	本梅分団 車両
		230	安詳小学校	210	穂田野町自治会	822	東別院分団 携帯2	884	畑野分団 車両
301	自治防災課 携帯1	231	東別院小学校	211	本梅町自治会	823	東別院分団 携帯3	894	宮前分団 車両
302	自治防災課 携帯2	232	西別院小学校	212	畑野町自治会	831	西別院分団 携帯1	904	東本梅分団 車両
303	自治防災課 携帯3	233	曾我部小学校	213	宮前町自治会	832	西別院分団 携帯2	914	大井分団 車両
304	自治防災課 携帯4	234	吉川小学校	214	東本梅町自治会	833	西別院分団 携帯3	924	千代川分団 車両
305	自治防災課 携帯5	235	穂田野小学校	215	大井町自治会	841	曾我部分団 携帯1	934	馬路分団 車両
306	自治防災課 携帯6	236	本梅小学校	216	千代川町自治会	842	曾我部分団 携帯2	944	旭分団 車両
307	自治防災課 携帯7	237	畑野小学校	217	馬路町自治会	843	曾我部分団 携帯3	954	千歳分団 車両
308	自治防災課 携帯8	238	青野小学校	218	旭町町自治会	851	吉川分団 携帯1	964	河原林分団 車両
309	自治防災課 携帯9	239	大井小学校	219	千歳町自治会	852	吉川分団 携帯2	974	保津分団 車両
310	自治防災課 携帯10	240	千代川小学校	220	河原林町自治会	853	吉川分団 携帯3	984	篠分団 車両1
311	自治防災課 携帯11	242	保津小学校	221	保津町自治会	861	穂田野分団 携帯1	985	篠分団 車両2
312	自治防災課 携帯12	243	つつじヶ丘小学校	222	篠町自治会	862	穂田野分団 携帯2	994	つつじ分団 車両
313	自治防災課 携帯13	244	城西小学校	223	東つつじヶ丘自治会	863	穂田野分団 携帯3		
314	自治防災課 携帯14	245	詳徳小学校	224	西つつじヶ丘自治会	871	本梅分団 携帯1		
315	自治防災課 携帯15	246	南つつじヶ丘小学校	225	南つつじヶ丘自治会	872	本梅分団 携帯2		
316	自治防災課 携帯16	247	亀岡中学校			873	本梅分団 携帯3		
317	自治防災課 携帯17	248	別院中学校			881	畑野分団 携帯1		
318	自治防災課 携帯18	249	南桑中学校			882	畑野分団 携帯2		
		250	育親中学校			883	畑野分団 携帯3		
500	東別院直接波中継1	251	亀岡川東学園			891	宮前分団 携帯1		
501	東別院直接波中継2	252	東輝中学校			892	宮前分団 携帯2		
		253	大成中学校			893	宮前分団 携帯3		
		254	詳徳中学校			901	東本梅分団 携帯1		
		255	ガレリアかめおか			902	東本梅分団 携帯2		
		256	運動公園体育館			903	東本梅分団 携帯3		
		257	さくら体育館			911	大井分団 携帯1		
		258	交流会館			912	大井分団 携帯2		
		259	森の自然こども園東本梅			913	大井分団 携帯3		
		260	犬甘野児童館			921	千代川分団 携帯1		
						922	千代川分団 携帯2		
		319	南桑中学校スクールバス①			923	千代川分団 携帯3		
		320	南桑中学校スクールバス②			931	馬路分団 携帯1		
		334	南桑中学校スクールバス③			932	馬路分団 携帯2		
						933	馬路分団 携帯3		
		321	大井生涯学習センター			941	旭分団 携帯1		
		322	保津文化センター			942	旭分団 携帯2		
		323	保津ヶ丘文化センター			943	旭分団 携帯3		
		324	東部文化センター			951	千歳分団 携帯1		
		325	人権福祉センター			952	千歳分団 携帯2		
		326	馬路文化センター			953	千歳分団 携帯3		

有 線 放 送 施 設

名 称	所在地	加入戸数	放送型式	許可（設置） 年月日	備 考
宮 川 有 放	宮川区公民館 (宮前町宮川)	208	一斉放送方式	S41. 2. 9	宮川区 猪倉区

無 線 放 送 施 設

名 称	所在地	加入戸数	放送型式	許可（設置） 年月日	備 考
神 前 無 線	神前ふれあいセンター (宮前町神前)	139	一斉放送方式	H28. 8. 9	

市町村における緊急警報放送の放送要請手続について

市町村が、電波法施行規則第2条第1項第84の2号に定める緊急警報信号による災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を要請する場合の手続は、次によるものとする。

- 1 市町村長が、緊急警報放送の放送を要請する場合は、京都府知事と日本放送協会京都放送局長とが締結した緊急警報の要請に関する覚書（昭和61年2月1日締結、以下「覚書」という。）によるところとするが、放送要請に関する連絡の確実、円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を定める。

京都府の連絡責任者	京都府危機管理部災害対策課長
市町村の連絡責任者	あらかじめ京都府知事に届け出た者

- 2 京都府知事は、市町村の連絡責任者の届出があった場合は放送機関に通知するものとする。
- 3 市町村長が緊急警報放送の放送を要請するときは、予め電話等による放送要請の予告をした後、文書（別紙様式）により行うものとする。
ただし、緊急を要し、文書による要請をする暇のない場合は、電話等により別紙に定める事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。
- 4 覚書第2条第2項に基づき、市町村長から直接放送機関に要請する場合は、前記3に準じた手続によるものとする。

番 号
年 月 日

京都府知事 (氏 名) 様

亀岡市長 (氏 名) ⑩

緊急警報放送の放送要請について

災害対策基本法第57条の規定により、次のとおり放送を要請します。

1 放送を求める理由

- (1) 避難指示のため
- (2) 各種予報警報等の周知のため
- (3) その他 ()

2 放送内容

3 希望する放送日時

- (1) 即 時
- (2) 月 日 時 分

4 被害等の状況（災害の態様、日時、場所等）

5 そ の 他

発 信 者 職 名
氏 名
連 絡 先

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県及び関西広域連合は、近畿圏危機発生時の相互応援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県（以下「府県」という。）の区域において、次の事態（以下「危機」という。）が発生し、当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策が実施できない場合に、関西広域連合及び府県が連携して府県間の応援活動を迅速に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36 年法律第223 号）第2条第1号に定める災害
- （2）武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律（平成15 年法律第79 号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態
- （3）前2号に定めるもののほか、府県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（調整）

第2条 福井県、三重県、奈良県及び関西広域連合は、被応援府県に対する応援府県の応援活動が速やかに行われるよう協議する。

- 2 関西広域連合は、前項の協議を踏まえ、関西広域連合構成府県を含めた広域応援について調整を行う。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）職員の派遣
 - （2）食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - （3）資機材の提供
 - （4）避難者及び傷病者の受入れ
 - （5）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
- 2 前項に掲げる応援を実効あるものとするため、関西広域連合及び府県は、平素から関係機関等と十分な連携を図ることにより、危機発生時の迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努める。
 - 3 具体的な応援内容等については、必要に応じて事象ごとに別途定める。

（被害状況等の連絡）

第4条 府県は、当該府県の区域において相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合は、速やかに関西広域連合に被害状況等を連絡するものとする。

- 2 関西広域連合は、前項の連絡を受けた場合は、全ての府県の被害状況等を確認し取りまとめ、全ての府県に連絡するものとする。

（応援要請等の手続）

第5条 応援を受けようとする府県は、必要とする応援の内容について、関西広域連合に対し、文書により要請するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により要請し、後に文書を速やかに提出するものとする。

- 2 関西広域連合は、前項の要請を受けた場合は、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを定めた応援計画を作成し、被応援府県及び応援府県に対し、文書により通知するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に文書を速やかに提出するものとする。
- 3 第1項の要請をもって、被応援府県から応援府県に対して応援の要請があったものとみなす。

(応援の実施)

第6条 前条第2項の応援計画の通知を受けた応援府県は、当該応援計画に基づき、被応援府県を応援するものとする。

(応援経費の負担)

- 第7条 応援に要した経費は、原則として当該応援を受けた被応援府県が負担する。
- 2 被応援府県が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、被応援府県から要請があった場合には、応援府県は当該経費を一時繰替支弁する。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、その応援に要した経費については武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第165条の定めるところによる。
 - 4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援府県が、被応援府県への往復の途中において生じたものについては応援府県が、その損害を賠償するものとする。

(緊急派遣)

- 第8条 府県の区域において震度6弱以上の地震が観測された場合、又は府県間の通信の途絶等の緊急事態が生じた場合において、甚大な被害が推測されるときは、関西広域連合及び府県は、相互に調整の上、当該府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行うものとする。
- 2 前項の情報収集等の結果、特に緊急を要し第5条第1項の要請を待つ暇がないと認められるときは、府県は、同要請を待たずに緊急派遣を受けた府県を応援することができる。
 - 3 前項の応援については、第5条第1項の要請があったものとみなす。

(物資等の携行)

第9条 関西広域連合及び応援府県は、職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換)

第10条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行えるよう、毎年6月末日までに、関西防災・減災プラン、関西広域応援・受援実施要綱、各府県地域防災計画、各府県国民保護計画その他応急活動に必要な参考資料を相互に交換するものとする。ただし、参考資料の内容に重要な変更があった場合には、その都度、相互に連絡するものとする。

(連絡会議の実施)

第11条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年度、第1条に掲げる危機に関する連絡会議を実施するものとする。

(訓練の実施)

第12 条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策に関する訓練を実施するものとする。

(その他)

第13 条 この協定に定めのない事項は、必要の都度、関西広域連合及び府県が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成24 年10 月25 日から適用する。
- 2 この協定の適用をもって、平成18 年4月26 日に締結した「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書10 通を作成し、各団体記名押印の上、各1 通を保有する。

平成24 年10 月25 日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

京都府（以下「甲」という。）と社団法人京都府産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、災害発生時における災害廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、京都府内において、地震、台風等により大規模災害が発生した場合に、甲が乙に災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分等の協力を要請する場合の手続その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震、台風等による災害で発生したがれき類（損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等）、ごみ（災害により一時に大量に発生した粗大ごみ及び生活ごみ）等をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、府内の市町村及び一部事務組合等（以下「市町村等」という。）が実施する次の業務（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、市町村等からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に掲げる業務の実施に伴い必要となる業務

（協力要請の手続）

第4条 甲は、協力要請に当たっては、次に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 協力の内容
- (3) その他必要な事項

（災害廃棄物の処理等の実施）

第5条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材を調達し、市町村等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、協力の内容、方法等について、要請のあった市町村等と協議し、当該市町村等の指示に基づいて協力するものとする。

（情報の提供）

第6条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し、協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

（実施の報告）

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 実施内容

(3) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、当該処理に係る市町村等が負担し、その価格は乙と当該市町村等で協議の上決定するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては京都府企画環境部循環型社会推進室、乙においては社団法人京都府産業廃棄物協会事務局とする。

(その他)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議の上、決定するものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成17年12月19日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成17年12月19日

甲 京都府 知事 山田 啓二

乙 社団法人 京都府産業廃棄物協会 会長 文 盛厚

災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る無償団体救援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時におけるし尿（し尿との混合物を含む。）、浄化槽汚泥及び家庭ごみ（以下「災害し尿等」という。）の収集運搬に関して、京都府（以下「甲」という。）が京都府環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(支援協力の要請手続き)

第2条 甲は、被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）から災害し尿等の収集運搬について協力要請があるときは、乙に支援協力を要請することができるものとする。

(被災市町村との協議等)

第3条 乙は、支援協力の内容、方法等については、被災市町村と協議し、被災市町村の指示に基づいて行動するものとする。

(経費負担)

第4条 支援協力は無償で行うものとし、乙は甲に対して、支援協力を要する経費負担を一切求めないものとする。

(支援期間)

第5条 支援期間は、原則1週間とするが、甲乙協議の上、変更を行うことができる。

(連絡窓口)

第6条 この協定の取扱窓口は、甲においては京都府環境部循環型社会推進課、乙においては京都府環境整備事業協同組合事務局とする。

(支援物資の備蓄)

第7条 乙は、この協定の趣旨に沿った被災市町村への支援物資を計画的に備蓄するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成15年12月19日付けの協定書を一部改訂し、平成30年4月10日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年4月10日

甲 京都府知事 山田 啓二

乙 京都府環境整備事業協同組合
理事長 野村 拓也

亀岡市の防災協定締結状況

No.	締結年月	協定名称	協定先	協定の内容
1	平成 17 年 11 月	災害時における LP ガス供給に関する協定	一般社団法人京都府 LP ガス協会亀岡支部	避難所などの炊き出しに必要な LP ガスの供給
2	平成 18 年 7 月	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定	亀岡建設業協会	現地被害状況の報告、建設機械および資材の確保・提供、公共土木施設の応急復旧工事
3	平成 18 年 11 月	災害時における飲料の提供協力に関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社(旧:近畿コカ・コーラボトリング株式会社)	災害対応型自動販売機の機内在庫の製品を無償提供、メッセージボードの活用
4	平成 19 年 10 月	災害時における救急医療品の提供協力に関する協定	亀岡市薬剤師会	救急医療品の提供、医療班との連携、災害医療救護活動に必要な医薬品などの調達および輸送
5	平成 21 年 8 月	災害時における電気設備などの復旧に関する協定	亀岡電気工事業協同組合	公共施設および防災拠点施設などの電気設備などの復旧活動、電気に係る事故防止
6	平成 21 年 11 月	災害時などにおける物資の供給協力に関する協定	(順不同) 亀岡市商店街連盟、亀岡商業協同組合、京都農業協同組合、株式会社 平和堂、イオンリテール株式会社イオン亀岡店、株式会社 マツモト	被災住民などを救援するための食料品および日用品などの生活物資を調達および供給
7	平成 23 年 1 月	災害など緊急時におけるバス輸送の協力に関する協定	京阪京都交通株式会社	地域の避難者を避難施設などへ輸送、避難施設などから他の施設へ輸送、集団救急事案による負傷者などの輸送、協力者などを現場などへ輸送
8	平成 24 年 4 月	災害医療救護活動に関する協定	亀岡市医師会	傷病者に対する応急的な災害医療、傷病者の後送医療施設への搬送の要否および搬送順位の決定、助産、死亡の確認
9	平成 25 年 3 月	災害時における段ボール製簡易ベッド等の支援協力に関する協定	セツカートン株式会社	被災住民などを救援するための段ボール製品などの生活物資を供給

10	平成 25 年 11 月	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	・京都府石油商業組合亀岡支部 ・全国農業協同組合連合会京都府本部亀岡燃料センター	救助車両、支援車両および避難所などへの燃料優先供給、被災者などへの情報提供や水道、トイレなどの提供
11	平成 26 年 2 月	災害時における亀岡市と亀岡市内郵便局の相互協力に関する協定	・日本郵便株式会社亀岡郵便局 ・日本郵便株式会社亀岡部会	郵便局ネットワークを活用した広報活動や情報提供、避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び集配業務の実施、支援物資の集積場所・配送拠点となる所管施設及び用地の相互提供など
12	平成 26 年 5 月	大丹波連携推進協議会構成市町による災害時等相互応援に関する協定	(順不同) 福知山市、綾部市、南丹市、京丹波町、篠山市、丹波市	-
13	平成 27 年 2 月	災害時相互応援に関する協定	高槻市	隣接する市において、府の境を越えた友好的精神に基づき、被災市の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するため、必要な資機材や物資の提供、職員派遣、避難者受入等を相互に協力する
14	平成 28 年 3 月	災害時における手話を主たる言語とする聴覚障害者への支援に関する協定災害時における手話を主たる言語とする聴覚障害者への支援に関する協定業務細目	・亀岡市登録手話通訳者会・ 口丹聴覚障害者協会亀岡支部	手話を主たる言語とする聴覚障害者へ、亀岡市手話通訳者会の通訳者が避難情報の提供および誘導、避難状況の確認や避難所における情報の提供などの支援を行う
15	平成 28 年 4 月	災害時などの応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	亀岡市に対して緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣や災害対応資機材の貸付などについて、事前に必要な事項に定め、災害時の応援を円滑に行う
16	平成 28 年 7 月	避難所における特設公衆電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話株式会社京都支店	指定避難所に通話料無料(通信事業者負担)の特設公衆電話を設置し、避難者の通信手段を確保することで、避難所などの良好な通信環境の確保を図る

17	平成 28 年 9 月	亀岡市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	下水道処理施設(年谷浄化センター、西つつじヶ丘污水中継ポンプ場、見晴污水中継ポンプ、保津浄化センター)の被害状況調査、把握、応急復旧工事他
18	平成 29 年 6 月	災害時等における無人航空機の運用に関する協定	一般社団法人ドローン撮影クリエイターズ協会	無人航空機(ドローン)の機動性を活用して被災状況の情報収集や被災者の捜索・救助支援、市職員への操作指導などを行う
19	平成 29 年 7 月	災害等における緊急時の協力に関する協定	第一環境株式会社関西支店	給水活動の支援、水道開閉栓作業、情報収集、広報活動他
20	平成 29 年 9 月	災害時等における水道施設緊急修繕対応に関する協定 災害時等における水道施設緊急修繕対応に関する協定	・亀岡市管工事業組合 ・亀岡市上下水道管工事業協同組合	現地被害状況の報告、建設機械および資機材などの提供、水道施設の応急復旧工事
21	平成 29 年 12 月	災害時における臨時避難所施設利用に関する協定	小城製薬株式会社	災害時に小城製薬株式会社亀岡工場の一部施設を臨時避難所として利用する
22	平成 30 年 3 月	災害時におけるレンタル資機材の優先提供に関する協定	高石機械産業株式会社	災害時において、高石機械産業株式会社が保有する車両(特殊車両を含む)、建設機械、発電機、仮設テント・トイレ等の優先提供
23	平成 30 年 9 月	日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書	京都市公営事業管理者上下水道局長 等	地震及びその他の災害並びに異常渇水及び大規模断水が発生した場合における、水道事業遂行のための相互応援
24	令和元年 10 月	災害時における輸送業務等に関する協定	京都タクシー株式会社	災害時における人員および物資の輸送、タクシー業務無線を活用した情報収集、避難所としての施設利用、LP ガススタンドの活用および、非常用ガス発電機による電力の供給

25	令和元年 10 月	災害発生時における応急対策に関する協定	亀岡市造園事業協同組合	災害時における公共土木施設などの緑化樹木の損壊状況の調査および応急措置
26	令和元年 12 月	災害廃棄物等の処理に関する基本協定	大栄環境株式会社	災害等不測の事態が発生した場合における、災害廃棄物等の処理に関する支援協定
27	令和 2 年 7 月	緊急時における感染症防止対策に係るマスクの優先供給に関する協定	株式会社山口精機製作所	災害時におけるマスクの供給および運搬に関する協力
28	令和 2 年 7 月	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	災害時における情報発信に係る協定
29	令和 2 年 12 月	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関する協力
30	令和 2 年 12 月	災害時におけるクロレラ製品の調達に関する協定	サン・クロレラジャパン株式会社	避難所における健康食品(クロレラ製品)の優先調達
31	令和 3 年 1 月	災害時における物資の供給に関する協定	コーナン商事株式会社	災害時における応急物資の確保・供給に関する協力
32	令和 3 年 3 月	亀岡市の安心で住みよいまちづくりに向けた連携に関する協定(包括協定)	アサヒ飲料株式会社	災害時における飲料水等の提供に関すること 自販機への防犯カメラ設置による、防犯体制の強化に関すること
33	令和 3 年 8 月	災害発生時における応急対策に関する協定	亀岡市森林組合	災害時における緊急通路等を塞ぐ倒木及びかかり木の処理
34	令和 3 年 10 月	災害時における京都府立京都スタジアムの利用に関する協定	京都府 合同会社ビバ&サンガ	災害時における避難所としての施設利用
35	令和 3 年 12 月	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	災害時などにおける生活物資の確保・優先供給及び運搬に関する協定
36	令和 4 年 6 月	災害時相互応援に関する協定	能勢町	隣接する市町において、府の境を越えた友好的精神に基づき、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するため、必要な資機材や物資の提供、職員派遣、避難者受入等を相互に協力する

37	令和 4 年 6 月	災害時相互応援に関する協定	豊能町	隣接する市町において、府の境を越えた友好的精神に基づき、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するため、必要な資機材や物資の提供、職員派遣、避難者受入等を相互に協力する
38	令和 4 年 9 月	大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	関西電力送配電株式会社 京都本部 京都配電営業所	道路、電気設備等の被災状況及び道路啓開や障害物除去、電気設備の応急復旧状況に関する情報共有、道路啓開や電気設備等の復旧に関する事業についての相互連携及び協力
39	令和 4 年 10 月	セーフコミュニティ安全安心のまちづくり全国協議会における災害時相互応援に関する申合せ	(順不同) 十和田市、厚木市、豊島区、松原市、久留米市、秩父市、鹿児島市、郡山市、さいたま市、都留市	セーフコミュニティ安全安心のまちづくり全国協議会の構成自治体で、災害時相互応援に賛同する自治体の区域内において、大規模な災害が発生した場合に、賛同自治体が相互に救援協力し、被災した賛同自治体の応急対策および復旧活動などを行う
40	令和 4 年 12 月	「みんな元気になるトイレ」派遣協力等に関する協定	一般社団法人 助けあいジャパン	災害時におけるトイレトレーラーの派遣要請及び派遣協力
41	令和 5 年 2 月	災害時における緊急待避場等としての施設の使用に関する覚書	国土交通省近畿地方整備局 京都国道事務所	災害時および災害の恐れのある豪雨時などにおける一般国道 9 号走行中の車両などの緊急待避場などに係る施設使用に伴う協力
42	令和 5 年 10 月	災害時における一時避難所の提供に関する協定	亀岡市仏教会	災害時において、住民の避難が必要となったときに、協力寺院の施設を一時避難所として利用することに関する協定
43	令和 6 年 10 月	災害時における損害調査結果の提供および利用に関する協定書	三井住友海上火災保険株式会社 京都支店	災害時、被災者の生活を早期再建させることを目的とした、損害調査結果の提供・利用に関する協定

大規模災害発生時における緊急対応に関する協定

京都府土地改良事業団体連合会亀岡支部の各会員（各土地改良区）（以下「甲」という。）と亀岡建設業協会（以下「乙」という。）は、乙の社会貢献活動の一環として実施する大規模災害発生時における緊急対応に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生した場合に、甲に所属する会員が管理する農業用施設の災害状況の調査、把握、応急工事等を行うことについて、甲乙が協力し、市民及び農家の安全・安心を確保するため、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「大規模災害」とは、災害対策基本法に基づく亀岡市災害対策本部が設置された場合、又は甲乙が特に認めた場合の災害とする。

2 この協定において、「農業用施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（平成11年12月22日法律第160号）第2条に掲げる施設をいう。

3 この協定において「緊急対応」とは、大規模災害発生時における農業用施設の復旧に係る調査及び応急復旧等をいう。

（平常時の準備）

第3条 乙は、緊急対応を行うために平常時から次の各号に掲げる項目について整備を行い、必要に応じて甲に報告する。

- （1）大規模災害発生時における連絡体制
- （2）乙に所属する建設企業（以下「会員」という。）からの情報収集体制
- （3）出勤が可能な資材、機材、技術者等についての実態把握

（緊急対応の要請等）

第4条 甲は、大規模災害時において、農業用施設の災害状況調査等のため、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、別に定める応援協力要請書（様式1）により要請することができる。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文章で要請するものとする。

（乙の緊急対応内容）

第5条 甲に属する会員の緊急対応を応援するため、乙は、次の各号に定める業務を行う。

- （1）現地調査を実施し、被害状況を甲に報告する。
- （2）緊急対応に必要な建設機械及び資材の確保を行い甲からの要請があった場合は速やかに提出する。
- （3）甲に属する会員が管理する農業用施設の応急工事を行う。
- （4）甲が必要と認める緊急対応を行う。

(活動報告)

第6条 乙は、要請された前条の活動を行った場合には、速やかに甲に報告し、応急対応を終了した後に報告書を甲に提出するものとする。

2 報告書は被害箇所状況調査書(様式2)及び土木請負工事必携(京都府発行、土木工事施工管理基準、同運用基準を除く)、土木工事施工管理基準(平成22年4月発行)、に基づいて作成するものとする。

(活動に伴う費用)

第7条 この協定に基づく協力内容のうち、第5条第1項の現地調査及び被害状況報告については乙の負担とし、第5条2号、第3号及び第4号の資材、技術者等の出動に係る費用については甲の負担とし、甲の積算基準等に算出した額を基準に、甲乙が協議して定めるものとする。

(第三者等に対する損害)

第8条 会員が応急対応に伴い、第三者に損害を与えた場合は、その責に帰すべき事由によるものを除き、甲乙が協議してその賠償にあたる。

(災害補償)

第9条 第5条の規定により、緊急対応に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はそのものの遺族若しくは被扶養者に対する災害補償については、乙の責任により処理するものとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。

2 有効期間が満了する30日前までに双方又はいずれか一方から更新をしない旨の書面による通知がない場合は、この協定は更新されたものとする。

(協議)

第11条 乙及び会員は、緊急活動に参加したことをもって甲に対し、その他、請負等の受注を求めてはならない。

2 この協定に定めがない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して解決する。

(事務所の所在)

第12条 甲の事務所の所在は、亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所 農地整備課に置く。

この協定の締結を証するため、この協定を 15 通作成し甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 8 月 17 日

甲 上桂川用水土地改良区連合
理事長 桂 川 孝 裕

甲 亀岡市昭和池土地改良区
理事長 石 野 次 夫

甲 上の池土地改良区
理事長 中 川 尊 基

甲 亀岡市川東土地改良区
理事長 黒 田 幹 男

甲 亀岡市南金岐土地改良区
理事長 谷 口 正 平

甲 亀岡市牡丹餅堰土地改良区
理事長 四 方 孝

甲 亀岡市寅天堰土地改良区
理事長 永 田 良 巳

甲 亀岡市篠町土地改良区
理事長 石 野 武 男

甲 亀岡市神田堰土地改良区
理事長 佐 野 博 行

甲 亀岡市亀岡土地改良区
理事長 菱 田 光 紀

甲 亀岡市東本梅町土地改良区
理事長 中 西 顯

甲 亀岡市西部土地改良区
理事長 酒 井 愛 夫

甲 亀岡市亀岡中部土地改良区
理事長 齊 藤 一 義

甲 亀 岡 市 長
桂 川 孝 裕

乙 亀岡建設業協会
会 長 堤 周 三

大規模災害発生時における緊急対応に関する協定

京都府土地改良事業団体連合会亀岡支部の各会員（各土地改良区等）（以下「甲」という。）と亀岡市管工事業組合（以下「乙」という。）は、乙の社会貢献活動の一環として実施する大規模災害発生時における緊急対応に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生した場合に、甲に所属する会員が管理する農業用施設の災害状況の調査、把握、応急工事等を行うことについて、甲乙が協力し、市民及び農家の安全・安心を確保するため、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「大規模災害」とは、災害対策基本法に基づく亀岡市災害対策本部が設置された場合、又は甲乙が特に認めた場合の災害とする。

2 この協定において、「農業用施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（平成11年12月22日法律第160号）第2条に掲げる施設をいう。

3 この協定において「緊急対応」とは、大規模災害発生時における農業用施設の復旧に係る調査及び応急復旧等をいう。

（平常時の準備）

第3条 乙は、緊急対応を行うために平常時から次の各号に掲げる項目について整備を行い、必要に応じて甲に報告する。

- （1）大規模災害発生時における連絡体制
- （2）乙に所属する建設企業（以下「組合員」という。）からの情報収集体制
- （3）出動が可能な資材、機材、技術者等についての実態把握

（緊急対応の要請等）

第4条 甲は、大規模災害時において、農業用施設の災害状況調査等のため、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、別に定める応援協力要請書（様式1）により要請することができる。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭又は電話等により要請し、その後、速やかに文書で要請するものとする。

（乙の緊急対応内容）

第5条 甲に属する会員の緊急対応を応援するため、乙は、次の各号に定める業務を行う。

- （1）現地調査を実施し、被害状況を甲に報告する。
- （2）緊急対応に必要な建設機械及び資材の確保を行い甲からの要請があった場合は速やかに提出する。
- （3）甲に属する会員が管理する農業用施設の応急工事を行う。
- （4）甲が必要と認める緊急対応を行う。

（活動報告）

第6条 乙は、要請された前条の活動を行った場合には、速やかに甲に報告し、応急対応を終了した後に報告書を甲に提出するものとする。

2 報告書は被害箇所状況調査書（様式2）及び「水道工事標準仕様書（日本水道協会）」、土木請負工事必携（京都府発行、土木工事施工管理基準、同運用基準を除く）、土木工事施工管理基準（平成29年9月発行）、に基づいて作成するものとする。

（活動に伴う費用）

第7条 この協定に基づく協力内容のうち、第5条第1項の現地調査及び被害状況報告については乙の負担とし、第5条2号、第3号及び第4号の資材、技術者等の出動に係る費用については甲の負担とし、甲の積算基準等により算出した額を基準に、甲乙が協議して定めるものとする。

（第三者等に対する損害）

第8条 組合員が応急対応に伴い、第三者に損害を与えた場合は、その責に帰すべき事由によるものを除き、甲乙が協議してその賠償にあたる。

（災害補償）

第9条 第5条の規定により、緊急対応に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する災害補償については、乙の責任により処理するものとする。

（協定の期間及び更新）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。

2 有効期間が満了する30日前までに双方又はいずれか一方から更新をしない旨の書面による通知がない場合は、この協定は1年間更新されたものとし、以後同様とする。

（協議）

第11条 乙及び組合員は、緊急活動に参加したことをもって甲に対し、その他、請負等の受注を求めてはならない。

2 この協定に定めがない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して解決する。

（事務所の所在）

第12条 甲の事務所の所在は、亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所 農地整備課に置く。

（事務の代表者）

第13条 乙への応援協力要請の要請元及び乙からの被害箇所状況調査書の提出先については、甲を代表して亀岡市長とする。

この協定の締結を証するため、この協定を 15 通作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 31 年 3 月 1 日

甲 上桂川用水土地改良区連合
理事長 桂 川 孝 裕

甲 亀岡市昭和池土地改良区
理事長 石 野 次 夫

甲 上の池土地改良区
理事長 中 川 尊 基

甲 亀岡市川東土地改良区
理事長 黒 田 幹 男

甲 亀岡市南金岐土地改良区
理事長 谷 口 勝

甲 亀岡市牡丹餅堰土地改良区
理事長 四 方 孝

甲 亀岡市寅天堰土地改良区
理事長 八 木 利 夫

甲 亀岡市篠町土地改良区
理事長 山 口 一 則

甲 亀岡市神田堰土地改良区
理事長 佐 野 博 行

甲 亀岡市亀岡土地改良区
理事長 菱 田 光 紀

甲 亀岡市東本梅町土地改良区
理事長 高 向 治 史

甲 亀岡市西部土地改良区
理事長 中 村 俊 孝

甲 亀岡市亀岡中部土地改良区
理事長 齊 藤 一 義

甲 亀 岡 市 長
桂 川 孝 裕

乙 亀岡市管工事業組合
組合長 黒 川 浩 二

第 号
年 月 日

京都府知事 殿

亀岡市長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、部隊の派遣を依頼します。

1 災 害 の 種 類	
2 災害の状況及び派遣を要請する事由	
3 派 遣 を 希 望 す る 期 間	
4 派遣を希望する区域及び活動内容	
5 派 遣 先 の 責 任 者 、 連 絡 先	
6 派 遣 先 へ の 最 適 経 路	
7 参 考 と な る べ き 事 項	

第 号
年 月 日

京都府知事 殿

亀岡市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記
のとおり 部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

京都府広域消防相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、消防組織法（以下「法」という。）の規定に基づき、大規模災害及び特殊災害等が発生した場合における京都府内の市町村及び消防一部事務組合（以下「市町村等」という。）が行う消防の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、災害の発生した市町村等の消防力及び当該市町村等と消防相互応援協定を締結している隣接市町村等の消防力をもつてしても、防御困難な災害とする。

(応援の要請)

第3条 応援の要請は、災害の発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長又は消防長（以下「要請市町村等の長」という。）が、次の各号に掲げる事項を明確にして他の市町村等の長又は消防長に対し、行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生の日時、場所及び状況

(3) 必要とする人員、車両、回転翼航空機（以下「ヘリコプター」という。）及び資器材等の種別並びに数量

(4) その他必要な事項

2 応援の要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長又は消防長（以下「応援市町村等の長」という。）が要請を受託した場合、要請市町村等の長は、次の各号に掲げる事項を明確にして応援市町村等の長に通報するものとする。

(1) 応援の場所及び集結場所

(2) 現場最高指揮者の職、氏名及び無線局名

(3) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第4条 応援市町村等の長は、当該市町村等区域内の警備に支障のない範囲において必要な応援を行うものとする。

2 応援市町村等の長は、応援を行う消防隊等（以下「応援隊」という。）を派遣するときは、応援に関し必要な事項を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。

3 応援市町村等の長は、応援の要請に応じることができない場合は、その旨を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第5条 要請市町村等の長は、所属の消防職員又は消防団員を誘導員として応援隊の集結場所に待機させ、応援隊の誘導を行うものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、要請市町村等の長（消防本部・署を置かない市町村等にあつては、「消防長」を「消防団長」と読み替える。）が、応援隊の長に対して行うものとする。

(報告)

第7条 要請市町村等の長は、災害活動の終了後、災害の概要を応援市町村等の長に報告するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援活動の終了後、応援活動の結果を要請市町村等の長へ報告するものとする。

(費用負担)

第8条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。ただし、ヘリコプターによる応援に係る費用については、別に定めるものがある場合、それによることができるものとする。

(1) 応援市町村等が負担する経費

ア 応援隊員の出動に係る諸手当、車両等の燃料費その他の経常的経費

イ 応援隊員の死傷による公務災害補償費

(2) 要請市町村等が負担する経費

ア 現地で調達した、車両等の燃料費及び化学消火薬剤等の資器材費

イ 応援活動中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

(3) 前2号に定める経費以外の経費については、その都度応援市町村等と要請市町村等が協議のうえ、決定するものとする。

(消防拠点都市)

第9条 この協定の円滑な運営を図るため、市町村等を別表に掲げる地域に区分し、地域ごとに消防拠点都市を定めるものとする。

2 消防拠点都市は、必要に応じて市町村等間の応援に係る連絡調整を行うものとする。

(消防拠点都市への通報)

第10条 要請市町村等の長は、応援の要請を行つたときは速やかに消防拠点都市の消防長へその旨を連絡するものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(疑義)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、市町村等がその都度協議のうえ、これを決定するものとする。

(改廃)

第13条 この協定の改廃は、市町村等が協議のうえ、行うものとする。

(協定書の保有)

第14条 この協定を証するため、市町村等は、本書30通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

附 則

1 この協定は、平成19年3月12日から施行する。

2 この協定の施行に伴い、平成18年3月1日に締結した「京都府広域消防相互応援協定書」は、廃止する。

平成19年3月12日

別表（第9条関係）

南部地域	京都市 宇治市 亀岡市 城陽市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 南丹市 木津川市 大山崎町 久御山町 井手町 宇治田原町 笠置町 和束町 精華町 南山城村 相楽中部消防組合 京都中部広域消防組合 乙訓消防組合
北部地域	福知山市 舞鶴市 綾部市 宮津市 京丹後市 京丹波町 伊根町 与謝 野町 宮津与謝消防組合 京都中部広域消防組合

緊急消防援助隊の運用に関する要綱

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 編成及び装備等の基準
- 第 3 章 出動
- 第 4 章 指揮活動
- 第 5 章 防災関係機関との連携
- 第 6 章 指揮支援実施計画及び受援計画
- 第 7 章 その他

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年消防震第 9 号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (5) 応援等とは、法第 44 条第 1 項の消防の応援等をいう。
- (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (11) 航空隊とは、法第 30 条第 3 項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) C 災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) B 災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害

をいう。

(14) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。

(15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。

(16) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第 2 章 編成及び装備等の基準

（都道府県大隊の編成）

第 3 条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年消防広第 74 号。以下「要請要綱」という。）第 39 条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）に定めておくものとする。

（1）都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。

（2）大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「（〇〇都道府県）大隊」と呼称する。

（3）中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「（第〇）中隊」、「（〇〇消防本部）中隊」、「（消火）中隊」等と呼称する。なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。

（4）小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「（〇〇）小隊」と呼称する。

（5）C 災害、B 災害及び N 災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。

（6）水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

（指揮支援部隊の編成）

第 4 条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第 38 条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。

（1）統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するものとする。

（2）航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。

（3）統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「〇〇消防本部統括指揮支援隊」、「〇〇消防本部指揮支援隊」、「〇〇消防本部（〇〇都道府県）航空指揮支援隊」と呼称する。

（統合機動部隊の編成）

第 5 条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

（1）統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。

(2) 統合機動部隊は、統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊及び通信支援小隊を中心として編成するものとし、対応する災害の種別や、迅速な出動や情報収集等の目的に応じ、柔軟な編成、運用により対応するものとする。

(3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。

(4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 統合機動部隊」と呼称する。

(5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の編成)

第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

(1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。

(2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊(大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの)、消火中隊(化学消防ポンプ自動車を備えたもの)を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。

(3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(NBC災害即応部隊の編成)

第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

(1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。

(2) NBC災害即応部隊は、NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。

(3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(〇〇消防本部) NBC災害即応部隊」と呼称する。

(土砂・風水害機動支援部隊の編成)

第8条 土砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

(1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。

(2) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊(津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの)、特殊装備小隊(重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの)、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。

(3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 土砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第9条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。

イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。

ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

(ア) 一般の毒劇物災害対応小隊

呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服（又は陽圧式化学防護服）

(イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

(2) 大規模危険物火災等対応小隊

ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水砲搭載ホース延長車を備えること。

ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。

(3) 密閉空間火災等対応小隊

ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。

ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

第10条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 水難救助小隊

ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成されるものであること。

イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶を備えること。

ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備えること。

(2) 遠距離大量送水小隊

ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。

イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分3,000リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。

(3) 消防活動二輪小隊

ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。

イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。

(4) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

ア はしご車

イ 照明車

ウ 空気ボンベ充填車

エ 無人消火ロボット

オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

第3章 出動

(指揮本部の設置)

第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の活動方針（活動スケジュールを含む。）に関すること。
- (3) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (5) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(航空指揮本部の設置)

第12条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものとする。

2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
- (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(後方支援本部の設置)

第13条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りではない。

2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。
- (2) 後方支援体制の確立に関すること。

- (3) 関係機関との連絡調整に関する事。
- (4) 緊急消防援助隊の交替に関する事。
- (5) 物資等の搬送計画に関する事。
- (6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関する事。
- (7) 消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関する事。
- (8) 緊急消防援助隊の隊数及び人員数の集計に関する事。
- (9) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関する事。

(都道府県大隊の出動)

第14条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。

(指揮支援部隊の出動)

第15条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動するものとする。なお、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。

(統合機動部隊の出動等)

第16条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関する事。
- (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関する事。
- (3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関する事。
- (4) 被災地消防本部との連絡調整に関する事。
- (5) 被災地における通信の確保に関する事。
- (6) 初期の消火、救助及び救急活動に関する事。
- (7) 航空消防活動の支援に関する事。
- (8) 宿営場所の設営に関する事。
- (9) 被害状況、部隊の活動等の記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関する事。

2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)

第17条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するものとする。

(NBC災害即応部隊の出動)

第18条 NBC災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NBC災害等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に出動するものとする。

(土砂・風水害機動支援部隊の出動等)

第19条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を伴わず、単独で出動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

(航空部隊の出動)

第20条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点ヘリベースに出

動するものとする。

2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとする。

（集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等）

第 21 条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

（1）集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第 2 号及び第 3 号について同じ。）。

（2）進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

（3）宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

（4）出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC 災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

（進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務）

第 22 条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC 災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC 災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。

3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第 1 項及び第 2 項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

（被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務）

第 23 条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC 災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第 25 条に

規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長（以下「指揮支援本部長」という。）に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- （１）被害状況
- （２）活動方針
- （３）活動地域及び任務
- （４）安全管理に関する体制
- （５）使用無線系統
- （６）地理及び水利の状況
- （７）その他活動上必要な事項

２ 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。

第４章 指揮活動

（指揮体制）

第 24 条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。また、指揮支援隊が出動していない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、次項の指揮支援隊長の役割も担うものとする。

２ 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

３ 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

４ 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。

５ 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

６ エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

７ ＮＢＣ災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該ＮＢＣ災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

８ 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

９ 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。）の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

（緊急消防援助隊指揮支援本部の設置）

第 25 条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

２ 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。ただし、次に掲げる者を指名できない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、指揮支援部隊長の役割を担うものとする。

- （１）第 1 順位 指揮支援隊長

- (2) 第2順位 都道府県大隊長
 - (3) 第3順位 統合機動部隊長
 - (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長
- 3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整（活動方針の調整を含む。）に関すること。
 - (3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との活動調整（活動方針の調整を含む。）に関すること。
 - (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
 - (6) 調整本部に対する報告に関すること。
 - (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。
- 5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。
- 6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との活動調整を行うものとする。
- 7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。
- 8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。
- （緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置）
- 第26条 指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。
- 2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。
- 3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
 - (3) 調整本部に対する報告に関すること。
 - (4) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
 - (5) その他必要な事項に関すること。
- 4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。
- 5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。
- 6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。
- 7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点ヘリベ

ース等に派遣するよう要請するものとする。

（消防庁職員の現地派遣）

第 27 条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。

3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。

4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

（1）被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。

（2）都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。

（3）緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。

（4）自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。

（5）報道機関への対応に関すること。

（6）被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

（都道府県大隊本部の設置）

第 28 条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。

2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

（1）都道府県大隊の活動管理に関すること。

（2）隊員の安全管理に関すること。

（3）都道府県大隊の後方支援に関すること。

（4）被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。

（5）被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。

（6）指揮支援本部に対する報告に関すること。

（7）他の都道府県大隊等との調整に関すること。

（8）その他必要な事項に関すること。

3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。

（現地合同調整所の設置）

第 29 条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。

2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。

3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。

4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間の情報共有及び活

動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

（情報共有等）

第30条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊（次項において「消防庁等」という。）は、被害状況や活動状況等について、動画及び静止画により、積極的に情報収集を行うものとする。

3 消防庁等は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝達装置等を積極的に活用し、被害状況や活動状況等について動画及び静止画により積極的に情報収集を行うものとする。

4 指揮本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部等は、前2項により収集された情報や、前項により共有された情報を指揮に活用するものとする。

（活動報告等）

第31条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。

2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。

3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。

4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。

5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。ただし、第16条第2項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。

6 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。

7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報（別記様式2）を作成し、航空指揮支援本部長に対して報告するものとする。

8 航空指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。

9 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、第6項及び第8項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

（通信連絡体制等）

第32条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

（1）消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域

衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相互波」という。）その他無線を使用する。

（２）調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波１を使用する。

（３）指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波２又は統制波３のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。

（４）指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波２又は統制波３のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。

（５）指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。

（６）都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。

（７）同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一ＮＢＣ災害即応部隊に属する隊相互及び同一土砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。

（８）指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。

（９）航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を使用する。

（１０）都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互の無線通信は、署活動用無線機を使用する。署活動用無線機の使用に係る事前手続や運用上遵守すべき事項については、消防庁が別で定める。

（１１）無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。

２ 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。

（１）無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。

（２）無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。

ア 応援要請を行う場合

イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合

ウ 新たな災害が発生した場合

エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合

３ 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

第５章 防災関係機関との連携

（防災関係機関等との連絡調整等）

第３３条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

（実動関係機関との連携）

第３４条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ（国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。）等

と連携するものとする。なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。

（医師等との連携）

第 35 条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成 19 年法律第 103 号）に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）等と連携して活動するものとする。

（調整本部等における防災関係機関との連携）

第 36 条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

（消防機関との連携）

第 37 条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

第 6 章 指揮支援実施計画及び受援計画

（指揮支援実施計画）

第 38 条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。

2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- （2）指揮支援の基本的事項に関すること。
- （3）関係機関との活動調整に関すること。
- （4）現地合同調整所への参画に関すること。
- （5）情報連絡体制に関すること。
- （6）通信支援小隊との連携に関すること。
- （7）その他必要な事項に関すること。

3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該統括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。

4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。

5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- （2）航空指揮支援の基本的事項に関すること。
- （3）情報連絡体制に関すること。
- （4）その他必要な事項に関すること。

6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指

揮支援隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告する。

（消防本部の受援計画）

第 39 条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- （2）緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- （3）進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- （4）宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- （5）救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。

（6）緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。

（7）燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。

（8）ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。

（9）その他必要な事項に関すること。

3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

第 7 章 その他

（消防本部等の訓練）

第 40 条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応援体制の強化を図るものとする。

（緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗）

第 41 条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。

2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

（その他）

第 42 条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日消防広第 80 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 22 条第 1 項第 2 号から第 7 号まで（第 4 号を除く。）及び同条第 2 項の規定は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日消防広第 93 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 8 日消防広第 35 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 17 日消防広第 190 号）

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 22 日消防広第 89 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 24 日消防広第 211 号）

この要綱は、令和 4 年 6 月 24 日から施行する。

別表（主運用波の割当て）

周波数名	割当都道府県
主運用波 1	青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県
主運用波 2	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県
主運用波 3	山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県
主運用波 4	北海道、福島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県
主運用波 5	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県
主運用波 6	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県
主運用波 7	岩手県、群馬県、石川県、三重県、岡山県、高知県、熊本県

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇 年 月 日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部（広域応援班 陸上・航空）

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7522
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kinenai0119@source.go.jp			

〇〇都道府県

災害対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
航空運用調整班	所屬		職・氏名	
	TEL		FAX	

調整本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
航空指揮支援隊長	所屬		TEL	
	氏名			

〇〇市町村

災害対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

緊急消防援助隊
陸上

〇〇都道府県大隊

大隊長	所屬		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所屬		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所屬			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所屬		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所屬		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所屬			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

政府現地対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

指揮支援本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
指揮支援本部長	所屬		TEL	
(指揮支援隊長)	氏名			

航空

ヘリベース(HB)

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所屬		TEL	
	職・氏名			
航空指揮支援本部長	所屬		TEL	
(航空指揮支援隊長)	氏名			
航空後方支 援隊長	所屬		TEL	
	氏名			

フォワードベース(FB)

設置場所：

所屬	TEL	
職・氏名		
所屬	TEL	
氏名		

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長)

報告日時	年 月 日 () 時 分 現在					
災害名						
活動場所	都道府県				市区町村	
活動内容	種別	時間	活動場所	活動概要(連携活動機関を含む)		
隊員の負傷	有 ・ 無		車両・資機材の損傷		有 ・ 無	
上記負傷、損傷の内容						
出動隊の状況	隊種別	隊数	隊員数	隊種別	隊数	隊員数
	指揮支援隊	隊	人	通信支援小隊	隊	人
	指揮隊	隊	人	航空小隊	隊	人
	消火小隊	隊	人	特殊災害小隊	隊	人
	救助小隊	隊	人	特殊装備小隊	隊	人
	救急小隊	隊	人	その他の小隊	隊	人
				合計	隊	人
救助・搬送人員	災害種別	火災	救助	救急	合計	
	件数	件	件	件	人	
	救助・搬送人数	人	人	人		
	総計(指揮支援隊が入力)	件	件	件	人	
		人	人	人		
宿営場所	名称			所在地		
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~ 時 分				
	活動場所					
	活動規模	隊数	隊	隊員数	人	
	活動内容					
報告者	消防本部			氏名		
	TEL					

緊急消防援助隊活動報告(日報)

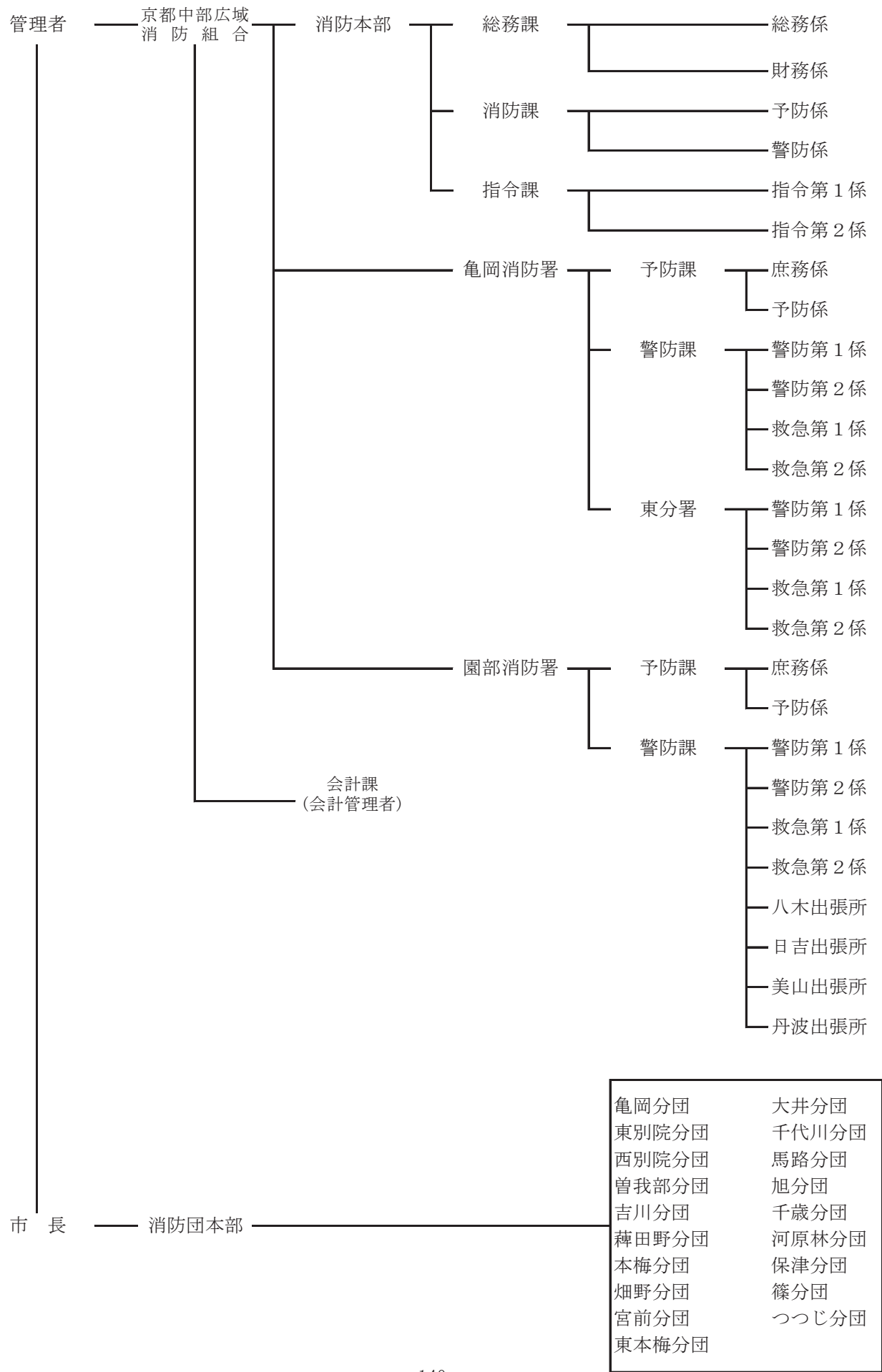
消防庁長官 殿

(〇〇航空隊)

災害名	所属 TEL	機体名称	離陸時間	離陸場所	出動場所 (空域)	着陸時間	着陸場所	出動搭乗 人員数	出動種別件数				搬送人員数			ヘリベース	残時間	時間 分
									火災	救助	救急	情報収集	輸送等	救助	救急			
報告者等	氏名	年	月	日	()	時	分	現在	パイロット その他	名	名	名	名	名	名	名	名	
日付																		
合計																		
備考																		

活動概要
(火災:放水回収、放水量を記載)
(救助:救助方法を記載)
(物資輸送:物資名、数量を記載)

京都中部広域消防組合及び亀岡市消防団組織編成表



大 火 災 警 備 の 配 置 基 準

ア 京都中部広域消防組合

消防署 区別	平常配置の隊数		増強配置する 消 防 隊 数	合 計
	消防隊	救急隊		
消防本部			1	1
亀岡消防署	3	2	5	10
園部消防署	5	1 (4)	6	12
計	8	3 (4)	12	23

注 表中の括弧書きは、配置車両の乗換え体制を示す。

備考 1 増強配置する消防隊の配置場所等は、災害の発生状況に応じて消防長又は署長が定めるものとする。

2 消防隊の増強配置で、車両が不足する場合は、人員の編成のみを行う。

イ 亀岡市消防団

分団 区別	平常配置の 消 防 隊 数	増強配置する 消 防 隊 数	合 計
亀 岡 分 団	3		3
東 別 院 分 団	3		3
西 別 院 分 団	3		3
曾 我 部 分 団	9		9
吉 川 分 団	2		2
蕨 田 野 分 団	4		4
本 梅 分 団	4		4
畑 野 分 団	3		3
宮 前 分 団	3		3
東 本 梅 分 団	2		2
大 井 分 団	4		4
千 代 川 分 団	5		5
馬 路 分 団	4		4
旭 分 団	4		4
千 歳 分 団	4		4
河 原 林 分 団	2		2
保 津 分 団	5		5
篠 分 団	9		9
つつじ分団	3		3
計	76		76

消 防 資 機 材 の 配 備 表

ア 京都中部広域消防組合

種別 消防署	ポンプ車	タンク車	化学車	梯子車	救急車	指令車	広報車	査察車	救 助 工作車	連絡車	資機材 搬送車
消 防 本 部						1					1
亀岡消防署	2 非 1	1	1	1	2 非 1	1	1	3	1	1	
園部消防署	5 非 1	1		1	5 非 1	1	2	1		4	
計	7 非 2	2	1	2	7 非 2	3	3	4	1	5	1

※ 非は非常用を表す。

イ 消防団

種別 分団	広 報 車	ポンプ車	小型ポンプ付積載車	小型ポンプ	計
団 本 部	1		1	3	5
亀 岡			3		3
東 別 院			3		3
西 別 院			3		3
曾 我 部			3	6	9
吉 川			2		2
穂 田 野			3	1	4
本 梅			3	1	4
畑 野			3		3
宮 前			3		3
東 本 梅			2		2
大 井			3	1	4
千 代 川			3	2	5
馬 路			3	1	4
旭			3	1	4
千 歳			3	1	4
河 原 林			2		2
保 津			3	2	5
篠		1	4	4	9
つ つ じ			1	2	3
計	1	1	5 4	2 5	8 1

(注) 1 団本部の小型ポンプ 3 台のうち 2 台は、山林火災用軽量小型ポンプ
2 つつじ分団の小型ポンプ 3 台は、軽可搬ポンプの台数

亀岡市消防団出動区分

出動区分	出動消防隊	災害の状況
第 1 出 動	火災現場管轄の 至近 2～3 ヶ班	1 分団管轄区域内に火災が発生したとき。 2 消防本部より出動命令を受けたとき。
第 2 出 動	管轄分団全隊及 び隣接分団 1 ヶ班	1 火炎の上昇を認め又は、類焼のおそれがある地域の火災を覚知したとき。 2 異常乾燥時又は、強風下において火災発生を覚知したとき。 3 学校等公共建物又は、大規模建物の火災発生を覚知したとき。 4 消防本部より出動指令を受けたとき。
第 3 出 動	全 員	1 火勢延焼拡大のおそれが大となり、また飛火火災の危険ありと認められるとき。 2 第 2 出動勢力によるも、なお消防力不足のおそれがあるとき。
特 命 出 動	特対計画必要隊	特別消防対象物に火災が発生したとき。

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

火 災 種 別	1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分) (月 日 時 分)		
火元の業態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人		死者の生じた 理 由			
建 物 の 概 要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼 損 程 度	焼損 棟数	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² a
り 災 世 帯 数			気 象 状 況			
消防活動状況	消防本部 (署) 消 防 団 そ の 他		台 台	人 人		
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

府内の基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院

	2次医療圏名	病 院 名	電話番号	衛星通信系防災情報システム電話番号	緊急災害医療チーム
基幹災害拠点病院		京都第一赤十字病院	075-561-1121	7(8)-767-8109	○
地域災害拠点病院	丹 後 医 療 圏	京都府立医科大学附属北部医療センター	0772-46-3371	8-857-8109	○
	中 丹 医 療 圏	市立福知山市民病院	0773-22-2101	8-838-8101	○
	南 丹 医 療 圏	京都中部総合医療センター	0771-42-2510	8-819-8101	○
	京 都 ・ 乙 訓 医 療 圏	京都府立医科大学附属病院	075-251-5111	8-715-8104	○
		京都大学医学部附属病院	075-751-3111		○
		京都市立病院	075-311-5311	8-730-8101	○
		洛和会音羽病院	075-593-4111		○
		京都医療センター	075-641-9161		○
		済生会京都府病院	075-955-0111	8-746-8108	○
	山 城 北 医 療 圏	京都岡本記念病院	0774-48-5500		○
		宇治徳洲会病院	0774-20-1111		○
	山 城 南 医 療 圏	京都山城総合医療センター	0774-72-0235	8-782-8101	○

医療機関一覧表

病院

名 称	管理者	診 療 科 目	許可病床数	所 在 地	電 話
医 療 法 人 亀 岡 病 院	院長 山崎 英彰	内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、脳神経内科、腎臓内科、リウマチ科、整形外科、脳神経外科、リハビリテーション科、皮膚科、泌尿器科、眼科、放射線科、透析センター	床 108	古世町3丁目 21-1	22-0341
花ノ木医療 福祉センター	所長 寺田 直人	小児科、整形外科、内科、神経科、リハビリテーション科、歯科、耳鼻咽喉科、皮膚科、精神科	152	大井町小金岐 北浦37-1	23-0701
医 療 法 人 清 仁 会 亀岡シミズ病院	病院長 上田 和茂	脳神経外科、外科、整形外科、内科、循環器内科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、呼吸器内科、消化器内科、消化器外科、リハビリテーション科、精神神経科、腎臓内科（人工透析）	177	篠町広田1丁目 32-15	23-0013
亀岡市立病院	病院長 田中 宏樹	内科、消化器内科、循環器内科、神経内科、糖尿病内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、放射線科、麻酔科、リハビリテーション科、呼吸器内科	100	篠町篠野田1-1	25-7313

診療所

名 称	管 理 者 名	診 療 科 目	許可病床数	所 在 地	電 話
石 崎 医 院	石 崎 壽 光	内科、婦人科、小児科、 皮膚科、美容皮膚科		古世町1丁目 4-5	25-6045
上 原 医 院	上 原 久 和	内科、小児科		西町37	22-0347
耳鼻咽喉科 内 田 医 院	内 田 一 男	耳鼻咽喉科		古世町2丁目 8-2	22-2030
鎌 田 整形外科医院	鎌田 雄一郎	整形外科、リウマチ科、 リハビリテーション科		突抜町44-1	22-5068
亀岡市休日 急病診療所		小児科、内科		安町釜ヶ前82 保健センター 内	23-5636
く ま ざ わ 皮膚科医院	熊 澤 浩 樹	皮膚科		北町良2-6	24-5512
田 村 産婦人科医院	田 村 昭 次	産婦人科	16	安町野々神28	24-3151
内科クリニック 西 垣 医 院	西 垣 逸 郎	内科、胃腸科、循環器 科、呼吸器科、消化器科		古世町2丁目 6-6	22-7573
ぬ く い 泌尿器科医院	温 井 雅 紀	泌尿器科		追分町馬場通 22-8 ABIL- II 2階	29-4401
は や し 整 形 外 科	林 太 一	整形外科、リハビリテー ション科		古世町西内坪 32-1 ラ・ポ ール1階	25-6711
ひがしはら 内 科 眼 科 ク リ ニ ッ ク	東 原 博 司	内科、眼科、消化器内 科、糖尿病内科、在宅医 療		北町57-13	55-9860
平 岡 医 院	平 岡 聡	内科、外科		本町19	22-0260
ふ く し ま 内 科 醫 院	福 島 達 夫	内科、リウマチ科、糖尿 病内科、腎臓内科、リハ ビリテーション科		旅籠町25	25-9116
コ サ カ 小児科糖尿病 内 科 医 院	小坂 喜太郎	小児科、内科、糖尿病内 科		古世町西内坪 32-1 ラ・ポ ール2階	29-2662
整 形 外 科 あ ん ど う ク リ ニ ッ ク	安 東 慶 治	整形外科、リハビリテー ション科		古世町1丁目 48-9	29-1173
みやま眼科	三 山 將 成	眼科		追分町馬場通 27-4 2階	23-5899
ク リ ニ ッ ク も み じ	塚田 恵鯉子	精神科、心療内科		余部町清水 26-1	22-7516

診療所

名 称	管 理 者 名	診 療 科 目	許可病床数	所 在 地	電 話
山 川 医 院	山 川 昭 子	内科、小児科		北古世町1丁目 21-11	25-0777
吉 岡 整形外科医院	吉 岡 克 己	整形外科、リハビリテ ーション科、外科		河原町192	25-4121
ヨ ネ ハ ラ 消化器科 内科医院	米 原 亨	消化器内科、内科		三宅町107-3	25-5285
さかべ整形外科 クリニック	坂 部 智 哉	整 形 外 科、リウマチ 科、リハビリテーショ ン科		中矢田町久保 垣内27-1	56-9360
かわの内科 クリニック	河 野 秀 彦	内科、呼吸器内科		追分町馬場通 21番地17 浅田 ビル1階	25-3010
ムツミ医院	西 本 雅 彦	内科、整形外科、皮膚 科、リハビリテーショ ン科、放射線科		下矢田町君塚8	23-1231
小 牧 産婦人科医院	小 牧 貫 治	内科、小児科、産婦 人科、皮膚科	3	曾我部町南条 屋敷3-3	22-1054
佐 藤 医 院	佐 藤 俊 之	内科、小児科、消化器 内科		吉川町吉田段 ノ坪23	21-2525
柿花診療所	小 柳 博 彦	内科、整形外科（月・ 火・木）、呼吸器科 （土）		穂田野町柿花 畑ケ中17	25-1700
畑野診療所	奥 井 雅 憲	内科		畑野町千ヶ畑 西山5-24	28-3939
宮前診療所	吉 岡 隆 行	内科、外科		宮前町宮川西 垣内17	26-2002
お く ざ わ 眼 科 医 院	奥 沢 正 紀	眼科		大井町並河2丁 目701	24-4455
しらべ内科 整形外科医院	調 幸 治	内科、整形外科、リハ ビリテーション科、小 児科、皮膚科		大井町並河2丁 目13-11	23-8943
なら皮フ科 クリニック	奈 良 武 史	皮膚科、アレルギー科		大井町小金岐4 丁目27	20-8025
吉 田 耳鼻咽喉科	吉 田 幸 夫	耳鼻咽喉科		大井町土田2丁 目1-16 S Y グランドビル1 階	25-0911

名 称	管 理 者 名	診 療 科 目	許可病床数	所 在 地	電 話
タムラクリ ニ ッ ク	田 村 隆 朗	内科、ペインクリニック外科、美容皮膚科		大井町土田2丁目12-33 アッシュ・アール1階	56-8255
さとう医院	佐 藤 謙	外科、内科、消化器内科、婦人科、在宅医療		千代川町高野林西ノ畑27	25-8851
森 戸 整 形 外 科 医 院	森 戸 俊 典	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科、皮膚科		千代川町小川2丁目2-16	23-6029
もんじ循環器科 内科診療所	文 字 直	内科、循環器内科	1	千代川町小林前田27-2	22-8890
いわもと内科 外 科 医 院	岩 本 在 弘	内科、外科、消化器・肛門外科、腫瘍外科、放射線診断科		千代川町今津1丁目5-3	21-1050
中 川 医 院	中 川 裕 隆	内科		馬路町万年52	22-0680
しらかわ医院	白 川 和 夫	内科、消化器内科		河原林町河原尻高野垣内59-1	23-9011
井 上 耳鼻咽喉科医院	井 上 功	耳鼻咽喉科		篠町広田2丁目20-13	25-8733
植 木 タ カ メ ディ カ ル ク リ ニ ッ ク	植 木 孝 宜	内科、外科、消化器科、肛門外科		篠町浄法寺中村40-2	29-6888
落合皮フ科 ク リ ニ ッ ク	落 合 宏 司	皮膚科		篠町馬堀駅前2丁目3-1 メディアス亀岡5番館1階	55-9536
加 藤 医 院	加藤 啓一郎	内科、消化器科		篠町見晴6丁目14-6	24-5903
栗 山 内 科 ク リ ニ ッ ク	栗 山 卓 弥	内科、循環器内科、神経内科、老年内科、		篠町篠向谷24-4	29-6633
瀬 尾 医 院	瀬 尾 博	内科、精神科、神経科		篠町見晴1丁目8-3	22-0802
ひ が き 小 児 科 医 院	樋 垣 諒	小児科、アレルギー科		篠町森東垣内1-11	22-5399
みなみ眼科 ク リ ニ ッ ク	南 八 興	眼科		篠町野条下川40-3	25-2602

名 称	管 理 者 名	診 療 科 目	許可病床数	所 在 地	電 話
山口マタニティ クリニック	山 口 裕 之	産婦人科	13	篠町馬堀駅前2 丁目4-7	22-3518
八木診療所	八 木 司	内科、耳鼻咽喉科、皮膚科		篠町柏原町頭 18	24-0123
和 田 眼 科	和 田 恵 美	眼科		篠町馬堀伊賀 ノ辻8-2 マツ モトうまほり 店2階	25-1450
永田眼科 クリニック	永 田 真 帆	眼科		篠町浄法寺中 村 35-3	22-1236
まついこども クリニック	松 井 史 裕	小児科、小児神経内科		篠町馬堀東垣内 26-1	56-9810
ふくい内科 クリニック	福 居 顯 介	内科、循環器内科		篠町馬堀駅前1 丁目6-1	29-1291
ひわたし 耳鼻咽喉科 クリニック	樋 渡 直	耳鼻咽喉科、小児耳鼻 咽喉科、アレルギー科		篠町浄法寺中 村39-1	21-3387
飯野小児科 内 科 医 院	飯 野 讓	小児科、内科		南つつじヶ丘 大葉台2丁目 44-1	25-0015
さとう整形 外 科 医 院	佐 藤 英 夫	整形外科		南つつじヶ丘 大葉台1丁目 34-3	25-2701
十倉佳史 胃腸内科 クリニック	十 倉 佳 文	胃腸内科、消化器内 科、内科		南つつじヶ丘 大葉台2丁目 28-2	23-5001

※1…災害時に災害医療情報の収集・把握を行う。

亀岡市診療所

名 称	管 理 者 名	診 療 科 目	許可病床数	所 在 地	電 話
亀岡市休日 急病診療所	飯 野 茂	小児科、内科		安町釜ヶ前 82 保健センター内	23-5636
畑野診療所	奥 井 雅 憲	内科、消化器内科		畑野町千ヶ畑 西山5-24	28-3939

歯科医院

名 称	管 理 者 名	所 在 地	電 話
天 野 歯 科 医 院	天 野 浩	追分町馬場通9-9 ヤマゲチ SS ビル 2階	25-2927
石 川 歯 科 医 院	石 川 清 之	追分町馬場通21-12 石川ビル 4階	22-8666
浦田歯科クリニック	浦 田 美 穂	河原町230-10	24-0005
岡 本 歯 科 医 院	岡 本 眞 和	三宅町1丁目1-6	24-5001
お ぎ の 矯 正 歯 科	荻 野 茂	追分町大堀17-1 FLAT YAGI 2階	25-0418
クニッテル並河歯科	並 河 治 之	追分町馬場通19-2	23-8246
仕合歯科・矯正歯科	仕 合 裕	旅籠町28	22-0363
嶋 村 歯 科 医 院	嶋 村 浩 一	北町38	22-0209
中 川 歯 科 医 院	中 川 博 友	古世町2丁目3-8	23-3232
中川幹也歯科診療所	中 川 幹 也	安町中畠121	22-6667
かめおか矯正歯科	北 村 朋 世	古世町西内坪32-1 ラポール 3・4階	23-3388
前 川 歯 科 医 院	前 川 眞 司	北古世町2丁目12-1	23-1992
安 井 歯 科 医 院	安 井 明 平	北町16	22-0265
西 田 歯 科 医 院	西 田 安 孝	曾我部町穴太河原口42-1	24-5757
田 中 歯 科 医 院	田 中 恵 一	曾我部町南条下河原12-3	23-6480
市 川 歯 科 医 院	市 川 章	大井町並河2丁目2-11	24-8837
小 野 歯 科 医 院	小野 恒太郎	大井町土田2丁目6-3	22-3737

名 称	管 理 者 名	所 在 地	電 話
河 野 歯 科 医 院	河 野 弘 之	大井町土田2丁目11-20-108号 メディアス亀岡1階	24-6050
とおさか歯科クリニック	遠 坂 豊	大井町土田2丁目12-5	25-7760
坂 井 歯 科 医 院	坂 井 知 明	千代川町千原1丁目2-8	24-9211
内 藤 歯 科 医 院	内 藤 大 介	千代川町千原1丁目1-20	24-2028
永 田 歯 科 医 院	永 田 篤 司	千代川町千原2丁目4-8	24-8841
スカイデンタル ク リ ニ ッ ク ※ 1	大 矢 竜 朗	千代川町小林下戸9-7	56-8241
池 田 歯 科 医 院	池 田 利 夫	篠町野条井ホラ4-5	24-5987
い ず み 歯 科 医 院	泉 要 佑	篠町夕日ヶ丘1丁目41	25-8981
いわもり歯科医院	岩 森 正 光	篠町馬堀駅前2丁目3-1 メディアス亀岡1階	29-3366
植 村 歯 科 医 院	植 村 正 敏	篠町柏原久保垣内1-3 オプトカワモトビル 3階	25-3555
うまほり西田歯科医院	西 田 幸 弘	篠町篠見晴15-7	25-7788
こ う も と 歯 科 医 院	河 本 隆 大	篠町篠野田10-38	24-0118
吉 田 歯 科 医 院	吉 田 龍 児	篠町広田1丁目32-11	22-6856
上原デンタルクリニック	上 原 久 晴	西つつじヶ丘五月台2丁目34-4	56-8344
細 木 歯 科 医 院	細 木 一 成	西つつじヶ丘五月台2丁目40-9	24-7131
前 田 歯 科 医 院	前 田 文 義	西つつじヶ丘大山台1丁目16-5	23-8804
ふ じ た 歯 科 医 院	藤 田 幸 彦	南つつじヶ丘大葉台2丁目44-10	29-2800
脇 歯 科 医 院	脇 新 五	南つつじヶ丘桜台2丁目16-10	22-7700

※1…災害時に災害医療情報の収集・把握を行う

風水 2-2-7-1・震災 2-1-10-1

水 防 倉 庫 備 蓄 資 機 材

倉 庫 名	設 置 場 所	P P 袋	縄 玉	杭				掛矢	鎌 鉋 等	鋸	スコ ップ	つる はし	じょ れん	一 輪 車	救命 胴衣	防水 シート
				0.9m	1.2m	1.5m	1.8m									
常 盤 倉 庫	余部町前川原	3,000	27	400	200	1000	100	37	10	10	52	10	30	20	8	50
曾 我 部 〃	南 条	1,000	5	50	100	50	20	5	6	5	10	2	3	5		6
吉 川 〃	吉 田	1,000	5	50	100	50		5	5	4	5	2	3	5	8	5
蒔 田 野 〃	佐 伯	1,000	5	50	100	50		5	5	5	5	2	3	5		5
本 梅 〃	井 手	1,000	5	50	100	50	20	5	6	5	10	2	3	5		6
大 井 〃	並河一丁目	1,000	5	50	100	50	20	5	6	5	10	2	3	5	8	6
千代川 〃	千原一丁目	1,000	5	50	100	50		5	5	4	5	2	3	5	8	5
馬 路 〃	三 ツ 辻	1,000	5	50	100	50	20	5	6	5	10	2	3	5	8	6
旭 〃	年 角	1,000	5	50	100	50		5	5	4	5	2	3	5		5
河 原 林 〃	河 原 尻	1,000	7	100	100	50		7	6	5	7	2	3	5	8	6
保 津 〃	構 ノ 内	1,000	5	50	100	50	20	5	6	5	5	2	3	5	8	6
予 備 倉 庫	東別院	南 掛	500	5	50	50		5	5	5	5					5
	天 川	天 川	500	2	50	50		2	2	2	2					2
	畑 野	千 ケ 畑	500	5	50	50		5	5	5	5					5
	宮 前	宮 川	500	5	50	50		5	5	5	5					5
	千 歳	千 歳	500	2	50	50		2	2	2	2					2
	篠	篠	1,000	2	50	50		2	5	4	2				8	5
合 計		16,500	100	1250	1500	1500	200	110	90	80	145	30	60	70	64	130

風水 2-2-7-2

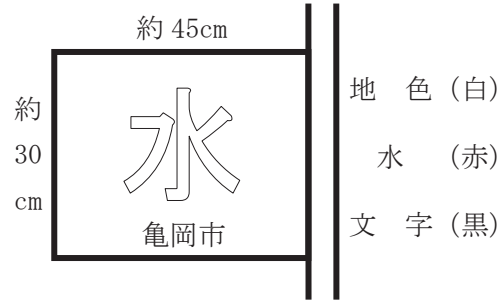
舟 艇 配 置 場 所

種別 \ 区分	数	配 置 場 所	摘 要
舟 艇	1	余部町前川原	ゴムボート（亀岡 3 号）
舟 艇	1	大井町並河 1 丁目	ゴムボート（亀岡 5 号）
舟 艇	1	河原林町勝林島	ゴムボート（亀岡 6 号）
舟 艇	1	吉川町吉田	ゴムボート（亀岡 7 号）
舟 艇	3	篠町柏原	第 8 亀岡丸、ゴムボート 2 艇
舟 艇	1	千代川町北ノ庄	ゴムボート（亀岡 1 号）
舟 艇	1	保津町構ノ内	ゴムボート（亀岡 2 号）

- 注 1 保津町及びその周辺については、保津川遊船企業組合より舟艇を借り上げるものとする。
- 注 2 市域全体の対応については、亀岡消防署及び亀岡市消防団本部の舟艇で対応するものとする。

風水 2-2-7-3

優先通行の標識



水 防 信 号

	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	○ー 休止 約15秒 休止 約15秒 ○ー 約5秒
第2信号	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	○ー 約5秒 休止 約6秒 休止 約6秒 ○ー 約5秒
第3信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	○ー 約10秒 休止 約5秒 休止 約5秒 ○ー 約10秒
第4信号	乱 打	○ー 約1分 休止 約5秒 約1分
備 考	1. 信号は適宜の時間継続すること。 2. 必要あれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3. 危険が去った時は口頭伝達により周知させるものとする。	

- 注
- 第1信号 はん濫注意水位に達したことを知らせるもの。
 - 第2信号 消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。
 - 第3信号 区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
 - 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ちのくべきことを知らせるもの。

水 防 実 施 状 況 報 告 書

〇 〇 分団

	年 月 日 自 時 年 月 日 至 時	被害		堤防	田	畑	家	人員	道路	鉄道
出動人員	消防団員 名 その他 名 計 名	情況		m	ha	ha	戸	人	m	m
水防活動 状況及び 人 員	〇〇川巡視 名 〇〇水防工法 名 〇〇水防工法 名			効 果						
従事人員	消防団員	その他	計	使用車両 そ の 他						
	名	名	名							
使用資機材	吹 P P 枚	縄 玉	杭				その他	備考		
			0.9m	1.2m	1.5m	1.8m				
			本	本	本	本				

注 工法実施の場合は、箇所別、工法別に略図を添付すること。

水防活動実施報告書

水防管理団体名 亀岡市
令和 年 月 日

実施日時	令和 年 月 日		令和 年 月 日まで		mm				
出水の状況	河川名	川	最高水位	m	cm (はん濫注意水位)	m	雨量		
災害原因	河川種別	左岸	1級 2級 準用 普通	実施箇所数	水防活動	延人員	人	水防団員 (消防団員)	その他
		右岸					人		

河川名	水防実施箇所	水防工法	水防実施延長	水防使用資材					計	備考	
				品目	単位	数量	主要資材 金額	その他資材 数量			その他資材 金額
	京都府 亀岡市 町 地 先		水防実施延長								
主要資材	俵、かます、布袋類、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、くぎ、かすがい、じゃかご及び置石			計							

水防生活動費				
使用資材費		食糧費		
主要資材費	その他資材費	小計	機械等借料	食糧費
円	円	円	円	円
備考 (水防状況等)				

(注) 水防活動を実施した河川ごとに作成すること。

別記様式第1号

記号及び受理番号	京 事前第 号	受理年月日	年 月 日
災害 緊急事態応急措置用 地震防災 国民保護措置用	京 事前第 号 災害 緊急事態応急措置用 地震防災 国民保護措置用	緊急通行車両等事前届出書	緊急通行車両等事前届出済証
京都府公安委員会 殿	左記のとおり事前届出を受けたことを証する。	申請者 住所 電話 氏名	年 月 日 京都府公安委員会 印
指定行政機関等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体 (執行機 関を含む。) 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 関係機 関・団体 7 その他	名称	注 1 災害発生時、原子力緊急事態宣言時、警戒宣言発令時又は武力攻撃事態等時に は、この届出済証を最寄りの警察本部 (交通規制課)、警察署、交通検問所等に 提出し、所要の手続を受けてください。 2 この届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき又は記載事項 に変更が生じたときは、事前届出を行った警察署に申し出て再交付又は記載事項 の変更を受けてください。 3 届出済証に係る車両が次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を 行った警察署にこの届出済証を返納してください。
番号標に標示され ている番号	1 警報の発令等 2 消防、水防等応急措置 3 救難・救助・保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設・設備の応急の復旧等 6 清 掃、防疫等保健衛生 7 犯罪の予防、交通の規制等社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の発生の防御、拡大の防止 10 食糧、 医薬品その他の物資の確保 11 放射線量の測定、放射性物質による汚 染の除去 12 輸送及び通信の措置 13 国民生活安定の措置 14 被 害の復旧	住所 氏名	(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 廃車となったとき。 (3) 緊急通行車両等として必要でなくなったとき。
車両の用途 (緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名)	住所 氏名	電話	
使用 者	住 所 氏 名	電 話	
出 発 地	有	無	
京都府外で災害応 急対策に関する活 動計画の有無及び その活動地域	滋賀県・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県 その他 ()	無	
注 この届出書は、2 通作成し、それぞれに、指定行政機関等が保有する車両に係る事前届 出の申請にあつては自動車検査証の写しを、指定公共機関等が保有する車両以外の車両に係 る事前届出の申請にあつては自動車検査証の写し及び輸送協定書等の当該車両を使用して行 う業務の内容を疎明する書類 (輸送協定書等がない場合には、指定行政機関等の上 書等) の写しを添付の上、車両の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。			

別記様式第 5

災 害 緊急事態応急対策用 地震防災 国民保護措置用			緊急通行車両等確認申請書			年 月 日		
京都府公安委員会 殿			申請者 住所			電話		
			氏名			印		
事前届出の有無	有 (届出済証番号) 無							
指定行政機関等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体（執行機関を含む。） 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 関係機関・団体 7 その他							
	名称							
番号標に表示されている番号								
災害・緊急事態・地震防災応急対策又は国民保護措置の内容	1 警報の発令等 2 消防、水防等応急措置 3 救難・救助・保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設・設備の応急の復旧等 6 清掃、防疫等保健衛生 7 犯罪の予防、交通の規制等社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の発生の防御、拡大の防止 10 食糧、医薬品その他の物資の確保 11 放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去 12 輸送及び通信の措置 13 国民生活安定の措置 14 被害の復旧							
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）								
使用者	住所	電話						
	氏名							
通行（輸送）日 時								
通行（輸送）経路	出 発 地			目 的 地				
注 1 届出済証の交付を受けている車両については、この確認申請書を 2 通作成し、当該届出済証を添付の上、最寄りの警察本部（交通規制課）、警察署、交通検問所等に提出してください。 2 届出済証の交付を受けていない車両については、この確認申請書を 2 通作成し、それぞれに、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）の写しを添付の上、最寄りの警察本部（交通規制課）、警察署、交通検問所等に提出してください。								

15

登録(車両)番号

緊 急

有効期限

年月日

21

- 備考 1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

（裏面）

1. 注意事項

- (1) この標章は、車両の見やすいところにはっておくこと。
- (2) 確認された日時が過ぎたときは、はやく警察へかえすこと。

2. 通行を確認する条件

- (1) 上記の注意事項を必ず守ること。
- (2) 通行の確認をうけた目的以外の場合に通行しないこと。
- (3) この条件に違反したときは、通行の確認を取り消すことがある。

別記様式第 4（第 6 条関係）

第 号		緊急通行車両確認証明書		年 月 日
				知 事 印 公安委員会
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号				
車両の用途（緊急輸送 を行う車両にあっては 輸送人員又は品名）				
使 用 者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地	
備 考				

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

救 助 の 種 類		期 間	程 度	方 法
収容施設の 供 与	避 難 所	災害発生の日 から7日以内	設置のため支出できる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）で、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものが利用する福祉避難所を設置した場合は特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費を加算することができる。 （基本額） 避難所設置費 1人1日当たり320円 （加算額） 冬季（10月～3月まで）については、別に定める額を加算する。	1 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に対して行う。 2 学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して行う。
	応 急 仮 設 住 宅	供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項の規定による期限内（最高限度2年以内）	1 1戸当たりの規模は29.7平方メートルを標準とし、その設置のため支出できる費用は、2,621,000円以内とする。 2 居住者の集会等に利用するための1施設当たりの規模及びその設置のための支出できる費用は、別に定める。	1 住家が全壊し、全焼、又は、流失して居住する住家がない者で、かつ自らの資力では住家を得ることができない者に対して行う。 2 同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。 3 高齢者等で日常生活上特別な配慮を要するものが数人以上で利用し、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4の規定による老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を設置することができる。 4 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。 5 災害発生の日から、20日以内に着工し速やかに設置する。

救 助 の 種 類		期 間	程 度		方 法			
炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内	1 支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,080円以内とする。		1 避難所を利用する者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受けて一時縁故地等へ避難する必要がある者に対し行う。 2 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。			
	飲料水供給	災害発生の日から7日以内	支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに給水及び浄水に必要な薬品及び資材の経費とし、当該地域における通常の実費とする。		災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		災害発生の日から10日以内	支出できる費用は、季別、世帯区分により1世帯当たり次の表の額の範囲内とする。 なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。		1 住家の全壊し、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態になったものを含む。この表において同じ。）又は、船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難となった者に対して行う。 2 被害の事情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 (1) 被服、寝具及び身の回り品 (2) 日用品 (3) 炊事用具及び食器 (4) 光熱材料			
			季別	夏 季 4月から9月まで		冬 季 10月から3月まで		
			被害別 世帯区分	全壊、全焼又は流失世帯		半壊、半焼又は床上浸水世帯	全壊、全焼又は流失世帯	半壊、半焼又は床上浸水世帯
			1人世帯	円 18,300		円 6,000	円 30,200	円 9,700
			2人世帯	23,500		8,000	39,200	12,600
			3人世帯	34,600		12,000	54,600	17,900
			4人世帯	41,500		14,600	63,800	21,200
			5人世帯	52,600		18,500	80,300	26,800
			6人以上1人を増すごとに加算する	7,700		2,600	11,000	3,500

救 助 の 種 類		期 間	程 度	方 法
医 療 及 び 助 産	医療（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（この項において「施術者」という。）が行うことができる範囲の施術を含む。）	災害発生の日から14日以内	支出できる費用は、次のとおりとする。 (1) 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 (2) 病院又は診療所による場合、国民健康保険の診療報酬の額以内 (3) 施術者による場合 ア あん摩マッサージ指圧師 社会保険診療報酬点数表（乙表）に準じる額以内 イ はり師、きゅう師及び柔道整復師 知事と関係団体との協定料金の額以内	1 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に行う。 2 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（施術者を含む。）において行う。 3 次の範囲内において行う。 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護
	助 産	分べんした日から7日以内	支出できる費用は、次の額の範囲内とする。 (1) 救護班による場合 使用した衛生材料の実費 (2) 助産師による場合 慣行料金の8割の額以内	1 災害発生の日以前7日以内又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行う。 2 次の範囲内において行う。 (1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の措置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
災害にかかった者の救出		災害発生の日から3日以内	支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。
災害にかかった住宅の応急修理		災害発生の日から1か月以内	1 支出できる費用は、1世帯当たり、567,000円以内とする。 2 1の規定にかかわらず、同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合においては、当該2以上の世帯に対し支出できる費用の総額は、567,000円以内とする。	1 災害のため住家が半壊し、又は半壊して、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければならない程度に住家が半壊（半壊）した者に対して行う。 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分について現物をもって行う。

救 助 の 種 類		期 間	程 度	方 法
学 用 品 の 給 与	教科書（小学校児童及び中学校生徒にあっては教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用しているものをいう。この項において同じ。）	災害発生の日から1か月以内	支出できる費用は、給与するための実費とする。	1 住家の全壊、全焼、流失、半壊又は床上浸水により学用品を喪失し、又はき損し就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して行う。 2 被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 (1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品
	文房具及び通学用品	災害発生の日から15日以内	支出できる費用は、次の額の範囲内とする。 (1) 小学校児童 1人当たり4,200円 (2) 中学校生徒 1人当たり4,500円	
埋 葬		災害発生の日から10日以内	支出できる費用は、死体の応急的処置程度の埋葬とし、次の額の範囲内とする。 (1) 大人（満12歳以上の者をいう。） 1体当たり208,700円 (2) 小人（満12歳未満の者をいう。） 1体当たり167,000円	1 災害の際死亡した者について行う。 2 次の範囲内において原則として棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。 (1) 棺（付属品を含む。） (2) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） (3) 骨つぼ及び骨箱

救 助 の 種 類		期 間	程 度	方 法
死体の搜索 及び処理	死体の搜索	災害発生の日 から10日以内	支出できる費用は、舟艇そ の他搜索のための機械、器具 等の借上費又は購入費、修繕 費、燃料費等とし、当該地域 における通常の実費とする。	災害により現に行方不明 の状態にあり、かつ、各般 の事情により既に死亡して いると推定される者に対し て行う。
	死体の処理 (埋葬を除く。この項 において同じ。)	災害発生の日 から10日以内	支出できる費用は、次の額 の範囲内とする。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒 等の処置 1 体当たり3,400円 (2) 死体の一時保存 ア 既存建物を利用する場 合 当該施設の借上費につ いて通常の実費 イ 既存建物を利用できな い場合 1 体当たり5,300円 ただし、死体の一時保存 にドライアイスの購入費 等の経費が必要な場合に は当該地域における通常 の実費を加算する。 (3) 検案（救護班により行う ことができない場合に限 る。） 当該地域における慣行料 金の額	1 災害の際、死亡した者 について、死体に関する 処理を行う。 2 次の範囲内において行 う。 (1) 死体の洗浄、縫合 せ、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案 3 検案は、原則として救 護班によって行う。
災害によっ て住居又は その周辺に 運ばれた土 石、竹木等 で、日常生 活に著しい 支障を及ぼ しているもの（この項 において 「障害物」 という。） の除去		災害発生の日 から10日以内	1 支出できる費用は、ロー プ、スコップその他除去の ため必要な機械、器具等 の借上費又は購入費及び輸 送費、賃金職員等雇上費等 とし、1世帯当たり134,300 円以内とする。 2 1の規定にかかわらず、 同一住家（1戸）に2以上 の世帯が居住している場合 においては、当該2以上の 世帯に対し、支出できる費 用の総額は134,300円以内 とする。	居室、炊事場等生活に欠 くことのできない部分又は 玄関等に障害物が運びこま れているため一時的に居住 できない状態にあり、かつ、 自らの資力をもってしては、 当該障害物を除去するこ とができない者に対し て行う。
応急救助の ための輸送 費及び賃金 職員等雇上 費の支給		当該救助の実 施が認められ る期間以内	支出できる費用は、当該地 域における通常の実費とする	次の範囲内において行 う。 (1) 被災者の避難 (2) 医療及び助産 (3) 災害にかかった者の救 出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の搜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分

風水2-3-2-1・震災2-2-2-1

1. 指定緊急避難場所（指定避難所）

①

名 称	所 在 地	異常な気象等の区分						施設面積	グラウンド面積	指定避難 所を兼ね る施設
		洪水	内水 氾濫	崖崩れ	土石流	地震	大規模 火災			
亀岡中学校〔体育館〕	内丸町13	○	○	○	○	○	○	2,110㎡	7,146㎡	○
亀岡小学校〔体育館〕	内丸町15	○	○	○	○	○	○	1,273㎡	5,610㎡	○
城西小学校〔体育館〕	余部町前河原46	○	○	○	○	○	○	725㎡	6,121㎡	○
ガレリアかめおか	余部町宝久保1-1	○	○	○	○	○	○	14,753㎡	5,500㎡	○
亀岡市役所市民ホール	安町野々神8	○	○	○	○	○	○	270㎡	—	○
亀岡地区自治会館	安町釜ヶ前9-4	○	○	○	○	○	○	175㎡	—	○
かめきたサンガ広場 （指定緊急避難場所）	追分町一本木7-1	×	×	○	○	○	○	—	2,590㎡	×
旧別院中学校〔体育館〕	東別院町南掛一ノ坪1	○	○	○	×	○	○	685㎡	5,181㎡	○
東別院小学校〔体育館〕	東別院町東掛岩脇6	○	○	×	×	○	○	892㎡	3,287㎡	○
東別院公民館	東別院町南掛藤ヶ瀬3-1	○	○	○	×	×	○	40㎡	—	○
東別院町ふれあいセンター	東別院町東掛一アン15	○	○	○	○	×	○	383㎡	—	○
西別院小学校〔体育館〕	西別院町柚原佃24	○	○	×	○	○	○	509㎡	2,692㎡	○
西別院生涯学習センター	西別院町柚原佃17	○	○	×	○	○	○	153㎡	—	○
犬甘野児童館	犬甘野霜ノ下2,3,4	○	○	×	○	×	○	96㎡	—	○
曾我部小学校〔体育館〕	曾我部町南条荒水代1	○	○	○	○	○	○	897㎡	4,970㎡	○
曾我部公民館	曾我部町南条北荒水代4-1	○	○	○	○	×	○	551㎡	—	○
吉川小学校〔体育館〕	吉川町穴川平田17	○	○	○	○	○	○	497㎡	6,424㎡	○
亀岡運動公園プール管理棟	吉川町吉田上河原24	○	○	○	○	○	○	106㎡	—	○
亀岡運動公園〔体育館〕	曾我部町穴太土淵33-1	○	○	○	○	○	○	3,059㎡	—	○
南桑中学校〔体育館〕	穂田野町太田丸橋1	○	○	○	○	○	○	1,136㎡	9,310㎡	○

②

名 称	所 在 地	異常な気象等の区分						施設面積	グラウンド面積	指定避難 所を兼ね る施設
		洪水	内水 氾濫	崖崩れ	土石流	地震	大規模 火災			
樟 田 野 小 学 校 [体育館]	樟田野町佐伯源ノ坊18	○	○	○	○	○	○	805㎡	6,193㎡	○
樟田野生涯学習センター	樟田野町佐伯西ノ辻9-1	○	○	○	○	○	○	204㎡	—	○
人 権 福 祉 セ ン タ ー	樟田野町佐伯琴敷78-1	○	○	○	○	○	○	143㎡	—	○
育 親 学 園 [体育館]	本梅町中野和田山1-2	○	○	○	○	○	○	685㎡	9,766㎡	○
旧 本 梅 小 学 校 [体育館]	本梅町井手早田垣内23	○	○	○	○	○	○	493㎡	3,471㎡	○
ほんめ町ふれあいセンター	本梅町井手梅原3	○	○	○	○	×	○	266㎡	—	○
旧 畑 野 小 学 校 [体育館]	畑野町千ヶ畑西山5	○	○	○	×	○	○	680㎡	2,641㎡	○
畑 野 町 公 民 館	畑野町千ヶ畑西山5-1	○	○	○	×	×	○	200㎡	—	○
旧 青 野 小 学 校 [体育館]	宮前町宮川青野29	○	○	○	○	○	○	532㎡	2,147㎡	○
亀 岡 市 交 流 会 館	宮前町神前長野15	○	○	○	×	○	○	874㎡	—	○
森の自然こども園東本梅	東本梅町東大谷生子田69	○	○	○	○	○	○	450㎡	373㎡	○
東本梅町ふれあいセンター (東本梅営農センター)	東本梅町赤熊蟻間町35-1	○	○	○	○	○	○	203㎡	—	○
大 成 中 学 校 [体育館]	大井町土田1丁目5-7	○	○	○	○	○	○	979㎡	11,366㎡	○
大 井 小 学 校 [体育館]	大井町並河1丁目3-1	○	○	○	○	○	○	699㎡	4,610㎡	○
大井生涯学習センター	大井町土田2丁目11-20-201	○	○	○	○	○	○	292㎡	—	○
亀 岡 市 立 幼 稚 園	大井町並河検見ヶ上7	○	○	○	○	○	○	230㎡	1,479㎡	○
千代川小学校[体育館]	千代川町北ノ庄国主ヶ森21	○	○	○	○	○	○	700㎡	5,124㎡	○
千代川町自治会館	千代川町北ノ庄国主ヶ森19	○	○	○	○	○	○	250㎡	—	○
亀岡川東学園[体育館]	馬路町溝ノ上14-4	○	○	○	○	○	○	1,665㎡	10,528㎡	○

名 称	所 在 地	異常な気象等の区分						施設面積	グランド面積	指定避難 所を兼ね る施設
		洪水	内水 氾濫	崖崩れ	土石流	地震	大規模 火災			
馬路生涯学習センター	馬路町流川2-1	○	○	○	○	○	○	330㎡	—	○
馬路文化センター	馬路町小米田45-4	○	○	○	○	×	○	116㎡	—	○
旭コミュニティセンター	旭町年角25	○	○	○	○	×	○	39㎡	—	○
千歳町自治会館	千歳町千歳垣根2-3	○	○	○	×	○	○	219㎡	—	○
さくら公園体育館	千歳町国分後田1	○	○	○	○	○	○	1,419㎡	15,000㎡	○
河原林生涯学習センター	河原林町河原尻上六反田9-1	○	○	○	○	○	○	184㎡	—	○
保津小学校〔体育館〕	保津町構ノ内20	○	○	○	×	○	○	700㎡	2,169㎡	○
保津町公民館	保津町構ノ内53	○	○	○	○	×	○	216㎡	—	○
保津文化センター	保津町式番11-1	○	○	○	○	○	○	128㎡	—	○
東輝中学校〔体育館〕	篠町広田3丁目28-1	○	○	○	○	○	○	1,017㎡	11,430㎡	○
詳徳中学校〔体育館〕	篠町柏原中又7	○	○	○	○	○	○	981㎡	8,906㎡	○
安詳小学校〔体育館〕	篠町篠中北裏68	○	○	○	○	○	○	1,266㎡	4,358㎡	○
詳徳小学校〔体育館〕	篠町柏原田中3-1	○	○	○	○	○	○	737㎡	6,694㎡	○
篠公民館（自治会館）	篠町篠中北裏68	○	○	○	○	×	○	168㎡	—	○
東部文化センター	篠町野条イカノ辻南76	○	○	○	○	○	○	185㎡	—	○
東つじヶ丘ふれあいセンター	東つじヶ丘都台3丁目6-7	○	○	○	○	○	○	224㎡	—	○
西つじヶ丘ふれあいセンター	西つじヶ丘大山台1丁目 12-13	○	○	○	○	○	○	212㎡	—	○
つじヶ丘小学校〔体育館〕	西つじヶ丘霧島台1丁目1	○	○	○	○	○	○	828㎡	8,500㎡	○
南つじヶ丘コミュニティセンター	南つじヶ丘大葉台2丁目43-1	○	○	○	○	○	○	222㎡	—	○
南つじヶ丘小学校〔体育館〕	南つじヶ丘大葉台2丁目28-1	○	○	○	○	○	○	910㎡	9,186㎡	○

2. 臨時避難場所

名 称	所 在 地	施設面積	グラウンド面積
京都府立亀岡高等学校（体育館・格技場）	横町23	2,354㎡	——
大本本部（第二安生館）	荒塚町内丸1	㎡	——
ニチコン亀岡株式会社（食堂他）	北古世町2丁目15-1	900㎡	——
洛南高等学校グラウンド	下矢田町茶臼山地内	——	13,200㎡
京都先端科学大学（グラウンド・体育館）※2	曾我部町南条大谷1-1	1,400㎡	18,196㎡
京都・ ^{けぶりかわ} 煙河（亀岡ハイツ）（多目的ホール）	本梅町平松泥ヶ渕1-1	260㎡	——
イトン株式会社京都事業所（テニスコート）	大井町北金岐柿木原35	——	1,000㎡
京都府立丹波支援学校亀岡分校（プレイルー	千代川町湯井巽筋38	200㎡	——
千代川こども園（遊戯室）	千代川町千原片ホコ15	258㎡	——
千代川幼稚園（教室・遊戯室・運動場）※1	千代川町小川3丁目5-11	676㎡	1,500㎡
京都府立南丹高等学校（体育館・格技場）※1	馬路町中島1	1,840㎡	——
アル・プラザ亀岡（駐車場）	篠町野条上又11-1	㎡	——
めぐみの園保育園（ホール）	篠町広田2丁目17-18	180㎡	——
(株)ニッシン デンタルマテリアルF.C.（食堂他）	亀岡市旭町樋ノ口88	198㎡	——
亀岡あゆみ保育園	篠町篠下中筋45-1	㎡	——
小城製薬株式会社 亀岡工場	大井町並河若宮筋57	132㎡	——
京都タクシー株式会社	余部町大塚24-1	256㎡	——
ケアハウス朝野	北古世町1丁目11	200㎡	——
くわの実保育園（遊戯室）	三宅町1丁目3-21	60.52㎡	——
サンガスタジアム byKYOCERA	追分町	2,150㎡	——
上西山あゆみ保育園（ホール）	篠町篠上西山8-1	172㎡	——

※1 浸水のおそれのある地域内にあるため、災害の状況に応じて利用

※2 土砂災害のおそれのある地域内にあるため、災害の状況に応じて利用

3. 広域避難場所

名 称	所 在 地
亀岡運動公園※1	曾我部町穴太地内
月読橋球技場※1	馬路町三軒屋先地内
大堰川緑地東公園※1	保津町地内

※1 浸水のおそれのある地域内にあるため、災害の状況に応じて利用

4. 福祉避難所

①

名 称	所 在 地
特別養護老人ホーム亀岡園	河原林町河原尻上砂股100
特別養護老人ホーム第二亀岡園※2	蕨田野町奥条古畑2
特別養護老人ホーム亀岡友愛園※2	本梅町平松ナベ倉12
特別養護老人ホーム亀岡たなばたの郷※2	余部町谷川尻5
介護老人保健施設こもれび※2	千代川町北ノ庄向条24番地
介護老人保健施設陽生苑	篠町篠洗川47-1
社会福祉法人花ノ木医療福祉センター	大井町小金岐北浦37-1

※2 土砂災害のおそれのある地域内にあるため、災害の状況に応じて利用

名 称	所 在 地
社会福祉法人松花苑かしのき	大井町小金岐北浦 1 6
社会福祉法人松花苑みずのき	河原林町河原尻下五丹 1 2
亀岡市総合福祉センター	内丸町 4 5 - 1

5. 一時避難施設・避難場所【一時的に自主避難する施設・場所】

町 名	名 称	所 在 地
亀 岡 地 区	三 宅 住 民 セ ン タ ー	三宅町12
	東 部 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	西堅町10
	亀 岡 市 文 化 資 料 館 ※ 1	古世町中内坪 1
	亀 岡 市 立 図 書 館 中 央 館	内丸町26
	亀岡地区コミュニティセンター※1	下矢田町条ノ鼻9
	第 六 保 育 所	北河原町1丁目1-1
	余 部 町 公 民 館	余部町下条23
	第二中矢田町自治会会議所	中矢田町岸ノ上1-1
	あさひヶ丘自治会会議所	下矢田町4丁目3-14
東 別 院 町	栢 原 公 民 館	栢原才ノ下18
	桜 塚 ク リ ー ン セ ン タ ー	小泉桜塚6-6
	小 泉 公 民 館	小泉朽谷26-1
	南 掛 生 涯 学 習 セ ン タ ー	南掛西ノ岡26
	大 野 区 公 民 館	大野下羅19
	倉 谷 公 民 館 ※ 2	倉谷東谷55
	鎌 倉 雁 松 区 集 会 所	鎌倉雁松9-39
	湯 谷 集 会 所	湯谷西条21-5
	見 立 自 治 会 館	鎌倉見立19-171
	エ コ ト ピ ア 亀 岡	大野法華1
西 別 院 町	笑 路 ア メ ニ テ ィ ホ ー ル	笑路西畑46
	犬 甘 野 上 ノ 谷 公 民 館	犬甘野上泓
	犬 甘 野 営 農 セ ン タ ー ※ 2	犬甘野樋ノ口1-2
	万 願 寺 区 公 民 館	万願寺長貫田4-2
	柚 原 公 民 館 ※ 2	柚原北谷3
	神 地 区 公 民 館 ※ 2	神地高ノ山19-4
曾 我 部 町	春 日 部 区 公 民 館 ※ 2	春日部瀧ノ下34-4
	寺 区 公 民 館 ※ 2	寺広畑12
	法 貴 生 涯 学 習 セ ン タ ー ※ 2	法貴茶屋下又20-1
	中 部 保 育 所 ※ 1	穴太川原口34-1

町 名	名 称	所 在 地
曾 我 部 町	南 条 俱 楽 部※ 1	南条屋敷27
	重 利 俱 楽 部※ 1	重利軍垂40
	夫 婦 池 生 涯 学 習 セ ン タ ー	犬飼池ノ北24-142
吉 川 町	穴 川 俱 楽 部※ 1	穴川深田23-1
	吉川町ふれあい広場(避難場所)※ 1	吉田沢地内
	亀 岡 市 都 市 緑 花 協 会※ 1	穴川背戸田29
	吉 田 東 会 議 所	吉田天田17
薊 田 野 町	佐 伯 公 民 館	佐伯大日堂1-1
	サ ン ラ イ ズ 下 佐 伯	佐伯西勝寺35-1
	天 川 公 園 (避 難 場 所)	曾我部町穴太二ツ池地内
	太 田 区 集 会 所	太田竹ヶ花12-1
	鹿 谷 生 涯 学 習 セ ン タ ー	鹿谷下条79
	柿 花 会 議 所	柿花畑ヶ中68
	奥 条 公 民 館	奥条大仲17
本 梅 町	西 加 舎 公 民 館	西加舎塩賀14-1
	東 加 舎 学 遊 館	東加舎九日田7
	グリーンタウン区学遊館※ 2	平松ナベ倉6-14
	平 松 台 区 集 会 所	平松八百分2-86
	平 松 公 民 館	平松坂東垣内4-2
畑 野 町	千 ケ 畑 公 民 館	千ヶ畑中間20
	土 ケ 畑 公 民 館	土ヶ畑堂ノ下19
	広 野 営 農 セ ン タ ー	広野射場41
宮 前 町	宮 川 区 公 民 館	宮川谷ノ下103
	猪 倉 公 民 館	猪倉森ノ下10
	神 前 ふ れ あ い セ ン タ ー	神前上段川46
	湯 の 花 平 集 会 所	猪倉町ヶ谷156
	国際広場球技場(避難場所)※ 2	神前北山1-2
東 本 梅 町	赤 熊 公 民 館	赤熊南垣内22
	東 大 谷 集 会 所	東大谷生子田10-1
	大 内 営 農 セ ン タ ー※ 2	大内谷口30
	松 熊 集 会 所※ 2	松熊朝ヶ谷3-3
	中 野 ふ れ あ い セ ン タ ー	中野南垣内10-1
	あせびの郷クラブハウス	大内大坪1
	東本梅グラウンド(避難場所)※ 1	東大谷生子田68

町 名	名 称	所 在 地
大 井 町	並 河 公 民 館	並河1丁目21-1
	土 田 公 民 館	土田1丁目17-26
	か す み ケ 丘 集 会 所	かすみヶ丘14-9
	西かすみヶ丘区ふれあいセンター※1	土田2丁目
	南 金 岐 倶 楽 部	南金岐清水28
	緑 ケ 丘 区 集 会 所	小金岐2丁目31-46・47
	小 金 岐 区 会 議 所	小金岐馬場崎21
千 代 川 町	湯 井 公 民 館	湯井中筋100-1
	高野林学習センター※1	高野林高ノ畑5, 6, 7
	小 川 第 二 区 集 会 所※1	小川2丁目17-20
	今 津 区 民 ホ ー ル※1	今津2丁目19
馬 路 町	池 尻 公 民 館	池尻60-1
	三ツ辻公園(避難場所)※1	小米田地内
旭 町	美 濃 田 区 公 民 館	里垣内58-1
	杉 区 公 民 館	仲垣内3
	山 階 区 公 民 館	井戸ノ下211-2
	郷 ノ 口 公 民 館	野田
	印 地 区 公 民 館	宮ノ元3
	旭 公 園 (避 難 場 所)	年角地内
千 歳 町	毘沙門区生涯学習センター※2	毘沙門向畑21
	江 島 里 公 民 館※2	千歳横井65
	中 村 営 農 集 会 所※2	千歳垣根1
	七谷川野外活動センター※2	千歳南山40
	北谷区生涯学習センター※2	千歳白髭35-1
	出 雲 会 議 所 ※ 2	千歳南所26
	出 雲 台 区 集 会 所※2	千歳北所79-2
	さくら公園(避難場所)	国分後田地内
	小 口 区 会 議 所※2	千歳溝川51-2
	国 分 公 民 館※2	国分西垣内15-1
河 原 林 町	中 町 生 涯 塾※1	河原尻上六反田6-1
	綾 町 会 議 所	河原尻綾垣内33-1
	高 野 町 倶 楽 部	河原尻綾垣内6-2
	勝 林 島 会 議 所※1	勝林島稲荷10
	農業公園(避難場所)※1	河原尻地内
	東 町 会 議 所	河原尻東垣内59-1
	河 原 尻 北 区 会 議 所※1	河原尻北垣内11

町 名	名 称	所 在 地
保 津 町	保 津 保 育 所	五番60-2
	保津ヶ丘文化センター※2	上火無28-3
	第 六 区 公 民 館 ※ 2	今石10
篠 町	東 部 保 育 所	野条下川1
	八 幡 会 館	篠八幡裏4
	山 本 公 民 館※2	山本中条34
	馬 堀 公 民 館	馬堀東垣内14
	柏 原 公 民 館	柏原町頭42
	森 区 公 民 館	森下垣内66-4
	野 条 公 民 館	野条イカノ辻北10
	野 条 公 園（ 避 難 場 所 ）	野条イカノ辻南地内
	第 二 紫 明 区 集 会 所	馬堀池ノ下37-29
	第 二 見 晴 区 集 会 所	見晴3丁目16-2
	第 三 見 晴 区 集 会 所	見晴2丁目4-1
	第 五 見 晴 区 集 会 所	見晴5丁目12-13
	第 六 見 晴 区 集 会 所	見晴1丁目13
	第 七 見 晴 区 集 会 所	見晴6丁目4-2, 4-3
	森 東 区 集 会 所	森下垣内66-15
	西 山 区 集 会 所※2	王子唐櫃越1-51
	フ ェ ス タ 区 集 会 所	篠下西山13-143
	東 夕 日 ヶ 丘 集 会 所	夕日ヶ丘1丁目1-13
東つつじヶ丘	曙 台 4 丁 目 集 会 所	曙台4丁目30-1
	東つつじヶ丘公園（避難場所）	都台2丁目
	前 山 東 公 園（ 避 難 場 所 ）	曙台4丁目
南つつじヶ丘	大 葉 台 1 丁 目 集 会 所	大葉台1丁目30-2
	大 葉 台 2 丁 目 集 会 所	大葉台2丁目43-3
	桜 台 1 丁 目 集 会 所	桜台1丁目11-1
	桜 台 2 丁 目 集 会 所	桜台2丁目6-1
	桜 台 3 丁 目 集 会 所	桜台3丁目16-1
	桜 台 4 丁 目 集 会 所	桜台4丁目14-3
	長 坂 公 園（ 避 難 場 所 ）	大葉台1丁目
	城 山 公 園（ 避 難 場 所 ）	大葉台1丁目
	大 葉 台 公 園（ 避 難 場 所 ）	大葉台2丁目
	大 日 谷 公 園（ 避 難 場 所 ）	桜台2丁目
	桜 台 公 園（ 避 難 場 所 ）	桜台1丁目
	ひ の き 谷 公 園（ 避 難 場 所 ）	桜台3丁目

※1 浸水のおそれのある地域内にあるため、災害の状況に応じて利用

※2 土砂災害のおそれのある地域内にあるため、災害の状況に応じて利用

避難者名簿（各世帯）

避難所名 _____ 月 _____ 日 _____ No. _____

住所 _____ アパート・マンション名 _____

電話 _____（緊急連絡先）_____

住宅の被災状況（該当するものに○を付けてください。）

1 全壊	2 全焼	3 半壊	4 半焼	5 一部損壊	6 無被害
1 停電	2 断水	3 ガス停止			

世帯の状況（同居中の世帯全員について記入してください。）

No.	(ふりがな) 氏 名	続 柄	性 別	生 年 月 日	年 齢	現在の状況 (健康状態等)
1	()	世帯主		M T S H R 年 月 日		
2	()			M T S H R 年 月 日		
3	()			M T S H R 年 月 日		
4	()			M T S H R 年 月 日		
5	()			M T S H R 年 月 日		
6	()			M T S H R 年 月 日		

この避難所に避難している方は、
No.に○を付けてください。

避難所におられる家族の人数 _____ 人

同行避難ペット数 _____ 頭 ()

※ 現在行方不明の家族については、別紙の行方不明者名簿を記入してください。

上記の内容確認者（避難所の職員、又は避難所自治組織の担当者）

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

確認者 氏名 _____

避難者収容記録簿

No. _____

避難所名 _____

No.	世帯主名	氏 名	年齢	性別	住 所	備 考 (家族の 不明者等)	避難日	撤去日

※ 原則として世帯毎にまとめること。

行 方 不 明 者 名 簿

種 別	身元不明 身元引受人 1. 行方不明者 2. の遺体 3. のない遺体 4. その他						受付 番号	
氏 名		性 別		年 齢	歳位	受付者 氏 名		
住 所							届 出 人 (氏名) (住所) (電話)	
遺 体 の 現 場								
識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）								
種 別	身元不明 身元引受人 1. 行方不明者 2. の遺体 3. のない遺体 4. その他						受付 番号	
氏 名		性 別		年 齢	歳位	受付者 氏 名		
住 所							届 出 人 (氏名) (住所) (電話)	
遺 体 の 現 場								
識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）								

氏 名 札

亀岡市災害死体 第 号
氏 名

遺 体 処 理 票

災 害 死 体 番 号		
死 亡 者	氏 名	
	住 所	
	死 亡 年 月 日	
	死 亡 原 因	
	遺 体 発 見 の 日 時 ・ 場 所	
引 受 人	氏 名	
	住 所	
	死 亡 者 と の 関 係	
	引 取 年 月 日	
遺 留 品	処 理 番 号	
	保 管 所	
備考（身元不明の場合は、遺体の特徴等を詳細に記入する）		
遺 体 収 容 所		

遺 留 品 処 理 票

遺留品処理番号		
遺 留 品		
引 受 人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との 関 係	
	引取年月日	
死 亡 者	死 体 番 号	
	氏 名	
	住 所	
遺留品保管所		

遺 體 処 理 台 帳

[illegible]

公 用 負 担 命 令 権 限 証			
		○ ○ 消防団	○ ○ 分団長
		何	某
上の者に × × の区域における水防法第21条第1項の権限行使 を委任したことを証明する。			
年	月	日	時
亀岡市長		何	某

第 号			
公 用 負 担 命 令 書			
目 的 物	種 類	数 量 (枚)	
負担の内容	使 用	収 用	処分等
年 月 日 時 様			
亀岡市長		何	某
受 任 者		何	某

参考－ 1

○亀岡市防災会議条例

昭和38年8月1日

条例第12号

改正 昭和42年10月11日 条例第31号

昭和57年4月1日 条例第21号

昭和60年10月1日 条例第16号

平成5年9月28日 条例第26号

平成8年3月29日 条例第13号

平成12年3月30日 条例第4号

平成16年2月17日 条例第2号

平成17年12月22日 条例第58号

平成18年12月22日 条例第35号

平成24年10月2日 条例第25号

平成29年6月27日 条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、
亀岡市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関する事項を定めるものとする。

(昭57条例21・昭60条例16・平12条例4・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 亀岡市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(昭57条例21・昭60条例16・平24条例25・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員、京都府知事の部内の職員及び京都府警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

- (2) 副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び教育長
 - (3) 市長が職員のうちから任命する者
 - (4) 消防団長
 - (5) 京都中部広域消防組合消防本部の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者
- 6 委員の定数は、40人以内とする。
- 7 第5項第6号、第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(昭42条例31・昭57条例21・昭60条例16・平5条例26・平8条例13・平16条例2・平17
条例58・平18条例35・平24条例25・平29条例18・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、府の職員、市の職員、京都中部広域消防組合の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(昭57条例21・一部改正)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(昭60条例16・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和42年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年条例第21号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年条例第13号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成8年規則第17号で平成8年6月1日から施行)

附 則 (平成12年条例第4号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年条例第2号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第58号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第35号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年条例第31号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

亀岡市防災会議委員名簿

会長 亀岡市長

選出区分	現 職
学識経験者	亀岡市議会議長
	亀岡市議会総務文教常任委員長
	亀岡市議会環境市民厚生常任委員長
	亀岡市議会産業建設常任委員長
	亀岡市自治会連合会長
	亀岡市社会福祉協議会理事
	(学識経験者)
指定地方行政機関の職員、京都府知事の部内の職員及び京都府警察の警察官	京都府南丹広域振興局
	地域連携・振興部長
	京都府南丹保健所長
	京都府南丹土木事務所長
	京都府亀岡警察署長
	近畿農政局地方参事官（京都府担当）
京都中部広域消防組合の職員	京都中部広域消防組合
	亀岡消防署長
消防団長	亀岡市消防団長
指定公共機関の職員	西日本電信電話株式会社
	京都支店設備部長
	関西電力送配電株式会社京都本部
	京都配電営業所長
	大阪ガスネットワーク株式会社
	京滋事業部長
	(一社)京都府LPガス協会
	亀岡支部長
	西日本高速道路株式会社関西支社
	亀岡高速道路事務所長
	独立行政法人水資源機構
	日吉ダム管理所長
市長が特に必要と認める者	陸上自衛隊福知山駐屯地第七普通科連隊第三中隊長
副市長	副市長
病院事業管理者	亀岡市病院事業管理者
教育長	亀岡市教育長
市長部局等の職員	市長公室長
	政策企画部長
	生涯学習部長
	総務部長兼危機管理監
	環境先進都市推進部長
	市民生活部長
	健康福祉部長
	こども未来部長
	産業観光部長
	まちづくり推進部長
	上下水道部長
	市立病院管理部長
	教育部長
	会計管理室長

令和7年3月末現在

亀岡市災害対策本部条例

昭和38年8月1日

条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき亀岡市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭60条例16・平24条例25・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、市長が定める。

(昭60条例16・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市災害対策本部条例施行規則

昭和48年8月16日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市災害対策本部条例（昭和38年亀岡市条例第13号）第4条の規定に基づき、亀岡市災害対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項等を定めるものとする。
(昭60規則18・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 災害 市内における暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他大規模な事故により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 応急対策 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものをいう。

(平24規則37・一部改正)

(服務の基準)

第3条 職員は、常に災害の予防及び災害の誘発防止に努めるとともに、災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある場合には、迅速かつ適切な応急対策を行うよう努めなければならない。

(平24規則37・一部改正)

(防災関係事項の協議)

第4条 防災に関連のある応急対策その他の事業を行おうとするとき、又は法令、通達等に基づいて京都府その他の関係機関に災害関係の報告をしようとするときは、危機管理監に協議又は連絡しなければならない。

(平24規則37・平26規則7・一部改正)

(災害警戒本部)

第5条 自治防災課長は、災害対策本部設置前の体制として、台風及び降雨等の状況を把握し、水防活動又は災害対策本部設置の要否の判断資料を得るため必要があると認めるときは、副市長及び危機管理監と協議して亀岡市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、情報収集にあたるものとする。

2 警戒本部は、別表第1に定める災害警戒本部配備計画表に基づき配備する。

(昭60規則18・昭62規則15・平18規則28・平19規則13・平22規則9・平24規則37・平26規則7・一部改正)

(対策本部の設置、閉鎖)

第6条 市長は、市の地域について災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定による亀岡市地域防災計画の定めるところにより対策本部を設置し、閉鎖するものとする。

2 市長は、前項の規定により対策本部を設置し、又は閉鎖したときは、その旨を公告するものとする。

(本部長等)

第7条 対策本部に、本部長、副本部長、副本部長補佐及び本部員を置く。

2 本部長には市長を、副本部長には副市長を、副本部長補佐には上下水道事業管理者、病院事業管理者及び教育長を、本部員には危機管理監及び部長等（亀岡市事務分掌規則（平成12年亀岡市規則第2号）第3条に規定する部長及びこれに相当する職にある職員をいう。）をもって充てる。

(昭60規則18・全改、昭62規則15・昭62規則19・平4規則14・平7規則5・平8規則21・平12規則24・平15規則23・平16規則9・平18規則28・平19規則13・平24規則37・平26規則7・一部改正)

(対策本部会議)

第8条 対策本部会議は、本部長、副本部長、副本部長補佐及び本部員で構成する。

2 対策本部会議は、本部長が招集し、災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針を決定する。

(昭60規則18・全改)

(部及び班)

第9条 対策本部に別表第2に掲げる部及び班を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

2 前項の部に部長、班に班長を置き、必要があるときは部に副部長、班に副班長を置くことができる。

3 第1項の班に必要があるときは、掛を置くことができる。

4 部長及び班長は、本部長の命を受け、部又は班に属する事務を掌理する。

5 副部長及び副班長は、部長又は班長を補佐し、部長又は班長に事故があるときはその職務を代理する。

(昭60規則18・全改)

(部等の編成)

第10条 前条の部、班及び掛の編成並びに分掌事務の細目は、別に亀岡市災害対策本部活用計画（以下「活用計画」という。）において定める。

(昭60規則18・全改)

(各部の運営)

第11条 本部長は、対策本部の部、班及び掛について、その事務処理上前条の活用計画によることが適当でないと認められる事態が発生したときは、これを変更することができる。

2 前項に定めるもののほか、各部の運営に関し必要な事項は、当該各部長が定める。

(昭60規則18・全改)

(本部要員の動員)

第12条 本部要員（対策本部の部の各班に所属する職員をいう。）は、活用計画に定めるところにより動員する。

2 本部長は、災害の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、前項の動員数の増減を指示することができる。

3 前2項に定めるもののほか、動員について必要な事項は、その都度本部長が指示する。

(昭60規則18・全改、平24規則37・一部改正)

(関係機関に対する連絡及び要請)

第13条 本部長は、災害の状況に応じ、別表第3に掲げる関係機関に対し、連絡又は必要な

措置を講じるよう要請をするものとする。

(昭60規則18・全改、平24規則37・一部改正)

(予報、警報等の通報)

第14条 災害対策基本法等に基づく災害に関する予報、警報その他の気象注意報等の通報は、
亀岡市地域防災計画に定める連絡系統により通報連絡するものとする。

(防災訓練)

第15条 災害時における応急対策を迅速かつ的確に実施するため、動員、通信連絡、救助及び水防等に関し必要に応じて防災訓練を行うものとする。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

(以下、附則は省略)

別表第1【災害警戒本部配備計画表】	}	計画本文中に掲載しているため省略
別表第2【災害対策本部事務分掌】		
別表第3【防災関係機関】		

亀岡市災害見舞金等支給要綱

平成7年3月6日

告示第28号

(目的)

第1条 この要綱は、亀岡市内における災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）に定める災害を除く。以下「災害」という。）により人命、住家に被害を受けた者に対し災害見舞金を支給し、自立更生の助長促進の一助とすることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 天災（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然現象をいう。）及び人災（火災、不慮の事故等で市長が救済の必要があると認めた災害をいう。）をいう。
- (2) 死亡者 災害により死亡した者をいう。
- (3) 住家 居住のため使用している建物をいう。
- (4) 世帯 生計を一にしている生活の単位をいう。
- (5) 全焼（壊）・流出 住家が滅失した者で、住家の焼失、損壊若しくは流出した部分がその住家の延床面積の70パーセント以上に達したものをいう。
- (6) 半焼（壊） 住家の焼失、損壊した部分がその住家の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満のものをいう。
- (7) 部分焼 住家の焼失が、その住家の延床面積の10パーセント以上20パーセント未満のものをいう。
- (8) 床上浸水 家屋の全壊・半壊には該当しないが、住家の床より上に浸水したもの又は土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。

(適用の範囲)

第3条 災害見舞金を受けることができる者は、次の各号の一に該当する者で災害発生時に亀岡市内に居住し、住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録証明書の交付を受けている者とする。

- (1) 災害により死亡した場合
- (2) 住家が全焼（壊）・流出した場合
- (3) 住家が半焼（壊）した場合
- (4) 住家が部分焼した場合
- (5) 住家が床上浸水した場合
- (6) 前各号のほか、市長が特に認めた災害を被った場合

(災害見舞金)

第4条 災害見舞金は、次に掲げる額でその都度市長が認めた額とし、その世帯主に対し支給するものとする。ただし、亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年亀岡市条例第25号。以下「条例」という。）第9条の規定による災害障害見舞金を支給されることとなる場合は、支給しない。

(1) 全焼（壊）・流出	1世帯当たり 100,000円以内
(2) 半焼（壊）	1世帯当たり 50,000円以内
(3) 被災により、30日以上入院を要するとき	1人当たり 50,000円以内
(4) 部分焼	1世帯当たり 20,000円以内
(5) 床上浸水	1世帯当たり 30,000円以内
(6) その他の災害 (災害弔慰金)	1人当たり 30,000円以内

第5条 市民が災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、次により災害弔慰金を支給するものとする。ただし、条例第3条の規定による災害弔慰金を支給されることとなる場合は、支給しない。

- (1) 世帯主が死亡したとき 100,000円以内
- (2) 世帯主以外の者が死亡したとき 50,000円以内

2 前項の災害弔慰金を支給する遺族の範囲及びその順位は、条例第4条に定めるところによる。

3 条例第4条に定める遺族が存在しない場合にあっては、死亡者の葬祭を行う者として市長が認定した者に対し、災害弔慰金を支給することができるものとし、その額は30,000円以内とする。

(支給の制限)

第6条 災害発生の原因が当該被災者の故意又は重大な過失による場合は、災害見舞金及び災害弔慰金の全部又は一部を支給しないことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

- 1 この要綱（火災による見舞金に関する規定及び附則第3項の規定を除く。）は、告示の日から実施し、平成7年1月1日から適用する。
- 2 この要綱中、火災による見舞金に関する規定及び附則第3項の規定は、平成7年4月1日から施行する。
- 3 亀岡市火災見舞金等支給要綱（昭和46年亀岡市告示第12号）は、廃止する。

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年7月1日

条例第25号

昭57条例32・題名改称

目 次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 災害弔慰金の支給（第3条―第8条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第9条―第11条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第12条―第15条）
- 第5章 補則（第16条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（昭57条例32・昭57条例40・昭60条例16・一部改正）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害を生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

（昭57条例15・一部改正）

第2章 災害弔慰金の支給

（昭60条例16・改称）

（災害弔慰金の支給）

第3条 市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（昭57条例40・一部改正）

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくして生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(昭50条例8・平23条例17・一部改正)

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては5,000,000円以内とし、その他の場合にあっては2,500,000円以内とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(昭50条例8・全改、昭51条例52・昭55条例20・昭57条例15・昭57条例40・平3条例32・一部改正)

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(昭57条例15・一部改正)

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(昭57条例40・追加)

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。 (昭57条例40・追加)

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を維持していた場合にあっては2,500,000円とし、その他の場合にあっては1,250,000円とする。

(昭57条例40・追加、平3条例32・一部改正)

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(昭57条例40・追加)

第4章 災害援護資金の貸付け

(昭57条例40・旧第3条繰下)

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。 (昭57条例32・一部改正、昭57条例40・旧第9条繰下)

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 1,500,000円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円

- ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円
エ 住居が全壊した場合 3,500,000円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 1,500,000円
イ 住居が半壊した場合 1,700,000円
ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 2,500,000円
エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 3,500,000円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウの規定に該当する場合で、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項かっこ書きの場合は、5年）とする。
- （昭50条例8・昭51条例52・昭55条例20・昭57条例15・一部改正、昭57条例40・旧第10条繰下、昭62条例20・平3条例32・一部改正）
- （利率）
- 第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。 （昭57条例40・旧第11条繰下）
- （償還等）
- 第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。
- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。
- （昭57条例15・昭57条例32・一部改正、昭57条例40・旧第12条繰下、昭60条例16・一部改正）

第5章 補則

（昭60条例16・章名追加）

（委任）

- 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- （昭57条例40・旧第13条繰下）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（以下、附則は省略）

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年8月2日

規則第11号

(昭57規則23・題名改称)

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第6条―第17条）
- 第5章 補則（第18条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

- 第1条 この規則は、亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年亀岡市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
- （昭57規則23・昭60規則18・一部改正）

第2章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

- 第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次の各号に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

- 第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

（昭58規則6・追加）

（支給の手続）

- 第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次の各号に掲げ

る事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
 - (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
 - (3) 障害の種類及び程度に関する事項
 - (4) 支給の制限に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 (昭58規則6・追加)
- (必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別記第1号様式）を提出させるものとする。

(昭58規則6・追加、昭60規則18・一部改正)

第4章 災害援護資金の貸付け

(昭58規則6・旧第3章繰下)

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（別記第2号様式。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(昭58規則6・旧第4条繰下・一部改正、昭60規則18・一部改正)

(調書)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(昭58規則6・旧第5条繰下・一部改正)

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（別記第3号様式。以下「貸付決定通知書」という。）を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（別記第4号様式）を借入申込者に通知するものとする。

(昭58規則6・旧第6条繰下・一部改正、昭60規則18・一部改正)

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書（別記第5号様式。以下「借用書」という。）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(昭58規則6・旧第7条繰下・一部改正、昭60規則18・一部改正)

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(昭58規則6・旧第8条繰下、昭60規則18・一部改正)

(貸付金の償還)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(昭58規則6・旧第9条繰下、昭60規則18・一部改正)

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別記第6号様式）を市長に提出するものとする。

(昭58規則6・旧第10条繰下・一部改正)

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（別記第8号様式）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別記第9号様式）を当該借受人に交付するものとする。

(昭58規則6・旧第11条繰下・一部改正、昭60規則18・一部改正)

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金支払免除承認通知書（別記第11号様式）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別記第12号様式）を当該借受人に交付するものとする。

(昭58規則6・旧第12条繰下・一部改正、昭60規則18・一部改正)

(償還免除)

第15条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（別記第13号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（別記第14号様式）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（別記第15号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(昭58規則6・旧第13条繰下・一部改正、昭60規則18・一部改正)

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(昭58規則6・旧第14条繰下)

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を市長に氏名等変更届（別記第16号様式）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

(昭58規則6・旧第15条繰下・一部改正)

第5章 補則

(昭60規則18・章名追加)

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

(昭58規則6・旧第16条繰下・一部改正、昭60規則18・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

【別記第1号様式～第16号様式 省略】

大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱

平成26年12月1日

告示第235号

改正 平成29年11月15日告示第221号

平成30年3月15日告示第33号

(趣旨)

第1条 市長は、大規模自然災害により生活基盤となる住宅等の被害を受けた市民が、可能な限り早期に安定した生活を再建することにより、地域のコミュニティの崩壊を防止し、活力を取り戻すため、被災住宅の再建等を行う者に対し、その費用の一部について亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大規模自然災害 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）第2条第1号に規定する自然災害（以下「自然災害」という。）であつて、次のいずれかに該当するもの（大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第9号に規定する特定大規模災害等に該当する自然災害その他市の区域内（以下「市内」という。）で発生した著しく異常かつ激甚な自然災害であつて市長が別に定めるものを除く。）をいう。

ア 支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害を生じさせた異常な自然現象により住宅の被害（その被害が住宅の床上に達しない程度の浸水により生じたものである場合における当該被害を除く。以下同じ。）が発生した場合における、当該自然現象により生じた自然災害（市内における住宅の被害に限る。イにおいて「支援法適用等災害」という。）であつて、イの自然災害に該当しないもの

イ 支援法適用等災害による住宅の被害及び当該支援法適用等災害を生じさせた異常な自然現象と異なる異常な自然現象により生じた自然災害による住宅の被害が、同時に若しくは連続して発生し、又は近接した期間内に発生した場合であつて、これらの自然災害に対する関係行政機関による一体的な災害応急対策及び災害復旧の実施状況その他の事情を勘案してこれらの自然災害を一の自然災害として取り扱うことが適当であると市長が認めたときにおけるこれらの自然災害（市内における住宅の被害に限る。）

ウ ア及びイに準じる自然災害として市長が別に定めるもの

(2) 全壊 次に掲げる被害の程度のいずれかに該当するものをいう。

ア 住宅全部の倒壊又は流失

イ 補修により居住することができる住宅の状態に復旧をすることができない又は当該復旧をすることが著しく困難であると認められる次に掲げる被害の程度のいずれかに該当するもの

(ア) 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該住宅の延べ床面積の70パーセント以上に達するもの

(イ) 災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官

(防災担当)通知)に係る運用指針(以下「運用指針」という。)を適用して算出した、住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が住宅全体の経済的価値を示す値の50パーセント以上に達するもの

- (3) 大規模半壊 次に掲げる被害の程度のいずれかに該当するもの(全壊に該当するものを除く。)のうち、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められるものをいう。

ア 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該住宅の延べ床面積の50パーセント以上70パーセント未満であるもの

イ 運用指針を適用して算出した、住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が住宅全体の経済的価値を示す値の40パーセント以上50パーセント未満であるもの

- (4) 半壊 補修により居住することができる住宅の状態に復旧をすることが可能と認められる、次に掲げる被害の程度のいずれかに該当するもの(全壊又は大規模半壊に該当するものを除く。)をいう。

ア 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該住宅の延べ床面積の20パーセント以上70パーセント未満であるもの

イ 運用指針を適用して算出した、住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が住宅全体の経済的価値を示す値の20パーセント以上50パーセント未満であるもの

- (5) 一部破損 住宅の被害が半壊に達しない程度のもの(住宅の床上に達しない程度の浸水により生じた程度のものを除く。)をいう。

- (6) 床上浸水 住宅の床上以上に達した程度の浸水によって土砂、竹木等が堆積したこと等により、その住宅に一時的に居住することができなくなった程度のもの(住宅の床上以上に達した程度の浸水によって土砂、竹木等が堆積したこと等により、当該住宅に一時的に居住することができなくなったと認められるものに限る。)をいう。

- (7) 被災住宅 大規模自然災害により第2号から前号までに掲げる程度の被害を受けた市内に存する住宅で、当該大規模自然災害が発生した時に主たる居住の用に供されていたものをいう。

- (8) 被災住宅の再建 市内において、被災住宅に代わる住宅の新築、購入若しくは補修又は被災住宅の補修を行うことをいう。

- (9) 被災住宅に代わる住宅の賃借 市内において、被災住宅に代わる住宅として居住するための住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅を除く。)を賃借することをいう。

- (10) 被災住宅の再建等 被災住宅の再建又は被災住宅に代わる住宅の賃借をいう。

- (11) 支援対象者 被災住宅の居住者が属する世帯の世帯主をいう。

- (12) 支援金 支援法第3条第1項に規定する支援金で、当該大規模自然災害に関し支援対象者が受けることができるものをいう。

- (13) 新築・購入費 被災住宅に代わる住宅の新築工事費又は購入費(購入後直ちに行う補修工事費を含み、土地の取得費を除く。)をいう。

- (14) 補修費 被災住宅又は被災住宅に代わる住宅の補修工事費をいう。

- (15) 賃借費 被災住宅に代わる住宅の賃借に係る経費をいう。

(16) 解体費等 被災住宅の解体若しくは除却又はその敷地内の土地の整地に係る経費をいう。

(17) 住宅再建経費 支援対象者が支出する第13号から前号までに掲げる経費をいう。

(18) 住宅再建関連経費 被災住宅において使用されていた家具、家庭用電気機械器具等の修理又はこれらの物品に代わる物品の購入、被災住宅の清掃等、支援対象者が実施する被災住宅の再建等に関連する経費（住宅再建経費に該当する経費を除く。）として市長が必要と認める経費であって、支援対象者が支出するものをいう。

(19) 住宅再建融資返済経費 新築・購入費又は補修費の支出について、次に掲げる融資を利用した場合のその返済（当該融資の貸付の実行日から5年以内（元金の据置期間を含む。）で、当該融資の利息の支払に係る期間に行われたものに限る。）に要する経費（当該融資に係る利息に相当する額（イに掲げる融資にあつては、当該融資に替えてアに掲げる融資を利用したとした場合における利息に相当する額とイに掲げる融資に係る利息に相当する額のいずれか少ない額）に限る。）をいう。

ア 独立行政法人住宅金融支援機構による災害復興住宅融資

イ 大規模自然災害の規模、被災地域の実情等を勘案して、当該大規模自然災害ごとに、被災住宅の再建に必要な資金の調達に係る融資として市長が別に定める融資

(20) 支援対象経費 第17号及び第18号に掲げる経費で当該大規模自然災害の規模、被災地域の実情等を勘案して、当該大規模自然災害ごとに、被災住宅の再建等に必要な期間として市長が別に定める期間内にその支払が完了するもの（第15号に掲げる経費にあつては、当該期間の末日が属する月の前月分までの住宅の賃借に係る経費に限る。）並びに前号に掲げる経費をいう。

(21) 補助金 被災住宅の再建等のために交付する補助金で支援対象経費を補助の交付の対象とするものをいう。

（補助対象事業等）

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、支援対象者に対し支援対象経費について補助金を交付する事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる支援対象経費の区分に応じ当該各号に定める経費とする。

(1) 住宅再建経費 別表の補助対象事業の欄に掲げる補助対象事業の内容及び同表の支援対象者の欄に掲げる者の区分に応じ、同表の補助対象経費の欄に掲げる経費

(2) 住宅再建関連経費 支援対象者に対し住宅再建関連経費について補助金を交付する場合における当該補助に要する経費（支援対象者につき住宅再建関連経費が5万円を超える場合、当該超える額については補助の対象としない。）

(3) 住宅再建融資返済経費 支援対象者ごとの住宅再建融資返済経費の額

3 一の大規模自然災害に関し、支援対象者に対し住宅再建経費及び住宅再建関連経費のいずれの経費についても補助金を交付する場合において、当該補助に要した経費の額が当該支援対象者に係る別表の基準限度額の欄に掲げる額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、当該超える額については、補助の対象としない。

4 補助金の額は、千円単位とし、端数は、切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第4条 規則第5条第1項の補助金等交付申請書は、大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）によるものとし、支援対象者は、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 申請書に添付しなければならない書類は、次に掲げる書類とする。ただし、市長が別の方法等により確認できることとして添付しないことを認めた場合は、この限りでない。

- (1) 罹災証明書（写し）
- (2) 支援対象者の住民票に記載された事項を証明した書類
- (3) 支援対象経費の額を確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第5条 支援対象者は、交付決定後に事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるものとする。

（交付の決定）

第6条 規則第6条第3項の規定による通知は、大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

（交付の変更申請）

第7条 支援対象者は、第4条の規定により提出した申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとする場合には、大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付変更申請書（別記第3号様式。以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、変更しようとする内容が、次の各号のいずれかにのみ該当する場合にあっては、この限りでない。

- (1) 被災住宅の再建に係る経費の額（補助金の額の変更を伴わないものに限る。）
- (2) 工事着手年月日及び工事完了（予定）年月日（工事完了（予定）の年度の変更を伴わないものに限る。）

2 変更申請書に添付しなければならない書類は、第4条第2項に掲げるもののうち、当該変更に係る書類とする。

（実績報告）

第8条 規則第10条の補助事業等実績報告書は、大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金実績報告書兼補助金支払請求書（別記第4号様式。以下「実績報告書」という。）によるものとする。

2 実績報告書に添付しなければならない書類は、補助対象経費の確定額及び当該経費を補助対象者が支払ったことを確認できる書類とする。

（補助金額の確定通知）

第9条 規則第11条の規定による通知は、大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金確定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の通知後に補助金を交付する。ただし、支援対象者が被災住宅の再建に要する経費に充てる必要があると認めるときは、通知前に市長が認める範囲内で補助金を交付することができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成26年8月8日以降に着手した被災住宅の再建について適用する。

附 則（平成29年告示第221号）

この要綱は、告示の日から実施し、この告示による改正後の大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱の規定は、平成29年9月16日以後に発生した災害について適用する。

附 則（平成30年告示第33号）

この要綱は、告示の日から実施し、この告示による改正後の大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱の規定は、平成29年10月21日以後に発生した災害について適用する。

別表（第3条関係）

住宅再建経費の補助対象経費及び基準限度額等

補助対象事業	支援対象者	補助対象経費	被害の程度	基準限度額 (万円)
1 被災住宅に代わる住宅の新築又は購入	支援金を受けることができる支援対象者	支援対象者ごとの住宅再建経費（新築・購入費が含まれているものに限る。以下この項において同じ。）の額に3分の1を乗じて得た額から支援金の額を控除した額（当該額が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める額） (1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、それぞれ支援対象者ごとの基準限度額の欄に掲げる額を超える場合 当該掲げる額 (2) 50万円未満の場合 次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 支援対象者ごとの住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額が50万円以上の場合 50万円 イ 支援対象者ごとの住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額が50万円未満の場合 住宅再建経費の額から支援金の額を控除した額	全壊	150
			大規模半壊	100
	その他の支援対象者	支援対象者ごとの住宅再建経費の額に3分の1を乗じて得た額（当該額	全壊	300
			大規模半壊	250

		が次に掲げる場合に該当するとき は、それぞれ次に定める額)	壊	
		(1) 被害の程度の欄に掲げる被害 の程度に応じ、それぞれ支援対象 者ごとの基準限度額の欄に掲げる 額を超える場合 当該掲げる額	半壊	150
		(2) 50万円未満の場合 次の場合 の区分に応じ、それぞれ次に定め る額 ア 支援対象者ごとの住宅再建経 費の額が50万円以上の場合 50 万円 イ 支援対象者ごとの住宅再建経 費の額が50万円未満の場合 住 宅再建経費の額	一部破損 又は床上 浸水	50
2 被災住宅 又は被災住 宅に代わる 住宅の補修	支援金を受け ることができ る支援対象者	支援対象者ごとの住宅再建経費 (補修費が含まれているものに限 る。以下この項において同じ。)の 額に3分の1を乗じて得た額から支援 金の額を控除した額(当該額が次に 掲げる場合に該当するときは、それ ぞれ次に定める額) (1) 被害の程度の欄に掲げる被害 の程度に応じ、それぞれ支援対象 者ごとの基準限度額の欄に掲げる 額を超える場合 当該掲げる額 (2) 50万円未満の場合 次の場合 の区分に応じ、それぞれ次に定め る額 ア 支援対象者ごとの住宅再建経 費の額から支援金の額を控除し た額が50万円以上の場合 50万 円 イ 支援対象者ごとの住宅再建経 費の額から支援金の額を控除し た額が50万円未満の場合 住宅 再建経費の額から支援金の額を 控除した額	全壊	100
			大規模半 壊	60
	その他の支援 対象者	支援対象者ごとの住宅再建経費の 額に3分の1を乗じて得た額(当該額	全壊	200
			大規模半	150

		が次に掲げる場合に該当するとき は、それぞれ次に定める額) (1) 被害の程度の欄に掲げる被害の 程度に応じ、支援対象者に支援対 象者ごとにそれぞれ基準限度額の 欄に掲げる額を超える場合 当該 掲げる額 (2) 50万円未満の場合 次の区分に 応じ、それぞれ次に定める額 ア 支援対象者ごとの住宅再建経 費の額が50万円以上の場合 50 万円 イ 支援対象者ごとの住宅再建経 費の額が50万円未満の場合 住 宅再建経費の額	壊	
			半壊	150
			一部破損 又は床上 浸水	50
3 被災住宅 に代わる住 宅の賃借	支援金を受け ることができ る支援対象者	支援対象者ごとの住宅再建経費 (新築・購入費及び補修費が含まれ ていないものに限る。以下この項に おいて同じ。)の額に3分の1を乗じ て得た額から支援金の額を控除した 額(当該額が次に掲げる場合に該当 するときは、それぞれ次に定める 額) (1) 被害の程度の欄に掲げる被害 の程度に応じ、それぞれ支援対象 者ごとの基準限度額の欄に掲げる 額を超える場合 当該掲げる額 (2) 25万円未満の場合 次の場合 の区分に応じ、それぞれ次に定め る額 ア 支援対象者ごとの住宅再建経 費の額から支援金の額を控除し た額が25万円以上の場合 25万 円 イ 支援対象者ごとの住宅再建経 費の額から支援金の額を控除し た額が25万円未満の場合 住宅 再建経費の額から支援金の額を	全壊	75
			大規模半 壊	40

	控除した額		
その他の支援 対象者	支援対象者ごとの住宅再建経費の 額に3分の1を乗じて得た額（当該額 が次に掲げる場合に該当するとき は、それぞれ次に定める額） （1） 被害の程度の欄に掲げる被害 の程度に応じ、それぞれ支援対象 者ごとの基準限度額の欄に掲げる 額を超える場合 当該掲げる額 （2） 25万円未満の場合 次の場合 の区分に応じ、それぞれ次に定め る額 ア 支援対象者ごとの住宅再建経 費の額が25万円以上の場合 25 万円 イ 支援対象者ごとの住宅再建経 費の額が25万円未満の場合 住 宅再建経費の額	全壊	150
		大規模半 壊	100

亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金交付要綱

平成30年10月1日

告示第216号

(目的)

第1条 この要綱は、自然災害により被害を受けた住宅に居住する市民に対し、その修繕等に係る費用の一部を交付することにより、市民が可能な限り早期に安定した生活を取り戻すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自然災害 次の全ての要件を満たすものをいう。

ア 平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震以後に発生した自然災害

イ 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱（平成26年京都府告示第613号）に基づく補助金の対象とならない自然災害

ウ 次のいずれかに該当する自然災害

(ア) 市内において、次のいずれかの被害が発生した自然災害

a 全壊1棟以上かつ一部破損及び床上浸水が合わせて20棟以上

b 半壊（大規模半壊を含む。）2棟以上かつ一部破損及び床上浸水が合わせて20棟以上

c 一部破損及び床上浸水が合わせて25棟以上

(イ) (ア) の要件に該当しない自然災害であって、(ア) の要件を満たす自然災害と連続して発生した自然災害であるため一体的な自然災害とみなすことが適当であると市長が認めた自然災害その他自然災害の被害の程度が(ア) の要件に相当すると市長が認めた自然災害

(2) 全壊 次のいずれかに該当する住宅の被害の程度をいう。

ア 住宅全部の倒壊又は流失

イ 補修により居住することができる住宅の状態に復旧をすることができず、又は当該復旧をすることが著しく困難であると認められる、次のいずれかに該当する住宅の被害の程度

(ア) 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該住宅の延べ床面積の70パーセント以上に達するもの

(イ) 災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に係る災害に係る住宅の被害認定基準運用指針（以下「運用指針」という。）を適用して算出した、住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が住宅全体の経済的価値を示す値の50パーセント以上に達するもの

(3) 大規模半壊 次のいずれかに該当する住宅の被害の程度（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められるものに限る。）であって、全壊に該当しないものをいう。

ア 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該住宅の延べ床面積の50パーセント以上70パーセント未満であるもの

イ 運用指針を適用して算出した、住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が住宅全体の経済的価値を示す値の40パーセント以上50パーセント未満であるもの

- (4) 半壊 補修により居住することができる住宅の状態に復旧をすることが可能と認められる、次のいずれかに該当する住宅の被害の程度（全壊又は大規模半壊に該当するものを除く。）をいう。
- ア 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該住宅の延べ床面積の20パーセント以上70パーセント未満であるもの
- イ 運用指針を適用して算出した、住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が住宅全体の経済的価値を示す値の20パーセント以上50パーセント未満であるもの
- (5) 一部破損 半壊に達しない程度の住宅の被害の程度であって、床上浸水に該当しないものかつ運用指針を適用して算出した、住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が住宅全体の経済的価値を示す値の1パーセント以上のものをいう。
- (6) 床上浸水 半壊に達しない程度の住宅の被害の程度（住宅の床上以上に達した程度の浸水によって土砂、竹木等が堆積したこと等により、当該住宅に一時的に居住することができなくなったと認められるものに限る。）をいう。
- (7) 被災住宅 第2号から前号までに掲げる程度の被害を受けた市内に存する住宅であって、当該自然災害が発生した時に主たる居住の用に供されていたものをいう。
- (8) 支援対象者 被災住宅の居住者が属する世帯の世帯主であって、当該被災住宅に代わる住宅を市内で新築し、購入し、若しくは賃借し、又は当該被災住宅の補修を行って引き続き市内に居住しようとする者をいう。
- (9) 住宅修繕経費 被災住宅の再建経費（新築、購入、補修、賃借及び流入した土砂の除去に要した経費）及び解体経費をいう。
- (10) 住宅修繕関連経費 被災住宅において使用されていた家具、家庭用電気機械器具等の修理又はこれらの物品に代わる物品の購入、被災住宅の清掃等、支援対象者が実施する被災住宅の修繕等に関連する経費（住宅修繕経費に該当する経費を除く。）として市長が必要と認める経費であって、支援対象者が支出するものをいう。
- (11) 補助対象経費 前2号に掲げる経費（住宅修繕関連経費は5万円を限度とする。）であって、当該自然災害ごとに市長が定める期間内にその支払が完了するものをいう。ただし、賃借に要した経費は、全壊又は大規模半壊の被害が生じた場合に限って補助対象経費とするものとする。

第3条 補助金の補助率は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率
住宅修繕経費	3分の1
住宅修繕関連経費	10分の10

2 補助限度額は、次の表のとおりとする。

被害の程度	補助限度額
全壊	100万円
半壊（大規模半壊を含む。）	50万円
一部破損又は床上浸水	10万円

3 補助金の額は、前項の補助限度額を限度として、補助対象経費に第1項の補助率を乗じて得た額（一人の支援対象者が住宅修繕経費と住宅修繕関連経費のいずれも支出するときは、それぞれの経費に該当する補助率を乗じて得た額の合算額をいう。以下、この項において同じ。）とする。ただし、補助対象経費に第1項の補助率を乗じて得た額が10万円未満の場合においては、補助対象経費が10万円以上のときは10万円を、10万円未満のときは補助対象経費の全額を補助するものとする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、自然災害ごとに自然災害の発生した日から37月以内に市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により支援対象者に通知するものとする。

（交付の変更申請）

第6条 支援対象者は、第4条の規定により提出した申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとする場合は、亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金交付変更申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、変更しようとする内容が次の各号のいずれかにのみ該当する場合は、この限りでない。

- (1) 住宅修繕経費及び住宅修繕関連経費の額（補助金の額の変更を伴わないものに限る。）
- (2) 工事着手年月日及び工事完了（予定）年月日（工事完了（予定）の年度の変更を伴わないものに限る。）

（実績報告及び請求）

第7条 支援対象者は、申請書に記載した被災住宅の修繕等が完了したときは、亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金実績報告書兼請求書（別記第4号様式）に、補助対象経費を支払ったことを確認できる書類その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の確定及び交付）

第8条 市長は、前条の亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金実績報告書兼請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金確定通知書（別記第5号様式）により支援対象者に通知し、補助金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年10月15日から実施し、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震以後に発生した自然災害について適用する。

亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 市長は、豪雨又は地震による土砂災害の被害を受けた土地の応急復旧を支援し、現在及び将来にわたり安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、被害を受けた土地の応急復旧を行う市民等に対し、予算の範囲内において、亀岡市補助金等交付規則（昭和４１年亀岡市規則第５号）及びこの要綱の定めるところにより、補助金を交付する。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）豪雨 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和３７年法律第１５０号）第２条第１項の規定により、激甚災害として指定された災害による降雨、市内で１時間当たりの雨量が２０ミリメートル以上又は２４時間あたりの雨量が８０ミリメートル以上を観測した降雨その他特に市長が認めた降雨をいう。

（２）地震 本市で観測した震度５弱以上の地震その他市長が認めた地震をいう。

（３）急傾斜地 地表面の勾配が３０度を超え、かつ、高さが２メートル以上の傾斜地（土地造成等による切土又は盛土による傾斜地及び擁壁等を含む。）をいう。

（４）住宅用地 現に人が居住するための家屋の敷地の用に供されている土地をいう。

（５）所有者等 土地の所有者、管理者又は占有者をいう。

（６）応急復旧工事 土砂災害の被害を受けた土地において、被害の拡大及び二次被害の発生を防止するために行う工事で、次に掲げるものをいう。

ア 崩壊土砂及び倒木等障害物の除去

イ 土のう又は矢板等による土留め

ウ シート等による地表面の保護

エ 水路の確保等による排水処理

オ その他応急的な措置

（補助対象地）

第３条 補助の対象となる土地（他の同種の補助金制度の対象となっていない土地を除く。以下「補助対象地」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、現地調査等により被害の程度が大きく、かつ、相当の危険があるため、直ちに応急復旧工事が必要であると市長が認めた土地に限る。

（１）豪雨又は地震による地表面の崩壊又は土砂の流出により損壊した急傾斜地（以下「被災した急傾斜地」という。）である住宅用地

（２）下端に土砂等の流入による被害を受けた住宅用地が隣接し、又は近接する被災した急傾斜地

（３）被災した急傾斜地の下端に隣接し、又は近接する土砂等の流入による被害を受けた住宅用地

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、補助対象地又は補助対象地の下端に隣接若しくは近接する住宅用地の所有者等である個人、地縁団体又はこれに準ずる団体とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 被災した急傾斜地である住宅用地の応急復旧工事に係る経費で、工事に要する経費が100万円以上のもの
- (2) 下端に土砂等の流入による被害を受けた住宅用地が隣接し、又は近接する被災した急傾斜地の応急復旧工事に係る経費で、工事に要する経費が100万円以上のもの
- (3) 急傾斜地の下端に隣接し、又は近接する土砂等の流入による被害を受けた住宅用地の応急復旧工事に係る経費で、工事に要する経費が20万円以上のもの

2 前項各号に定める応急復旧工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による土木工事業の許可を受けている者に請け負わせ施工しなければならない。

3 前項に規定する補助対象工事を請け負う事業者（以下「請負業者」という。）は、工事の施工に伴い補助対象地の形状変更及び工作物の設置等を行うときは、各関係法令が定める構造等の技術基準を遵守しなければならない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2の額とし、被災した急傾斜地である住宅用地の応急復旧工事は300万円、隣接土地の応急復旧工事は200万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象地が被害を受けた日から起算して12月が経過した日が属する月の末日までに、亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図、公図、登記事項証明書及び現況写真
- (2) 施工図面、工程表及び見積書
- (3) 補助対象地に係る権利者の承諾書又は誓約書
- (4) 請負業者に係る建設業許可証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第9条 第7条の規定による申請をした者は、緊急その他やむを得ない理由により前条の規定による補助金の交付決定を受ける前に補助対象工事に着手しようとするときは、あらかじめ亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金指令前着手届（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の変更申請)

第10条 第8条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金変更申請書（別記第4号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更承認)

第11条 市長は、前条の規定により変更の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、承認したときは、亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金変更承認通知書（別記第5号様式）により補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助決定者は、当該工事を完了したときは、交付決定を受けた年度の3月末日までに、亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金実績報告書（別記第6号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 交付決定を受けた工事に要した経費に係る領収書の写し又は工事に要した経費の金額を証する書類の写し

(2) 工事完成後の状況が確認できる写真

(3) 請負契約書又は請負業者との契約を証する書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金確定通知書（別記第7号様式）により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定により補助金の確定を受けた補助決定者は、亀岡市土砂災害応急復旧支援事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助決定者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させること

ができる。

- (1) 工事成果が交付決定した内容と大きく異なったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から実施し、令和2年7月以降に発生した自然災害について適用する。

附 則（令和4年告示第190号）

この要綱は、告示の日から実施し、令和4年4月以降に発生した自然災害について適用する。

亀岡市自主防災会活動助成金交付要綱

平成12年3月31日

告示第41号

(趣旨)

第1条 市長は、自主防災会の活動の促進を図るため、自主防災会に対し、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において助成金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災会 地震、風水害、火災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害を防止し、若しくは軽減し、又は火災その他の災害を予防するため、住民が連帯協同して、地域の実情に応じ自主的に設置運営する防災会をいう。
- (2) 災害活動 亀岡市災害見舞金等支給要綱（平成7年亀岡市告示第28号）第2条に定める災害が発生した場合の情報の収集伝達、消火、救出救護、避難誘導等の活動をいう。
- (3) 防災訓練 原則として、自主防災会単位で行う広域災害訓練等をいう。

(交付の対象とする活動)

第3条 亀岡市自主防災会活動助成金（以下「助成金」という。）の交付対象とする自主防災会の活動（以下「自主防災会活動」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 災害活動に関すること。
- (2) 防災訓練に関すること。
- (3) 防災知識の啓発活動に関すること。
- (4) 地域版ハザードマップの作成等地域防災活動に関すること。
- (5) その他自主防災会の運営に必要な活動に関すること。

(平20告示45・一部改正)

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、自主防災会ごとに前条に規定する自主防災会活動に要した経費に対し、次の各号に定める額を限度とし、市長が決定した額とする。

- (1) 前条第1号から第3号及び第5号に規定する自主防災会活動に要した経費 年間50,000円
(自主防災会活動ごとに算定した額を合算して得た額。ただし、第1号は除く。)
- (2) 前条第4号に規定する地域版ハザードマップの作成等地域防災活動に要した経費 年間50,000円
(平20告示45・全改)

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする自主防災会の代表者（以下「申請者」という。）は、自主防災会活動助成金交付申請書（別記第1号様式）を別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつた場合において、これを審査し、助成金を交付することを適当と認めるときは、助成金の交付及び交付予定額を決定し、その旨を自主防災

会活動助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者は、自主防災会活動を実施したときは、速やかに自主防災会活動実績報告書（別記第3号様式）に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 第3条第1号に定める活動を行った申請者は、自主防災会災害活動報告書（別記第4号様式）に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（助成金の交付）

第8条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、これを審査し、活動が適切に実施されたと認めるときは、助成金の交付額を確定するとともに、申請者に通知し、交付するものとする。

2 助成金の請求は、自主防災会活動助成金請求書（別記第5号様式）をもって行うものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、第6条の規定による交付決定通知を受けたのちにおいて、申請に係る自主防災会活動を取り止めたときは、速やかに自主防災会活動助成金交付申請取下げ届出書（別記第6号様式）により市長に届け出るものとする。

（助成金の返還等）

第10条 市長は、助成金の交付の決定又は助成金の交付を受けた自主防災会が次の各号の一に該当するときは、助成金の交付の決定を取り消し、若しくは助成金の額を変更し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を求めることがある。

(1) 不正な手段により助成金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

(2) 助成金交付の目的に反して助成金を使用したとき。

(3) 前条の規定により申請の取下げの届出があったとき。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則（平成20年告示第45号）

この要綱は、告示の日から実施する。

【別記第1号様式～第6号様式 省略】

亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金交付要綱

平成27年4月1日

告示第38号

改正 平成28年3月29日告示第49号

平成30年11月1日告示第229号

令和2年4月1日告示第66号

(趣旨)

第1条 市長は、自主防災会が保有管理している防災備品の整備を促進し、自主防災体制の維持、充実を図るため、自主防災会に対し、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災会 地震、風水害、火災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害を防止し、若しくは軽減し、又は火災その他の災害を予防するため、住民が連帯協同して、地域の実情に応じ亀岡市内に自主的に設置運営する防災会をいう。
- (2) 防災資機材 過去に亀岡市等が整備し、自主防災会が管理している備品等又は自主防災会が新たに設置し管理する備品等をいう。

(補助対象事業)

第3条 亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金（以下「補助金」という。）の対象となる事業は、防災資機材の更新及び修繕並びに設置に係る事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業費の2分の1以内とし、1年度につき200,000円以内を限度とする。ただし、算出額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災会（以下「申請自主防災会」という。）は、亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に關係書類を添えて別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、その適否を亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請自主防災会に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定の通知に際して、必要な条件を付けることができる。

(計画変更の承認)

第7条 申請自主防災会は、補助事業の計画に変更が生じたときは、亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金変更交付申請書（別記第3号様式）に關係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により、補助金交付の変更の承認をした場合は、亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金変更承認（却下）通知書（別記第4号様式）により、速やかに申請

自主防災会に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請自主防災会は、当該事業を完了した日から起算して1箇月を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金実績報告書（別記第5号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(確定及び交付)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書を受けたときは、必要な調査を行い、適当と認めるときは、補助金額を確定し亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金確定通知書（別記第6号様式）により当該自主防災会に通知し、これを交付する。

2 補助金の請求は、亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金交付請求書（別記第7号様式）をもって行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、申請自主防災会が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときはその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定又は第6条第2項に規定する交付の決定に付された条件に違反したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正な手続により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 事業の施行方法が不相当と認められるとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則（平成28年告示第49号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この告示の実施の日前にされた処分等に係る手続その他の行為については、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月1日告示第66号）

この告示は、公布の日から実施する。

【別記第1号様式～第7号様式 省略】